

令和元年度版

(平成30年度実績)

# 宮崎市国民健康保険の概要



宮崎市

※グラフについては、四捨五入により 100%とならない場合があります。

# 目 次

## I 財政状況

1	平成 31 年度当初予算総括表	2
2	平成 30 年度予算決算総括表	4
3	年度別決算状況(事業年報)	6
4	平成 30 年度決算状況(事業年報)	8
5	保険給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金の年度別推移	8
6	国民健康保険運営基金の状況	9

## II 被保険者(加入者)の状況

1	国民健康保険被保険者(加入者)の状況	10
2	年齢区分別被保険者(加入者)状況	11
3	所得段階別世帯数、被保険者の状況	12

## III 医療費(保険給付)の状況

1	保険給付の概要	13
2	療養の給付等の状況	14
3	療養費の状況	19
4	高額療養費の状況	20
5	その他の給付の状況	20
6	医療費適正化の取組み	21

## IV 保健事業の状況

1	特定健康診査及び特定保健指導	22
2	はり・きゅう・あんま助成事業	23

## V 国民健康保険税の状況

1	保険税の概要と税率等の推移	24
2	保険税賦課状況(賦課確定時)	25
3	保険税の収納状況	28

## VI 関係資料

1	宮崎市国民健康保険事業の沿革	34
2	宮崎市国民健康保険事業の事務機構	44
3	宮崎市国民健康保険運営協議会	45
4	国民健康保険事業状況報告書(事業年報)	46
5	関係条例規則等	60
	宮崎市国民健康保険条例	60
	宮崎市国民健康保険規則	65
	宮崎市国民健康保険税条例	67
	宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則	87
	宮崎市国民健康保険運営基金条例	90
	宮崎市国民健康保険はり・きゅう・あんま施術規則	91

# I 財政状況

## 1 平成31年度当初予算総括表

【歳入】

(単位:千円、%)

①国民健康保険税  
国民健康保険事業費納付金等の財源として、所要額を算定。平成30年度に税率改定。

⑥県支出金  
○普通交付金  
平成30年度から導入された国保の都道府県単位化によって、市町村の保険給付費等の財源として県から交付されるもの。  
○保険者努力支援分  
国が示す評価指標に基づき実績に応じて交付されるもの。  
○県繰入金(2号分)  
資格管理・給付の適正化、保健事業等に対し県から交付されるもの。

⑧繰入金  
○保険基盤安定繰入金  
保険税負担の緩和を図るための繰出し。保険税軽減相当分や低所得者を多く抱える保険者に対し助成される支援分を繰入れる。  
○出産育児一時金等繰入金  
出産育児一時金歳出額の3分の2を繰入れるもの。  
○運営基金繰入金  
国保事業の円滑な運営を図るために保有している運営基金より歳入不足分について繰入れを行うもの。

科目	平成31年度			平成30年度 当初予算額②
	当初予算額①	構成比	増減額①-②	
①国民健康保険税	7,479,391	18.0	△ 96,505	7,575,896
医療給付費分	4,930,183	11.9	△ 105,962	5,036,145
後期高齢者支援金分	1,903,980	4.6	61,026	1,842,954
介護納付金分	645,228	1.6	△ 51,569	696,797
②一部負担金	4	0.0	0	4
③使用料及び手数料	8,621	0.0	366	8,255
④国庫支出金	0	-	0	0
⑤療養給付費等交付金	0	-	△ 1	1
現年度分	0	-	0	0
過年度分	0	-	△ 1	1
⑥県支出金	28,720,425	69.3	△ 336,921	29,057,346
普通交付金	27,903,250	67.3	△ 406,700	28,309,950
保険者努力支援分	178,324	0.4	△ 26,366	204,690
特別調整交付金分	428,948	1.0	57,979	370,969
県繰入金(2号分)	121,564	0.3	19,771	101,793
特定健康診査等負担金分	88,339	0.2	18,395	69,944
⑦財産収入	205	0.0	3	202
⑧繰入金	5,154,781	12.4	999,265	4,155,516
一般会計繰入金	4,118,264	9.9	△ 33,064	4,151,328
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	1,514,080	3.7	0	1,514,080
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	951,123	2.3	0	951,123
職員給与費等繰入金	693,331	1.7	△ 924	694,255
出産育児一時金等繰入金	117,387	0.3	0	117,387
財政安定化支援事業繰入金	610,817	1.5	△ 16,361	627,178
その他の一般会計繰入金	231,526	0.6	△ 15,779	247,305
後期特別会計繰入金	4,489	0.0	301	4,188
運営基金繰入金	1,032,028	2.5	1,032,028	0
⑨繰越金	1	0.0	0	1
⑩諸収入	81,572	0.2	△ 1,207	82,779
合計	41,445,000	100.0	565,000	40,880,000

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

## 【歳出】

(単位:千円、%)

科目	平成31年度			平成30年度	
	当初予算額①	構成比	増減額①-②	当初予算額②	
①総務費	699,169	1.7	△ 3,577	702,746	①総務費(前年度比▲0.5%) ○事務費 医療費適正化特別対策事業やジェネリック医薬品使用促進事業等を実施。
職員給与費	372,289	0.9	729	371,560	
事務費	326,880	0.8	△ 4,306	331,186	
②保険給付費	28,170,516	68.0	△ 413,279	28,583,795	②保険給付費(前年度比▲1.4%) 被保険者数は減少傾向にあるため、保険給付費についても減少傾向。
療養諸費	24,422,686	58.9	△ 313,379	24,736,065	
療養給付費	24,151,000	58.3	△ 268,000	24,419,000	
療養費	190,500	0.5	△ 38,800	229,300	
審査支払手数料	81,186	0.2	△ 6,579	87,765	
高額療養費	3,561,600	8.6	△ 99,900	3,661,500	
高額療養費	3,558,000	8.6	△ 100,000	3,658,000	
高額介護合算療養費	3,600	0.0	100	3,500	
出産育児諸費	176,080	0.4	0	176,080	
葬祭諸費	10,000	0.0	0	10,000	
移送費	150	0.0	0	150	③国民健康保険事業費納付金 (前年度比+10.1%) 平成30年度から財政運営の主体责任となった県へ納付するもの。県全体の医療費の動向等により大幅に増加。
③国民健康保険事業費納付金	12,214,282	29.5	1,122,602	11,091,680	
医療給付費分	8,839,880	21.3	1,036,583	7,803,297	
後期高齢者支援金等分	2,570,837	6.2	145,283	2,425,554	
介護納付金分	803,565	1.9	△ 59,264	862,829	④保健事業費(前年度比+16.1%) 医療費の増加抑制を図るための保健事業。特定健診自己負担無料化の実施により事業費増。
④保健事業費	293,541	0.7	40,654	252,887	
特定健診・特定保健指導事業	216,150	0.5	47,970	168,180	
特定健診定着化事業	12,846	0.0	1,167	11,679	
生活習慣病重症化予防事業	672	0.0	△ 1,356	2,028	
その他の給付費	63,873	0.2	△ 7,127	71,000	
⑤基金積立金	205	0.0	3	202	
⑥公債費	160	0.0	△ 10	170	
⑦諸支出金	58,932	0.1	△ 135,099	194,031	
還付金	43,000	0.1	0	43,000	
償還金	14,845	0.0	△ 135,155	150,000	
還付加算金	1,030	0.0	0	1,030	
直営診療施設勘定繰出金	57	0.0	56	1	
⑧予備費	8,195	0.0	△ 46,294	54,489	
合計	41,445,000	100.0	565,000	40,880,000	

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

## 2 平成30年度予算決算総括表

【歳入】

(単位:円)

科目	平成30年度				平成29年度 決算額(参考)
	当初予算額	最終予算額①	決算額②	増減額②-①	
①国民健康保険税	7,575,896,000	7,264,506,000	7,859,820,190	595,314,190	9,001,853,076
医療給付費分	5,036,145,000	4,693,069,000	5,210,586,460	517,517,460	6,447,985,583
後期高齢者支援金分	1,842,954,000	1,925,310,000	1,977,193,877	51,883,877	1,782,817,389
介護納付金分	696,797,000	646,127,000	672,039,853	25,912,853	771,050,104
②一部負担金	4,000	4,000	0	△ 4,000	0
③使用料及び手数料	8,255,000	8,798,000	8,635,409	△ 162,591	8,799,934
④国庫支出金	0	520,000	462,000	△ 58,000	12,178,902,066
療養給付費等負担金	0	0	0	0	8,018,001,583
現年度分	0	0	0	0	8,018,001,583
過年度分	0	0	0	0	0
高額医療費共同事業負担金	0	0	0	0	235,800,483
特定健康診査等負担金	0	0	0	0	34,846,000
財政調整交付金	0	0	0	0	3,869,706,000
普通調整交付金	0	0	0	0	2,948,254,000
特別調整交付金	0	0	0	0	921,452,000
国民健康保険災害臨時特例補助金	0	520,000	462,000	△ 58,000	244,000
国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	0	0	0	0	20,304,000
⑤療養給付費等交付金	1,000	19,275,000	19,275,744	744	739,733,802
現年度分	0	0	0	0	619,656,000
過年度分	1,000	19,275,000	19,275,744	744	120,077,802
⑥前期高齢者交付金	0	0	0	0	11,209,182,288
⑦県支出金	29,057,346,000	29,896,298,000	29,983,928,425	87,630,425	2,259,682,483
高額医療費共同事業負担金	0	0	0	0	235,800,483
特定健康診査等負担金	0	0	0	0	34,846,000
県財政調整交付金	0	0	0	0	1,989,036,000
普通交付金	28,309,950,000	29,148,950,000	29,155,335,425	6,385,425	0
特別交付金 保険者努力支援分	204,690,000	204,690,000	204,690,000	0	0
特別調整交付金分	370,969,000	370,969,000	436,727,000	65,758,000	0
県繰入金(2号分)	101,793,000	101,793,000	117,280,000	15,487,000	0
特定健康診査等負担分	69,944,000	69,896,000	69,896,000	0	0
⑧共同事業交付金	0	0	0	0	11,558,598,186
高額医療費共同事業交付金	0	0	0	0	1,008,171,060
保険財政共同安定化事業交付金	0	0	0	0	10,550,427,126
⑨財産収入	202,000	202,000	202,520	520	0
⑩繰入金	4,155,516,000	4,112,363,000	4,065,756,152	△ 46,606,848	4,542,319,718
一般会計繰入金	4,151,328,000	4,107,952,000	4,061,428,230	△ 46,523,770	4,538,275,010
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	1,514,080,000	1,595,997,000	1,595,997,820	820	1,837,415,027
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	951,123,000	829,785,000	829,785,381	381	961,255,229
職員給与費等繰入金	694,255,000	684,057,000	655,297,285	△ 28,759,715	666,711,601
出産育児一時金等繰入金	117,387,000	117,387,000	99,621,744	△ 17,765,256	108,486,153
財政安定化支援事業繰入金	627,178,000	633,421,000	633,421,000	0	627,178,000
その他の一般会計繰入金	247,305,000	247,305,000	247,305,000	0	337,229,000
後期特別会計繰入金	4,188,000	4,411,000	4,327,922	△ 83,078	4,044,708
運営基金繰入金	0	0	0	0	0
⑪繰越金	1,000	1,117,690,000	1,117,690,803	803	478,498,917
⑫諸収入	82,779,000	136,903,000	167,021,326	30,118,326	140,498,659
合 計	40,880,000,000	42,556,559,000	43,222,792,569	666,233,569	52,118,069,129

## 【歳出】

(単位:円)

科目	平成30年度				平成29年度
	当初予算額	最終予算額①	決算額②	不用額①-②	決算額(参考)
①総務費	702,746,000	684,326,000	655,557,954	28,768,046	687,309,323
職員給与費	371,560,000	362,809,000	360,046,230	2,762,770	365,593,292
事務費	331,186,000	321,517,000	295,511,724	26,005,276	321,716,031
総務管理費	208,889,000	206,851,000	191,709,219	15,141,781	207,852,416
徴税费	121,870,000	114,371,000	103,676,411	10,694,589	113,717,279
運営協議会費	427,000	295,000	126,094	168,906	146,336
②保険給付費	28,583,795,000	29,472,795,000	29,417,025,701	55,769,299	29,655,414,286
療養諸費	24,736,065,000	25,490,147,710	25,465,729,653	24,418,057	25,729,552,325
療養給付費	24,419,000,000	25,173,082,710	25,166,063,606	7,019,104	25,428,415,807
療養費	229,300,000	229,300,000	218,110,383	11,189,617	225,412,040
審査支払手数料	87,765,000	87,765,000	81,555,664	6,209,336	75,724,478
高額療養費	3,661,500,000	3,796,417,290	3,792,133,854	4,283,436	3,753,632,731
高額療養費	3,658,000,000	3,792,917,290	3,789,119,309	3,797,981	3,752,392,645
高額介護合算療養費	3,500,000	3,500,000	3,014,545	485,455	1,240,086
出産育児諸費	176,080,000	176,080,000	149,432,616	26,647,384	162,729,230
葬祭諸費	10,000,000	10,000,000	9,620,000	380,000	9,500,000
移送費	150,000	150,000	109,578	40,422	0
③後期高齢者支援金等	0	0	0	0	5,380,135,086
④前期高齢者納付金等	0	0	0	0	19,786,774
⑤老人保健拠出金	0	0	0	0	105,837
⑥介護納付金	0	0	0	0	2,080,739,573
⑦共同事業拠出金	0	0	0	0	11,489,952,683
高額医療費共同事業拠出金	0	0	0	0	943,201,932
保険財政共同安定化事業拠出金	0	0	0	0	10,546,750,751
⑧国民健康保険事業費納付金	11,091,680,000	11,091,680,000	11,091,678,193	1,807	0
⑨保健事業費	252,887,000	249,335,000	227,537,723	21,797,277	226,569,595
特定健康診査等事業費	181,887,000	178,335,000	158,175,883	20,159,117	155,678,899
特定健診・特定保健指導事業	168,180,000	166,102,000	147,551,653	18,550,347	145,956,676
特定健診定着化事業	11,679,000	11,631,000	10,174,573	1,456,427	9,112,430
生活習慣病重症化予防事業	2,028,000	602,000	449,657	152,343	609,793
その他の給付費	71,000,000	71,000,000	69,361,840	1,638,160	70,890,696
⑩基金積立金	202,000	202,520	202,520	0	0
⑪公債費	170,000	170,000	0	170,000	0
⑫諸支出金	194,031,000	656,587,000	640,817,918	15,769,082	340,365,169
還付金	43,000,000	41,600,000	29,619,458	11,980,542	45,508,301
償還金	150,000,000	614,100,000	610,869,060	3,230,940	294,270,568
還付加算金	1,030,000	830,000	288,400	541,600	576,300
直営診療施設勘定繰出金	1,000	57,000	41,000	16,000	10,000
⑬予備費	54,489,000	401,463,480	0	401,463,480	0
⑭繰上充用金	0	0	0	0	0
合 計	40,880,000,000	42,556,559,000	42,032,820,009	523,738,991	49,880,378,326

歳入歳出差引残 1,189,972,560

### 3 年度別決算状況(事業年報)

【歳入】

(単位:千円、%)

		平成26年度 決算額	平成27年度 決算額	平成28年度 決算額	平成29年度 決算額	構成比	平成30年度			
							決算額	構成比	伸率	
国民健康 保険税	一般	医療給付費分	6,626,961	6,462,035	6,440,946	6,353,254	12.2	5,177,331	12.0	△ 18.5
		後期高齢者支援金分	1,795,293	1,763,245	1,776,887	1,756,865	3.4	1,965,039	4.5	11.8
		介護納付金分	765,173	755,306	754,845	744,090	1.4	661,990	1.5	△ 11.0
	退職	医療給付費分	412,311	304,573	191,364	94,731	0.2	33,255	0.1	△ 64.9
		後期高齢者支援金分	111,595	82,922	52,681	25,952	0.0	12,155	0.0	△ 53.2
		介護納付金分	119,108	87,260	55,629	26,960	0.1	10,050	0.0	△ 62.7
計		9,830,441	9,455,341	9,272,353	9,001,853	17.3	7,859,820	18.2	△ 12.7	
国庫支 出金	事務費負担金	0	0	0	0	-	0	-	-	
	療養給付費等負担金	8,366,056	8,295,904	8,010,810	8,018,002	15.4	0	-	皆減	
	高額医療費共同事業負担金	269,320	292,521	325,356	235,800	0.5	0	-	皆減	
	特定健康診査等負担金	33,166	33,951	37,047	34,846	0.1	0	-	皆減	
	普通調整交付金	3,365,826	3,321,571	3,241,803	2,948,254	5.7	0	-	皆減	
	特別調整交付金	766,320	816,842	834,807	921,452	1.8	0	-	皆減	
	その他	89	50	4,266	20,548	0.0	462	0.0	△ 97.8	
計		12,800,777	12,760,839	12,454,089	12,178,902	23.4	462	0.0	△ 100.0	
療養給付費等交付金		2,266,993	1,452,232	1,254,164	739,734	1.4	19,276	0.0	△ 97.4	
前期高齢者交付金		8,996,570	9,731,325	10,250,313	11,209,182	21.5	0	-	皆減	
都道府 県支 出金	普通調整交付金	0	0	0	0	-	29,155,335	67.5	皆増	
	高額医療費共同事業負担金	269,320	292,521	325,356	235,800	0.5	0	-	皆減	
	特定健康診査等負担金	35,637	34,669	36,769	34,846	0.1	69,896	0.2	100.6	
	第一号都道府県調整交付金	2,044,864	1,836,531	1,867,339	1,811,299	3.5	0	-	皆減	
	都道府県繰入金(2号分)	146,062	142,026	184,166	177,737	0.3	117,280	0.3	△ 34.0	
	保険者努力支援分	0	0	0	0	-	204,690	0.5	皆増	
	特別調整交付金分	0	0	0	0	-	436,727	1.0	皆増	
計		2,495,883	2,305,747	2,413,630	2,259,682	4.3	29,983,928	69.4	1,226.9	
連合会支出金		0	0	0	0	-	0	-	-	
共同事 業	高額医療費共同事業交付金	1,069,153	1,160,481	1,367,289	1,008,171	1.9	0	-	皆減	
	保険財政共同安定化事業交付金	4,522,164	11,436,715	11,025,999	10,550,427	20.2	0	-	皆減	
	計	5,591,317	12,597,196	12,393,288	11,558,598	22.2	0	-	皆減	
繰入 金	一般会 計繰 入金	保険基盤安定(保険税軽減分)	1,861,932	1,912,759	1,891,313	1,837,415	3.5	1,595,998	3.7	△ 13.1
		保険基盤安定(保険者支援分)	345,624	983,176	988,774	961,255	1.8	829,785	1.9	△ 13.7
		職員給与費等	675,500	700,583	667,551	666,712	1.3	655,297	1.5	△ 1.7
		出産育児一時金等	164,322	137,462	128,643	108,486	0.2	99,622	0.2	△ 8.2
		財政安定化支援事業	502,192	546,281	611,606	627,178	1.2	633,421	1.5	1.0
		その他	333,137	349,966	346,643	337,229	0.6	247,305	0.6	△ 26.7
		計	3,882,707	4,630,227	4,634,530	4,538,275	8.7	4,061,428	9.4	△ 10.5
	直診勘定	0	0	0	0	-	0	-	-	
基金繰入金	0	0	0	0	-	0	-	-		
繰越金		0	0	0	478,499	0.9	1,117,691	2.6	133.6	
その他の収入		379,911	117,094	185,542	153,343	0.3	180,187	0.4	17.5	
合 計		46,244,599	53,050,002	52,857,908	52,118,069		43,222,793		△ 17.1	

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。



【歳出】

(単位:千円、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成30年度				
	決算額	決算額	決算額	決算額	構成比	決算額	構成比	伸率		
総務費	676,029	701,150	672,228	687,309	1.4	655,558	1.6	△ 4.6		
保険給付費	一般被保険者分	療養給付費	24,524,058	25,513,887	25,028,983	25,023,026	50.2	24,992,139	59.5	△ 0.1
		療養費	258,288	259,145	242,811	221,252	0.4	216,387	0.5	△ 2.2
		高額療養費	3,184,860	3,534,406	3,689,984	3,680,608	7.4	3,754,476	8.9	2.0
		高額介護合算療養費	2,010	2,800	2,852	1,130	0.0	2,727	0.0	141.3
		移送費	0	2	0	0	-	110	0.0	皆増
		出産育児諸費	246,483	206,193	192,964	162,729	0.3	149,433	0.4	△ 8.2
		葬祭諸費	9,540	10,100	10,680	9,500	0.0	9,620	0.0	1.3
		小計	28,225,240	29,526,533	29,168,274	29,098,245	58.3	29,124,892	69.3	0.1
	退職被保険者等分	療養給付費	1,646,292	1,257,802	852,155	405,390	0.8	173,925	0.4	△ 57.1
		療養費	13,461	10,915	7,241	4,160	0.0	1,724	0.0	△ 58.6
		高額療養費	275,983	220,207	161,770	71,785	0.1	34,643	0.1	△ 51.7
		高額介護合算療養費	226	243	441	110	0.0	287	0.0	160.9
		移送費	0	0	0	0	-	0	-	-
	小計	1,935,962	1,489,167	1,021,606	481,445	1.0	210,579	0.5	△ 56.3	
審査支払手数料	96,610	88,549	85,844	75,724	0.2	81,556	0.2	7.7		
計	30,257,812	31,104,248	30,275,724	29,655,414	59.5	29,417,026	70.0	△ 0.8		
国民健康保険事業費納付金	-	-	-	-	-	11,091,678	26.4	皆増		
後期等	後期高齢者支援金	5,913,984	5,832,249	5,544,481	5,379,748	10.8	0	-	皆減	
	事務費拠出金	418	388	399	387	0.0	0	-	皆減	
	計	5,914,402	5,832,637	5,544,880	5,380,135	10.8	0	-	皆減	
前期等	前期高齢者納付金	4,216	3,583	3,624	19,413	0.0	0	-	皆減	
	事務費拠出金	418	399	387	374	0.0	0	-	皆減	
	計	4,634	3,982	4,011	19,787	0.0	0	-	皆減	
老人保健	医療費拠出金	0	0	0	0	-	0	-	-	
	事務費拠出金	212	212	166	106	0.0	0	-	皆減	
	計	212	212	166	106	0.0	0	-	皆減	
介護納付金	2,612,458	2,344,278	2,174,366	2,080,740	4.2	0	-	皆減		
共同事業	高額医療費共同事業拠出金	1,077,281	1,170,084	1,301,424	943,202	1.9	0	-	皆減	
	保険財政共同安定化事業拠出金	4,943,278	11,539,256	11,052,473	10,546,751	21.1	0	-	皆減	
	その他	0	0	0	0	-	0	-	-	
	計	6,020,559	12,709,340	12,353,897	11,489,953	23.0	0	-	皆減	
保健事業	特定健康診査等事業費	155,761	167,393	161,800	145,957	0.3	147,552	0.4	1.1	
	保健事業費	75,198	77,540	69,488	80,613	0.2	79,986	0.2	△ 0.8	
	計	230,959	244,933	231,288	226,570	0.5	227,538	0.5	0.4	
直診勘定拠出金	564	54	40	10	0.0	41	0.0	310.0		
基金等積立金	0	0	0	0	-	203	0.0	皆増		
前年度繰上充用金	0	0	0	0	-	0	-	-		
公債費(組合債費)	0	0	0	0	-	0	-	-		
その他の支出	477,018	325,408	215,714	340,355	0.7	640,777	1.5	88.3		
繰上充用金	240,806	190,855	407,096	0	-	0	-	-		
合計	46,435,454	53,457,099	51,879,410	49,880,378		42,032,820		△ 15.7		

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収支差引残(歳入合計-歳出合計)	△ 190,855	△ 407,096	978,499	2,237,691	1,189,973
うち次年度への繰越金	0	0	478,499	1,117,691	589,973
うち基金積立金	0	0	500,000	1,120,000	600,000
基金運用利息	0	0	0	0	203
年度末基金保有額	0	0	500,000	1,620,000	2,220,203

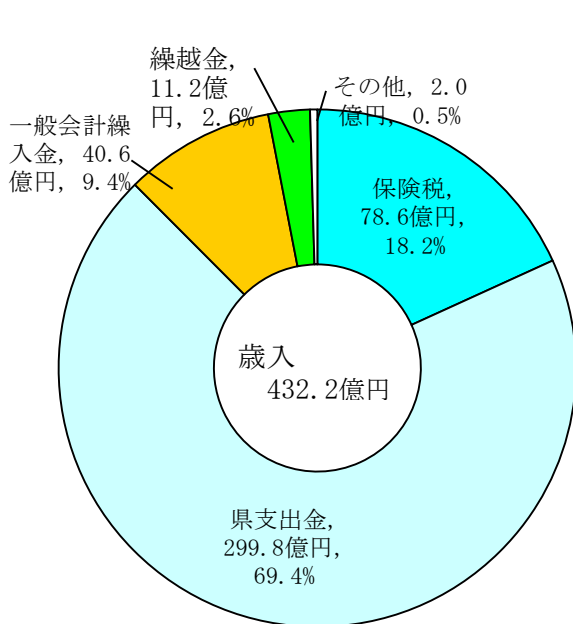
※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

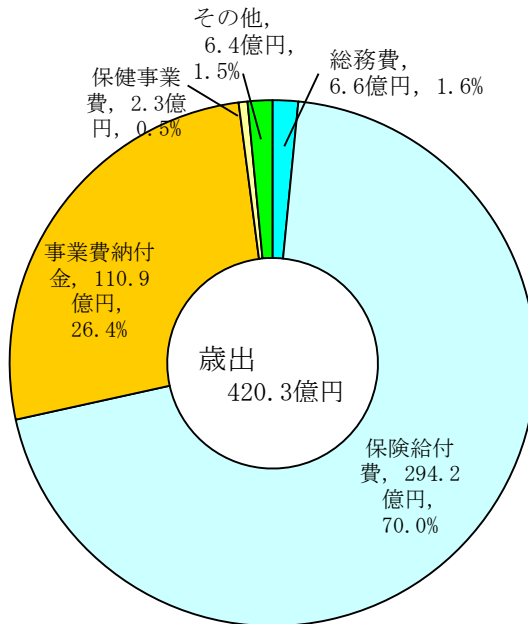
※基金積立金は、決算時の積み立てを含む。

#### 4 平成30年度決算状況(事業年報)

平成30年度款別決算状況【歳入】



平成30年度款別決算状況【歳出】



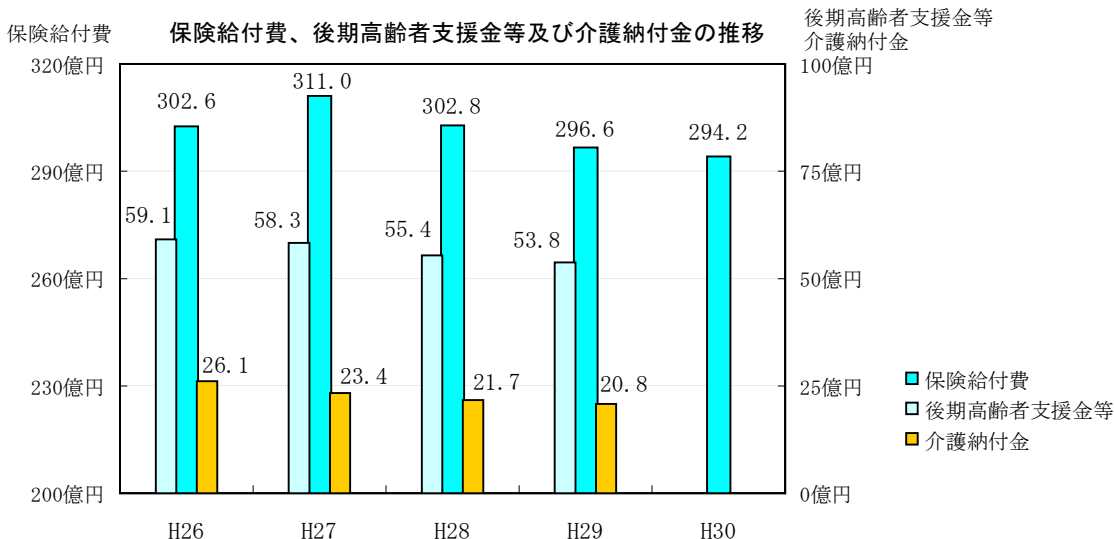
※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

#### 5 保険給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金の年度別推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険給付費	30,257,812	31,104,248	30,275,724	29,655,414	29,417,026
対前年度伸び(金額)	454,219	846,436	△ 828,524	△ 620,310	△ 238,388
対前年度伸び(率)	+1.5%	+2.8%	△ 2.7%	△ 2.0%	△ 0.8%
後期高齢者支援金等	5,914,402	5,832,637	5,544,880	5,380,135	0
対前年度伸び(金額)	△ 34,352	△ 81,765	△ 287,757	△ 164,745	皆減
対前年度伸び(率)	△ 0.6%	△ 1.4%	△ 4.9%	△ 3.0%	皆減
介護納付金	2,612,458	2,344,278	2,174,366	2,080,740	0
対前年度伸び(金額)	△ 13,934	△ 268,180	△ 169,912	△ 93,626	皆減
対前年度伸び(率)	△ 0.5%	△ 10.3%	△ 7.2%	△ 4.3%	皆減

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。



## 6 国民健康保険運営基金の状況

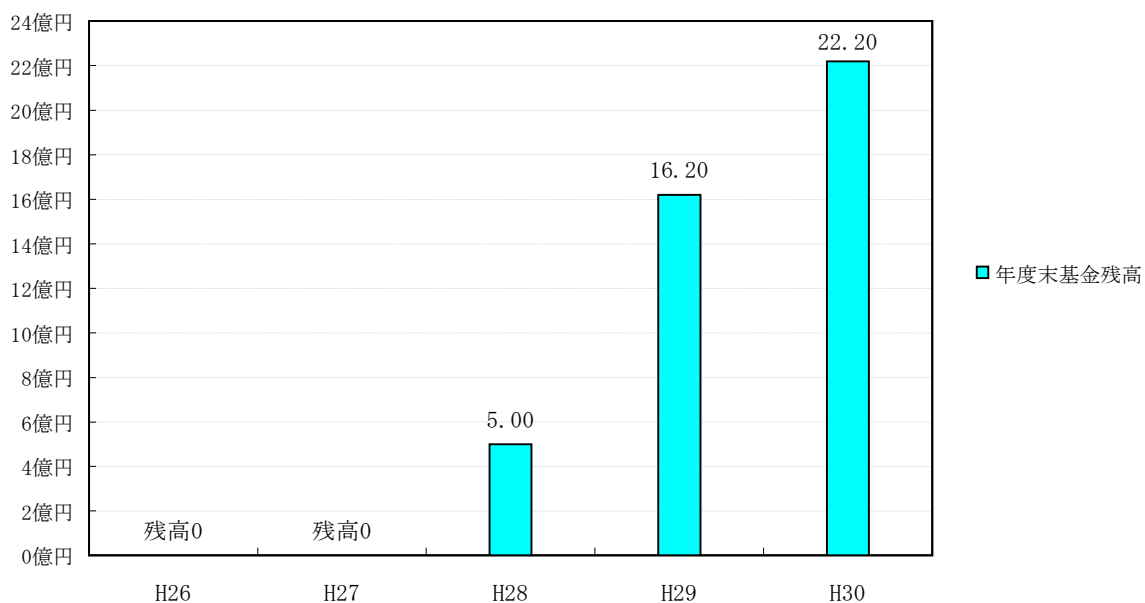
(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
前年度末残高	0	0	0	500,000	1,620,000
基金積立金	0	0	500,000	1,120,000	600,203
基金繰入金	0	0	0	0	0
当該年度末残高	0	0	500,000	1,620,000	2,220,203

※基金積立金は、決算時の積み立て及び基金運用利息を含む。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

国民健康保険運営基金年度末残高の推移



## Ⅱ 被保険者（加入者）の状況

### 1 国民健康保険被保険者（加入者）の状況

#### (1) 国民健康保険加入状況（年度末）

（単位：世帯、人）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数	市全体(住民基本台帳)	188,868	191,086	192,378	193,896	195,392
	国民健康保険加入世帯	63,918	62,750	60,369	58,758	57,969
	加入率	33.84%	32.84%	31.38%	30.30%	29.67%
被保険者数	市全体(住民基本台帳)	404,253	404,286	403,255	402,668	401,987
	国民健康保険被保険者	106,990	103,024	97,738	93,786	91,363
	加入率	26.47%	25.48%	24.24%	23.29%	22.73%

※国民健康保険加入世帯・被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報) A表より。

※住民基本台帳数は、翌年度4月1日時点の数値で(月末時点の統計情報がないため)、外国人登録を含む。

#### (2) 被保険者（加入者）の内訳

（単位：世帯、人）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数		65,186	63,942	62,247	60,010	58,868
被保険者(加入者)数		109,833	106,127	101,451	96,416	93,274
前期高齢者	前期高齢者	36,891	38,252	38,741	38,777	38,855
	70歳以上一般	16,416	16,385	15,587	16,334	17,907
	70歳以上現役並所得者	923	902	809	878	962
	未就学児	3,950	3,855	3,609	3,371	3,043
	前期高齢者以外	72,942	67,875	62,710	57,639	54,419
	一般被保険者	104,095	101,752	98,556	94,921	92,672
前期高齢者	前期高齢者	36,891	38,252	38,741	38,777	38,855
	70歳以上一般	16,416	16,385	15,587	16,334	17,907
	70歳以上現役並所得者	923	902	809	878	962
	未就学児	3,942	3,847	3,606	3,370	3,042
	退職被保険者等	5,738	4,375	2,895	1,495	602
未就学児	8	8	3	1	1	

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報) A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※前期高齢者は、65歳～74歳の年齢区分。前期高齢者以外は、64歳までの年齢区分。

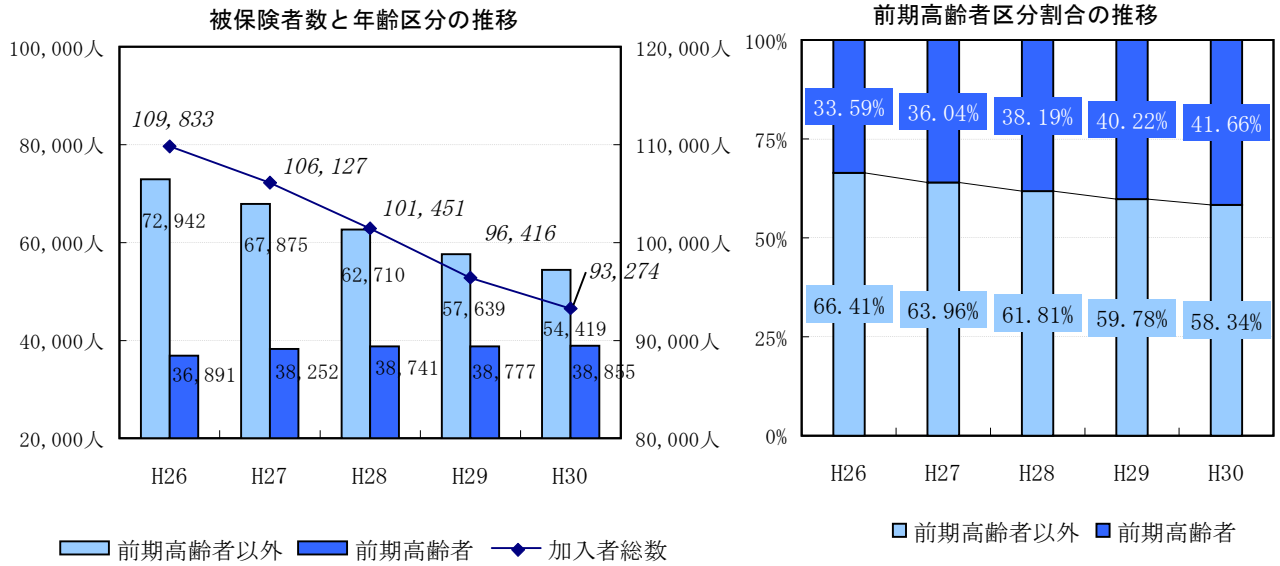
#### (3) 被保険者（加入者）全体と、前期高齢者、前期高齢者以外の推移

（単位：人）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被保険者(加入者)数		109,833	106,127	101,451	96,416	93,274
	対前年度比伸び(人数)	△ 2,649	△ 3,706	△ 4,676	△ 5,035	△ 3,142
	対前年度比伸び(率)	△2.36%	△3.37%	△4.41%	△4.96%	△3.26%
前期高齢者	前期高齢者	36,891	38,252	38,741	38,777	38,855
	構成割合(率)	33.59%	36.04%	38.19%	40.22%	41.66%
	対前年度比伸び(人数)	+1,975	+1,361	+489	+36	+78
	対前年度比伸び(率)	+5.66%	+3.69%	+1.28%	+0.09%	+0.20%
前期高齢者以外	前期高齢者以外	72,942	67,875	62,710	57,639	54,419
	構成割合(率)	66.41%	63.96%	61.81%	59.78%	58.34%
	対前年度比伸び(人数)	△ 4,624	△ 5,067	△ 5,165	△ 5,071	△ 3,220
	対前年度比伸び(率)	△5.96%	△6.95%	△7.61%	△8.09%	△5.59%

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報) A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※前期高齢者は、65歳～74歳の年齢区分。前期高齢者以外は、64歳までの年齢区分。



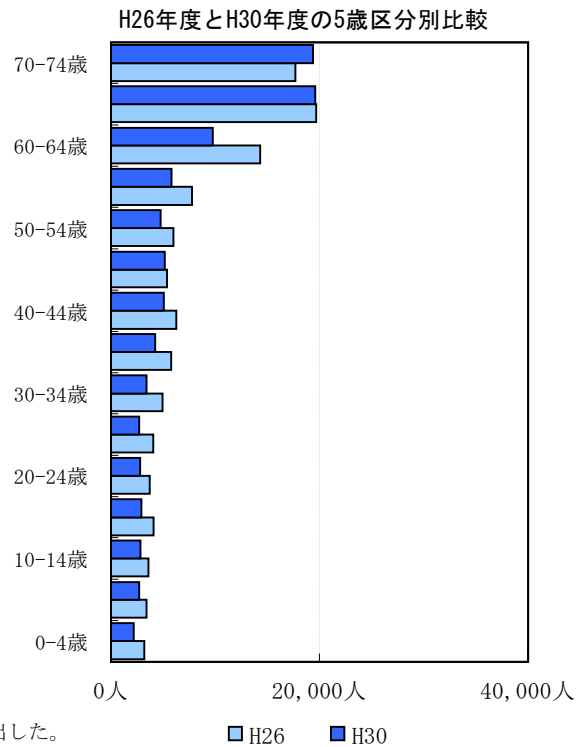
## 2 年齢区分別被保険者(加入者)状況

(単位:人、歳)

	H26	H27	H28	H29	H30
70-74歳	17,670	17,569	16,625	17,681	19,348
65-69歳	19,696	20,918	22,222	21,142	19,600
60-64歳	14,300	13,050	11,942	10,591	9,758
55-59歳	7,780	7,278	6,661	6,060	5,792
50-54歳	6,003	5,613	5,142	4,876	4,757
45-49歳	5,358	5,301	5,409	5,150	5,160
40-44歳	6,251	6,021	5,734	5,345	5,049
35-39歳	5,764	5,404	4,917	4,458	4,213
30-34歳	4,938	4,577	4,056	3,687	3,408
25-29歳	4,045	3,734	3,313	2,982	2,689
20-24歳	3,710	3,418	3,277	2,898	2,786
15-19歳	4,069	3,754	3,469	3,175	2,896
10-14歳	3,579	3,365	3,107	2,867	2,816
5-9歳	3,409	3,221	3,030	2,787	2,690
0-4歳	3,203	2,985	2,650	2,480	2,185
計	109,775	106,208	101,554	96,179	93,147
平均年齢	49.67	50.27	51.56	50.92	52.05

※国民健康保険実態調査より(各年度9月末時点の被保険者数)。

※平均年齢は、各年齢区分の中間年齢に被保険者数を乗じて平均を算出した。



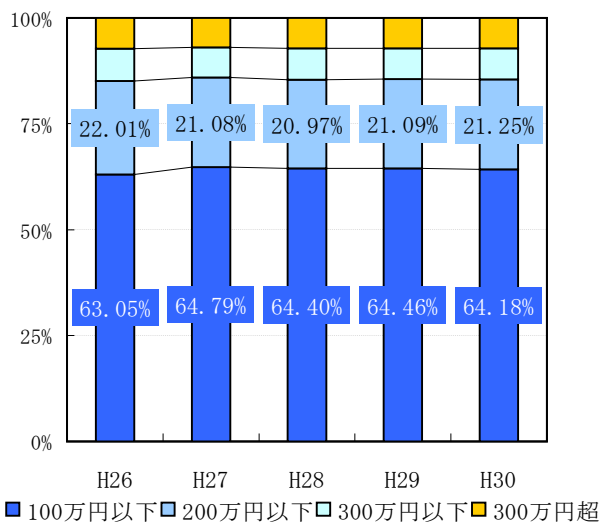
### 3 所得段階別世帯数、被保険者の状況

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
世帯数	63,918	100.00%	62,750	100.00%	60,369	100.00%	58,758	100.00%	57,969	100.00%
基礎控除額以下	27,307	42.72%	27,936	44.52%	26,545	43.97%	25,851	44.00%	25,441	43.89%
40万円以下	1,631	2.55%	1,588	2.53%	1,615	2.68%	1,561	2.66%	1,586	2.74%
60万円以下	4,006	6.27%	3,962	6.31%	3,856	6.39%	3,870	6.59%	3,768	6.50%
80万円以下	3,717	5.82%	3,613	5.76%	3,570	5.91%	3,473	5.91%	3,284	5.67%
100万円以下	3,639	5.69%	3,559	5.67%	3,292	5.45%	3,113	5.30%	3,119	5.38%
150万円以下	8,530	13.35%	7,990	12.73%	7,732	12.81%	7,610	12.95%	7,541	13.01%
200万円以下	5,537	8.66%	5,240	8.35%	4,929	8.16%	4,782	8.14%	4,778	8.24%
250万円以下	3,151	4.93%	2,875	4.58%	2,901	4.81%	2,712	4.62%	2,674	4.61%
300万円以下	1,754	2.74%	1,608	2.56%	1,587	2.63%	1,529	2.60%	1,592	2.75%
400万円以下	1,849	2.89%	1,702	2.71%	1,609	2.67%	1,590	2.71%	1,647	2.84%
500万円以下	946	1.48%	860	1.37%	845	1.40%	804	1.37%	807	1.39%
500万円超	1,851	2.90%	1,817	2.91%	1,888	3.12%	1,865	3.15%	1,732	2.98%
被保険者(加入者)数	106,990	100.00%	103,024	100.00%	97,738	100.00%	93,786	100.00%	91,363	100.00%
基礎控除額以下	36,683	34.29%	37,160	36.07%	34,645	35.45%	33,365	35.58%	32,579	35.66%
40万円以下	2,609	2.44%	2,545	2.47%	2,575	2.63%	2,374	2.53%	2,402	2.63%
60万円以下	6,511	6.09%	6,386	6.20%	6,107	6.25%	6,041	6.44%	5,831	6.38%
80万円以下	6,284	5.87%	6,042	5.86%	5,855	5.99%	5,626	6.00%	5,309	5.81%
100万円以下	6,221	5.81%	5,998	5.82%	5,543	5.67%	5,163	5.51%	5,141	5.63%
150万円以下	15,187	14.19%	13,955	13.55%	13,359	13.67%	12,943	13.80%	12,656	13.85%
200万円以下	10,837	10.13%	10,220	9.92%	9,379	9.60%	8,961	9.55%	8,720	9.54%
250万円以下	6,700	6.26%	6,079	5.90%	5,974	6.11%	5,545	5.91%	5,318	5.82%
300万円以下	3,966	3.71%	3,523	3.42%	3,444	3.52%	3,285	3.50%	3,398	3.72%
400万円以下	4,428	4.14%	4,049	3.93%	3,723	3.81%	3,584	3.82%	3,645	3.99%
500万円以下	2,419	2.26%	2,137	2.07%	2,029	2.08%	1,907	2.03%	1,870	2.05%
500万円超	5,145	4.81%	4,930	4.79%	5,105	5.22%	4,992	5.33%	4,494	4.92%

※各年度末時点の世帯合計所得及び、被保険者合計所得を所得段階別に分類したもの。

※基礎控除額は33万円。

所得段階別世帯数の割合推移



### Ⅲ 医療費（保険給付）の状況

#### 1 保険給付の概要

##### (1) 給付割合(平成 30 年度)

	負担割合	
	保険者	被保険者
小学校就学前	8割	2割
小学校就学～70歳未満	7割	3割
70～ 75歳未満	一般所得者	8割
	現役並み所得者	7割

※70～75歳未満の一般所得者のうち、昭和19年4月1日以前生の人のみ、特例措置により被保険者負担は1割。

##### (2) 高額療養費自己負担限度額(平成 30 年度)

###### 【70歳未満の人の場合】

	基礎控除後の所得	通常	多数該当	合算対象基準	特定疾病
住民税非課税世帯	-	35,400円	24,600円	21,000円	10,000円
一般	210万円以下	57,600円	44,400円		
	210万円～600万円以下	80,100円+1%	44,400円		
上位所得者	① 600万円～901万円以下	167,400円+1%	93,000円	20,000円	
	② 901万円超	252,600円+1%	140,100円		

※上位所得者は、基礎控除後の所得600万円超。

※「+1%」は総医療費が一般267,000円、上位所得者①558,000円、②842,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算。

※多数該当は、過去12月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

※特定疾病は、人工透析を必要とする慢性腎不全、先天性血液凝固因子障害、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症。

※特定疾病の上位所得者適用は、慢性腎不全のみ。

###### 【70歳以上の人の場合】

平成30年7月まで

	外来	外来+入院	多数該当	外来年間上限
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—	—
低所得者Ⅱ		24,600円	—	—
一般	14,000円	57,600円	44,400円	144,000円
現役並み所得者	57,600円	80,100円+1%	44,400円	—

平成30年8月から

	外来	外来+入院	多数該当	外来年間上限
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—	—
低所得者Ⅱ		24,600円	—	—
一般	18,000円	57,600円	44,400円	144,000円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+1%		44,400円	—
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+1%		93,000円	—
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+1%		140,100円	—

※低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税であって、その世帯の総所得金額が0円の時(ただし、公的年金収入が80万円を超える人が世帯にいるときは対象外の場合あり)。

※低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である人。

※「+1%」は総医療費が現役並み所得者Ⅰ267,000円、現役並み所得者Ⅱ558,000円、現役並み所得者Ⅲ842,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算。

※多数該当は、過去12月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

※一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限あり。

##### (3) 出産育児一時金(平成 30 年度)

	金額	実績
出産育児一時金 (但し産科医療補償制度以外)	420,000円 (404,000円)	357件

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2)より作成

##### (4) 葬祭費(平成 30 年度)

	金額	実績
葬祭費	20,000円	480件

## 2 療養の給付等の状況

### (1) 療養の給付等(診療費)の状況

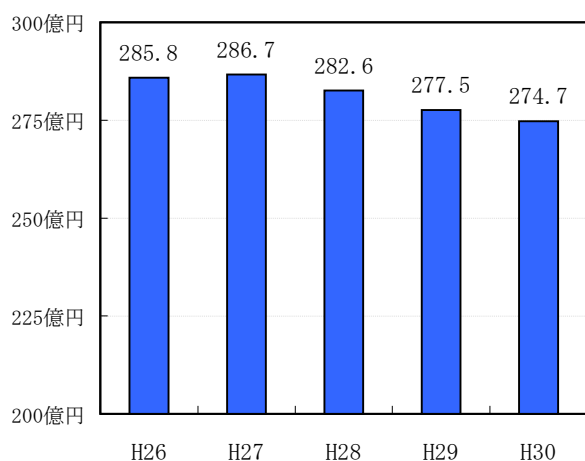
(単位:件、日、円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
診療費	件数	1,108,920	1,088,243	1,053,612	1,021,831	1,000,993	
	日数	2,409,211	2,333,726	2,240,703	2,151,735	2,080,948	
	費用額	28,580,410,659	28,667,785,144	28,256,006,484	27,752,057,867	27,465,854,396	
	入院	件数	26,795	26,296	26,141	25,581	24,798
		日数	444,343	435,800	428,591	416,220	405,567
		費用額	13,293,435,215	13,410,080,478	13,426,385,993	13,214,723,353	13,098,415,192
	入院外	件数	910,089	893,649	865,511	835,449	815,230
		日数	1,587,050	1,536,347	1,470,643	1,403,850	1,352,725
		費用額	12,805,222,785	12,856,844,665	12,503,230,231	12,269,088,869	12,138,584,542
歯科	件数	172,036	168,298	161,960	160,801	160,965	
	日数	377,818	361,579	341,469	331,665	322,656	
	費用額	2,481,752,659	2,400,860,001	2,326,390,260	2,268,245,645	2,228,854,662	

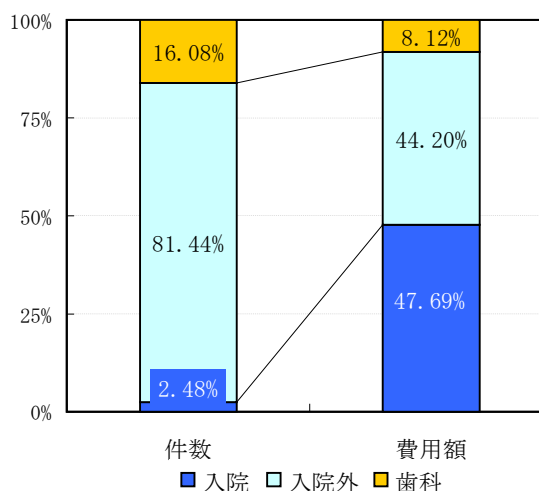
※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

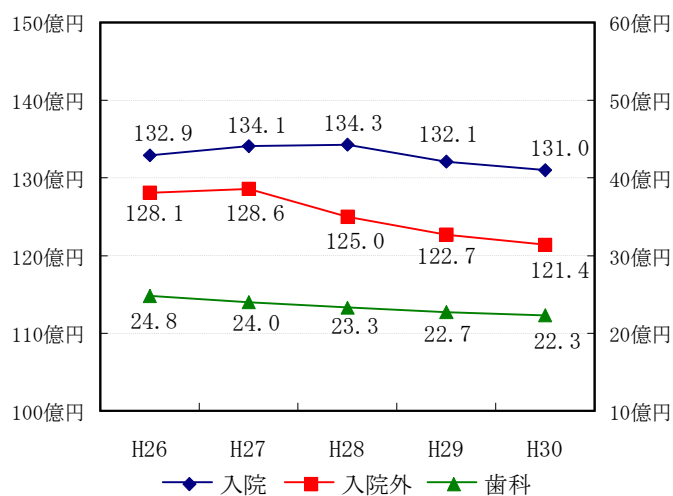
診療費(費用額)の推移



平成30年度診療費の件数と費用額の割合



診療費各項目別費用額の推移





## (2) 各区分別療養の給付等(診療費)の状況

(単位:件、日、円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
前期高齢者		件数	571,489	585,566	581,335	578,818	577,928
		日数	1,233,630	1,233,879	1,222,483	1,200,583	1,179,422
		費用額	14,486,326,074	15,016,392,368	15,621,037,248	15,789,429,958	15,683,298,526
	入院	件数	12,875	13,108	13,953	13,837	13,682
		日数	198,746	202,613	214,671	211,121	208,121
		費用額	6,702,304,917	6,909,208,569	7,487,661,371	7,499,253,180	7,427,613,156
	入院外	件数	476,936	488,815	484,659	480,280	477,656
		日数	851,679	848,280	830,346	811,453	794,507
		費用額	6,578,729,178	6,897,999,603	6,919,003,048	7,072,481,008	7,040,500,560
	歯科	件数	81,678	83,643	82,723	84,701	86,590
		日数	183,205	182,986	177,466	178,009	176,794
		費用額	1,205,291,979	1,209,184,196	1,214,372,829	1,217,695,770	1,215,184,810
70歳以上一般		件数	293,888	292,204	273,046	279,138	298,513
		日数	654,577	628,974	584,609	587,247	618,738
		費用額	7,410,801,118	7,228,188,117	7,152,652,220	7,361,487,538	7,951,369,655
	入院	件数	6,578	6,296	6,438	6,608	6,975
		日数	101,384	95,883	96,280	98,801	104,429
		費用額	3,457,505,902	3,264,204,804	3,430,500,365	3,500,558,877	3,779,983,178
	入院外	件数	247,263	246,339	229,666	233,566	248,548
		日数	462,016	445,754	408,474	406,208	426,139
		費用額	3,345,899,806	3,381,832,233	3,165,855,215	3,293,819,831	3,559,599,157
	歯科	件数	40,047	39,569	36,942	38,964	42,990
		日数	91,177	87,337	79,855	82,238	88,170
		費用額	607,395,410	582,151,080	556,296,640	567,108,830	611,787,320
70歳以上現役並み所得者		件数	15,904	15,976	14,430	14,742	16,509
		日数	30,449	31,304	28,852	27,789	29,303
		費用額	389,419,505	381,493,870	368,694,490	362,132,411	378,485,200
	入院	件数	336	312	314	276	279
		日数	3,659	4,253	4,164	3,358	3,521
		費用額	183,451,900	179,114,480	178,894,820	158,524,898	151,464,830
	入院外	件数	13,141	13,143	12,074	12,340	13,857
		日数	21,630	21,729	20,374	19,993	20,960
		費用額	173,103,315	167,980,390	162,649,720	175,064,533	193,668,340
	歯科	件数	2,427	2,521	2,042	2,126	2,373
		日数	5,160	5,322	4,314	4,438	4,822
		費用額	32,864,290	34,399,000	27,149,950	28,542,980	33,352,030
未就学児		件数	47,575	44,449	41,469	38,537	34,189
		日数	79,834	73,968	68,946	63,008	54,010
		費用額	676,331,640	668,344,690	586,199,220	591,399,449	518,471,420
	入院	件数	543	536	461	478	402
		日数	4,234	3,786	3,070	3,347	2,893
		費用額	241,640,140	262,936,270	204,199,210	242,012,039	201,527,400
	入院外	件数	42,265	39,556	36,745	33,971	30,079
		日数	68,368	63,588	59,380	53,608	45,822
		費用額	386,931,330	362,243,280	335,009,500	306,833,300	276,453,330
	歯科	件数	4,767	4,357	4,263	4,088	3,708
		日数	7,232	6,594	6,496	6,053	5,295
		費用額	47,760,170	43,165,140	46,990,510	42,554,110	40,490,690
前期高齢者以外		件数	537,431	502,677	472,277	443,013	423,065
		日数	1,175,581	1,099,847	1,018,220	951,152	901,526
		費用額	14,094,084,585	13,651,392,776	12,634,969,236	11,962,627,909	11,782,555,870
	入院	件数	13,920	13,188	12,188	11,744	11,116
		日数	245,597	233,187	213,920	205,099	197,446
		費用額	6,591,130,298	6,500,871,909	5,938,724,622	5,715,470,173	5,670,802,036
	入院外	件数	433,153	404,834	380,852	355,169	337,574
		日数	735,371	688,067	640,297	592,397	558,218
		費用額	6,226,493,607	5,958,845,062	5,584,227,183	5,196,607,861	5,098,083,982
	歯科	件数	90,358	84,655	79,237	76,100	74,375
		日数	194,613	178,593	164,003	153,656	145,862
		費用額	1,276,460,680	1,191,675,805	1,112,017,431	1,050,549,875	1,013,669,852

## (3) 療養の給付等(診療費)の各区分別指標

(単位:人、円、件、日)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
被保険者数	109,833	106,127	101,451	96,416	93,274	
前期高齢者	36,891	38,252	38,741	38,777	38,855	
前期高齢者以外	72,942	67,875	62,710	57,639	54,419	
診療費 (入院+入院外+歯科)	一人あたり費用額	260,217	270,127	278,519	287,837	294,464
	前期高齢者	392,679	392,565	403,217	407,185	403,637
	前期高齢者以外	193,223	201,125	201,483	207,544	216,515
	一人あたり件数	10.10	10.25	10.39	10.60	10.73
	前期高齢者	15.49	15.31	15.01	14.93	14.87
	前期高齢者以外	7.37	7.41	7.53	7.69	7.77
	一件あたり費用額	25,773	26,343	26,818	27,159	27,439
	前期高齢者	25,348	25,644	26,871	27,279	27,137
	前期高齢者以外	26,225	27,157	26,753	27,003	27,850
	一件あたり日数	2.17	2.14	2.13	2.11	2.08
	前期高齢者	2.16	2.11	2.10	2.07	2.04
	前期高齢者以外	2.19	2.19	2.16	2.15	2.13
入院	一人あたり費用額	121,033	126,359	132,344	137,059	140,429
	前期高齢者	181,679	180,623	193,275	193,394	191,162
	前期高齢者以外	90,361	95,777	94,701	99,160	104,206
	一人あたり件数	0.24	0.25	0.26	0.27	0.27
	前期高齢者	0.35	0.34	0.36	0.36	0.35
	前期高齢者以外	0.19	0.19	0.19	0.20	0.20
	一件あたり日数	16.58	16.57	16.40	16.27	16.35
	前期高齢者	15.44	15.46	15.39	15.26	15.21
	前期高齢者以外	17.64	17.68	17.55	17.46	17.76
入院外	一人あたり費用額	116,588	121,146	123,244	127,252	130,139
	前期高齢者	178,329	180,330	178,596	182,389	181,199
	前期高齢者以外	85,362	87,791	89,048	90,158	93,682
	一人あたり件数	8.29	8.42	8.53	8.67	8.74
	前期高齢者	12.93	12.78	12.51	12.39	12.29
	前期高齢者以外	5.94	5.96	6.07	6.16	6.20
	一件あたり日数	1.74	1.72	1.70	1.68	1.66
	前期高齢者	1.79	1.74	1.71	1.69	1.66
	前期高齢者以外	1.70	1.70	1.68	1.67	1.65
歯科	一人あたり費用額	22,596	22,623	22,931	23,526	23,896
	前期高齢者	32,672	31,611	31,346	31,403	31,275
	前期高齢者以外	17,500	17,557	17,733	18,226	18,627
	一人あたり件数	1.57	1.59	1.60	1.67	1.73
	前期高齢者	2.21	2.19	2.14	2.18	2.23
	前期高齢者以外	1.24	1.25	1.26	1.32	1.37
	一件あたり日数	2.20	2.15	2.11	2.06	2.00
	前期高齢者	2.24	2.19	2.15	2.10	2.04
	前期高齢者以外	2.15	2.11	2.07	2.02	1.96

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※前期高齢者は65歳～74歳の年齢区分。前期高齢者以外は64歳までの年齢区分。

※費用額、件数、日数等は国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

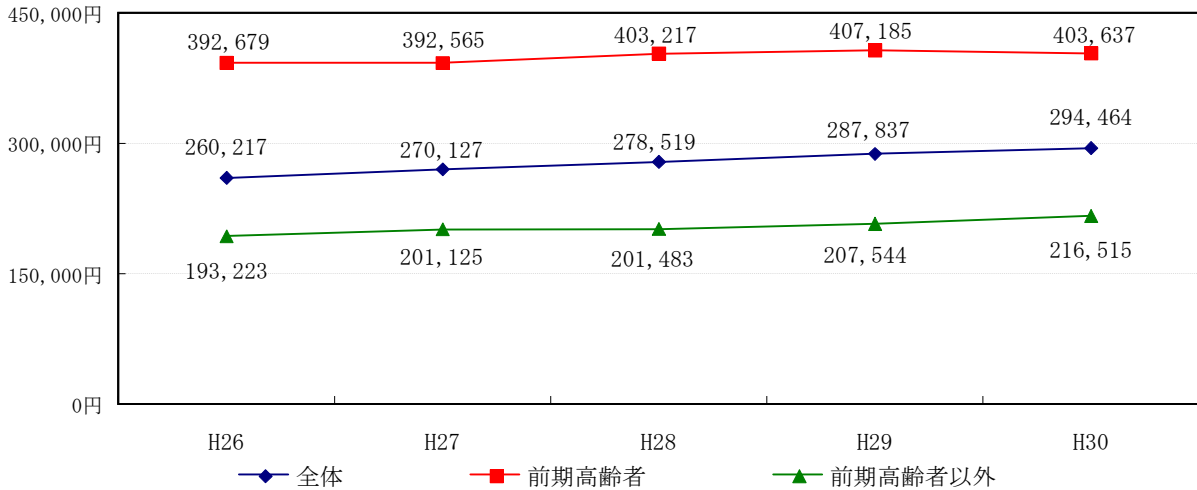
■第五次宮崎市総合計画前期基本計画(参考)

基本目標 1	
良好な生活機能が確保されている都市	
重点目標 1-2	
2025年問題に対応した「医療・福祉の充実」	
主要施策	
3 健康づくりの推進	重要業績評価指標：特定健診受診率
6 社会保障の確保	重要業績評価指標：1人あたりの診療費 ：ジェネリック医薬品の使用率

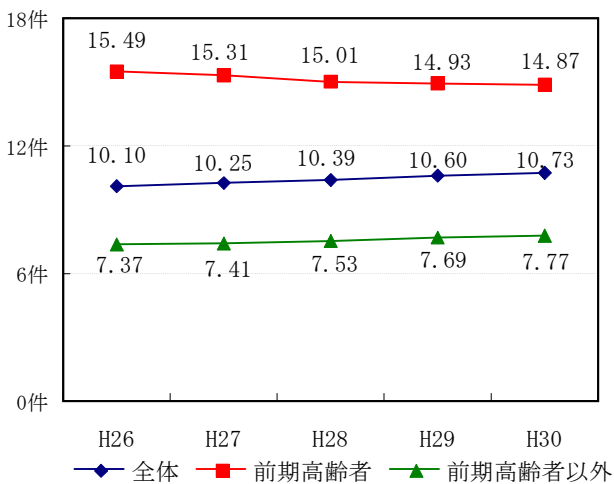
■重要業績評価指標（目標の達成度を測る指標）

指標6-1	現状 H30(2018)年度	目標値(中間年度) R2(2020)年度	目標値(最終年度) R4(2022)年度
一人当たりの診療費	294,464円	314,000円	328,000円

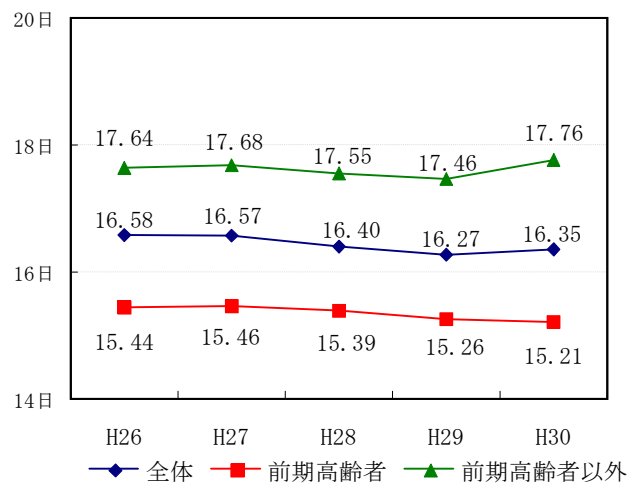
年齢区分別一人あたり費用額(診療費)



年齢区分別一人あたり件数(診療費)



年齢区分別一件あたり日数(入院)



## (4) 各区分別療養の給付等(調剤、食事療養、訪問看護)の状況

(単位:件、日、円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
全体	調剤	件数	610,376	612,252	595,953	577,788	567,575
		日数	764,857	761,671	736,967	707,587	689,150
		費用額	6,231,216,810	6,938,177,349	6,215,502,149	6,025,248,276	5,876,921,185
	食事療養	件数	25,511	25,050	24,908	24,291	23,590
		日数	1,180,005	1,157,505	1,141,483	1,103,768	1,073,595
		費用額	791,384,204	776,549,281	756,870,045	729,892,432	708,766,202
	訪問看護	件数	3,549	4,056	4,714	5,530	5,967
		日数	25,107	28,018	30,199	33,129	35,574
		費用額	259,488,040	292,313,970	321,257,150	365,201,350	402,441,500
前期高齢者	調剤	件数	322,743	338,311	336,889	334,638	334,339
		日数	396,456	411,369	407,052	400,881	397,821
		費用額	3,399,137,858	3,963,848,897	3,550,650,936	3,575,291,082	3,544,855,553
	食事療養	件数	12,345	12,599	13,378	13,257	13,051
		日数	526,257	535,793	569,427	559,705	546,637
		費用額	356,697,565	362,825,409	382,355,112	374,706,740	364,903,999
	訪問看護	件数	955	1,049	1,246	1,479	1,608
		日数	7,150	7,693	8,755	9,569	10,263
		費用額	73,622,680	81,839,970	95,668,660	108,950,700	119,339,070
70歳以上一般	調剤	件数	169,185	172,154	161,021	163,705	173,962
		日数	209,950	211,227	196,126	197,067	207,788
		費用額	1,824,023,189	2,089,452,687	1,749,528,145	1,776,005,593	1,855,180,413
	食事療養	件数	6,294	6,068	6,180	6,342	6,678
		日数	268,368	254,241	255,930	261,137	273,282
		費用額	182,349,446	172,106,152	171,774,300	174,355,357	182,597,040
	訪問看護	件数	477	609	638	683	768
		日数	3,506	4,550	4,549	4,226	4,638
		費用額	35,859,680	48,541,330	49,894,660	48,424,770	53,807,690
70歳以上現役並み所得者	調剤	件数	8,858	8,872	8,094	8,450	9,489
		日数	10,770	10,657	9,674	10,081	11,011
		費用額	94,017,210	103,571,190	97,202,470	96,308,570	99,881,970
	食事療養	件数	320	301	289	261	273
		日数	9,012	10,580	9,853	8,687	9,328
		費用額	5,991,618	7,188,472	6,697,605	5,777,858	6,040,304
	訪問看護	件数	38	41	26	13	5
		日数	374	351	187	67	56
		費用額	3,767,720	3,647,060	2,022,690	677,560	645,180
未就学児	調剤	件数	32,510	30,373	28,515	26,863	24,018
		日数	49,624	46,391	43,321	40,268	35,200
		費用額	179,460,630	173,060,770	159,098,900	148,665,320	131,581,880
	食事療養	件数	407	365	319	336	292
		日数	7,198	6,281	5,015	5,598	5,094
		費用額	4,688,890	4,002,880	3,202,093	3,563,933	3,270,037
	訪問看護	件数	81	64	70	126	90
		日数	353	273	239	551	462
		費用額	3,848,070	3,226,970	3,146,370	6,939,820	5,949,660
前期高齢者以外	調剤	件数	287,633	273,941	259,064	243,150	233,236
		日数	368,401	350,302	329,915	306,706	291,329
		費用額	2,832,078,952	2,974,328,452	2,664,851,213	2,449,957,194	2,332,065,632
	食事療養	件数	13,166	12,451	11,530	11,034	10,539
		日数	653,748	621,712	572,056	544,063	526,958
		費用額	434,686,639	413,723,872	374,514,933	355,185,692	343,862,203
	訪問看護	件数	2,594	3,007	3,468	4,051	4,359
		日数	17,957	20,325	21,444	23,560	25,311
		費用額	185,865,360	210,474,000	225,588,490	256,250,650	283,102,430

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

### 3 療養費の状況

#### (1) 各項目別療養費の状況

(単位:人、円、件、日)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	47,352	45,940	41,912	38,413	37,309
診療費	741	916	820	796	994
補装具	1,352	1,236	1,221	1,143	1,199
柔道整復	41,078	40,134	36,896	33,962	32,662
あんま・マッサージ	771	842	652	590	609
はり・きゅう	3,410	2,810	2,321	1,923	1,845
その他	0	2	2	-1	0
費用額	371,521,788	370,958,398	340,548,890	309,488,792	298,718,992
診療費	6,822,277	12,851,836	10,894,644	12,718,730	14,549,466
補装具	39,535,830	40,304,779	39,808,394	38,125,417	37,219,790
柔道整復	278,245,311	273,798,383	244,990,713	223,203,845	210,326,426
あんま・マッサージ	20,501,640	21,677,925	20,808,714	18,568,040	20,249,240
はり・きゅう	26,416,730	22,153,405	20,054,805	16,878,550	16,374,070
その他	0	0	3,991,620	-5,790	0

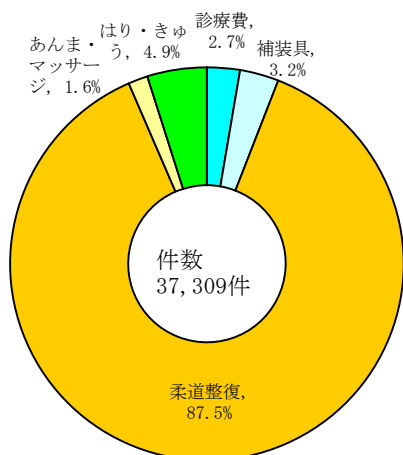
※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1)及びF表(1)より。

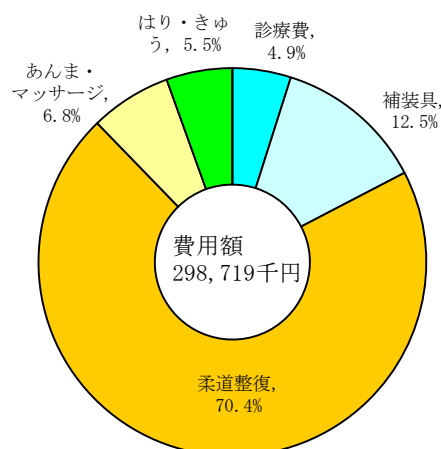
※平成29年度のその他のマイナスについては、第三者求償による返納金のため。

#### (2) 平成30年度療養費の項目別割合

平成30年度療養費の項目別割合(件数)



平成30年度療養費の項目別割合(費用額)



## 4 高額療養費の状況

### (1) 各区分別高額療養費の状況

(単位:件、円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	52,224	58,301	64,927	68,912	72,109
前期高齢者	33,208	38,745	44,821	50,334	54,127
70歳以上一般	24,610	28,863	32,409	37,687	41,933
70歳以上現役並み所得者	638	672	728	670	564
未就学児	304	333	378	360	337
前期高齢者以外	19,016	19,556	20,106	18,578	17,982
高額療養費	3,457,947,368	3,748,435,213	3,845,371,818	3,744,339,095	3,777,641,622
前期高齢者	1,581,743,372	1,804,326,355	1,990,253,873	2,039,317,600	2,036,244,412
70歳以上一般	695,730,655	729,920,615	765,306,860	792,059,367	875,122,896
70歳以上現役並み所得者	47,647,758	41,939,288	51,669,397	44,110,641	41,195,341
未就学児	28,220,436	32,842,727	33,527,300	34,576,987	32,771,327
前期高齢者以外	1,876,203,996	1,944,108,858	1,855,117,945	1,705,021,495	1,741,397,210
一件あたり高額療養費	66,214	64,295	59,226	54,335	52,388
前期高齢者	47,631	46,569	44,404	40,516	37,620
70歳以上一般	28,270	25,289	23,614	21,017	20,870
70歳以上現役並み所得者	74,683	62,410	70,974	65,837	73,041
未就学児	92,830	98,627	88,697	96,047	97,244
前期高齢者以外	98,664	99,412	92,267	91,776	96,841

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2)及びF表(1)より。

### (2) 高額介護合算療養費の状況

(単位:件、円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	120	138	114	50	133
高額介護合算療養費	2,235,763	3,043,248	3,292,928	1,240,086	3,014,545

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2)及びF表(1)より。

## 5 その他の給付の状況

### (1) 移送費の状況

(単位:件、円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	0	1	0	0	2
移送費	0	1,570	0	0	149,616

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1)及びF表(1)より。

### (2) 出産育児一時金及び葬祭費の状況

(単位:件、円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出 産 育 児 一 時 金	件数	589	492	444	379
	出産育児一時金	246,418,000	206,256,000	186,066,000	158,860,000
葬 祭 費	件数	477	505	534	475
	葬祭費	9,540,000	10,100,000	10,680,000	9,500,000

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2)の数値で、出産育児一時金は決算書の給付費と異なる。

## 6 医療費適正化の取組み

### (1) 第三者行為等の処理状況(年度内収納金額)

(単位:円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第三者行為求償収納額	59,011,458	67,571,548	54,616,586	47,048,583	59,976,234
返納金収納額	1,595,326	3,916,062	19,335,771	22,924,298	12,519,988
計	60,606,784	71,487,610	73,952,357	69,972,881	72,496,222

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※各年度決算時点の収納額

### (2) 保健指導

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
全体	対象者	57	60	47	88	19
	実施実人数	49	48	25	82	19
	実施延べ人数	49	60	33	82	19
重複 受診	対象者	21	2	3	3	7
	実施実人数	18	2	2	3	7
	実施延べ人数	18	2	3	3	7
頻回 受診	対象者	36	58	44	85	12
	実施実人数	31	46	23	79	12
	実施延べ人数	31	46	31	79	12

※平成29年度は訪問・通知を実施。平成30年度以降、対象者の抽出条件を変更し、より改善効果の高い対象者に保健指導を実施。

### (3) 医療費通知

(単位:回、件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間通知回数	6	6	6	6	6
通知件数	325,200	320,856	312,303	303,092	296,624

### (4) 後発医薬品差額通知

(単位:回、件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間通知回数	2	3	4	4	3
通知件数	12,921	21,242	25,206	23,476	17,031
後発医薬品使用率	56.2%	61.1%	72.1%	74.1%	76.3%

※後発医薬品使用率は、各年度(3月から2月調剤)の医薬品数ベースで算定したもの。

### (5) レセプト点検(内容点検)財政効果の推移

(単位:円、人、件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険者負担額	29,465,658,981	30,266,588,730	29,887,598,434	29,110,141,725	28,864,796,688
被保険者数	109,833	106,127	101,451	96,416	93,274
減点件数	7,313	6,814	6,432	7,689	5,274
減点額	14,542,493	12,310,263	18,027,405	19,540,309	11,076,802
内容点検財政効果率 ④÷①	0.05%	0.04%	0.06%	0.07%	0.04%
被保険者一人あたり 財政効果額 ④÷②	132.4	116.0	177.7	202.7	118.8
1件あたり財政効果額 ④÷③	1,988.6	1,806.6	2,802.8	2,541.3	2,100.3

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※保険者負担額は、診療報酬明細書点検結果報告書より。

## IV 保健事業の状況

### 1 特定健康診査及び特定保健指導

#### (1) 各区分別特定健康診査受診率の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診率	22.5%	24.1%	23.6%	24.3%	24.3%
男性	19.7%	21.2%	21.0%	21.7%	21.5%
女性	25.0%	26.6%	25.9%	26.6%	26.7%

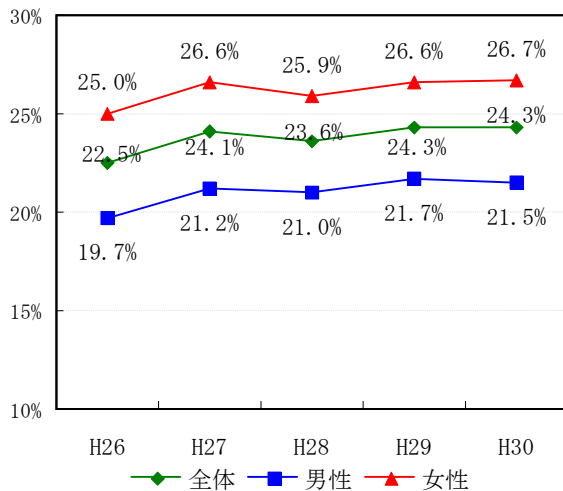
※平成30年度については、5月末現在の速報値。

#### (2) 各年齢区分別特定健康診査受診率の推移

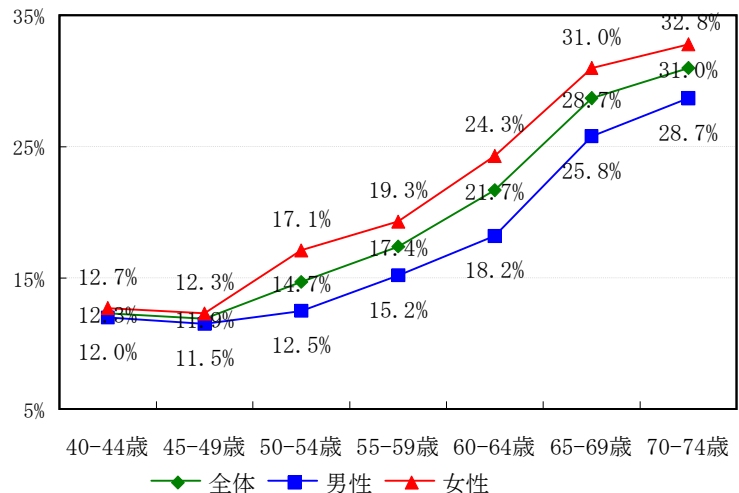
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全体	40-44歳	9.1%	11.4%	10.6%	11.4%	12.3%
	45-49歳	10.2%	11.5%	11.3%	11.8%	11.9%
	50-54歳	14.1%	15.3%	14.6%	15.1%	14.7%
	55-59歳	16.4%	18.2%	17.2%	17.6%	17.4%
	60-64歳	22.2%	23.3%	21.8%	21.9%	21.7%
	65-69歳	27.7%	29.1%	28.5%	29.2%	28.7%
	70-74歳	29.5%	30.8%	30.7%	31.1%	31.0%
男性	40-44歳	9.5%	11.5%	10.8%	11.0%	12.0%
	45-49歳	9.7%	11.1%	12.1%	11.6%	11.5%
	50-54歳	11.9%	13.6%	11.9%	12.7%	12.5%
	55-59歳	13.3%	15.5%	15.5%	16.6%	15.2%
	60-64歳	18.5%	19.5%	17.9%	18.3%	18.2%
	65-69歳	24.4%	26.0%	25.4%	26.2%	25.8%
	70-74歳	28.0%	28.5%	29.0%	29.1%	28.7%
女性	40-44歳	8.7%	11.3%	10.4%	12.0%	12.7%
	45-49歳	10.7%	11.8%	10.3%	12.0%	12.3%
	50-54歳	16.3%	17.2%	17.4%	17.6%	17.1%
	55-59歳	19.3%	20.7%	18.8%	18.5%	19.3%
	60-64歳	25.2%	26.2%	24.8%	24.5%	24.3%
	65-69歳	30.4%	31.6%	31.0%	31.4%	31.0%
	70-74歳	30.9%	32.7%	32.1%	32.8%	32.8%

※平成30年度については、5月末現在の速報値。

特定健康診査受診率の推移



平成30年度 5歳年齢区分別受診率





## (3) 各区分別特定保健指導実施率の推移

(単位：人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
積極的支援	対象者数	471	512	433	407	-
	初回実施者数	42	43	48	48	-
	最終実施者数	27	37	32	40	-
	最終実施率	5.7%	7.2%	7.4%	9.8%	9.4%
動機付け支援	対象者数	1,408	1,546	1,413	1,478	-
	初回実施者数	267	297	321	346	-
	最終実施者数	256	281	266	332	-
	最終実施率	18.2%	18.2%	18.8%	22.5%	19.7%
合計	対象者数	1,879	2,058	1,846	1,885	-
	初回実施者数	309	340	369	394	-
	最終実施者数	283	318	298	372	-
	最終実施率	15.1%	15.5%	16.1%	19.7%	17.6%

※平成30年度については、5月末現在の速報値。

## (4) 特定健診定着化事業(文書・電話により受診勧奨を実施した人数)

(単位：件)

	平成30年度
対象件数	67,693

## (5) 特定健診定着化事業(35歳～39歳の健診受診者数・受診率)

(単位：人)

受診者数	平成30年度		
	対象者	健診	受診率
	4,162	380	9.1%

## 2 はり・きゅう・あんま助成事業

(単位：人、回、千円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者証交付数		5,333	4,768	4,614	4,515	4,541
実利用者数		3,897	3,536	3,414	3,477	3,636
延利用者数		19,178	17,488	17,119	16,845	16,345
延利用回数	1術	13,291	12,117	11,491	10,545	10,588
	2術	43,103	40,214	40,436	42,186	41,080
	計	56,394	52,331	51,927	52,731	51,668
助成金額	1術	14,620	13,329	12,640	11,600	11,647
	2術	60,344	56,300	56,611	59,060	57,512
	計	74,964	69,629	69,251	70,660	69,159
平均利用回数		14.5	14.8	15.2	15.2	14.2

## V 国民健康保険税の状況

### 1 保険税の概要と税率等の推移

#### (1) 保険税の概要

- ①賦課期日 当該年度の4月1日
- ②賦課方式 3方式(所得割、均等割、平等割)
- ③軽減 7割、5割、2割軽減
- ④納期 10期(6～3月)

#### (2) 保険税率の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
医療分	所得割	9.9%	9.9%	9.9%	7.4%	7.4%
	均等割	28,600円	28,600円	28,600円	23,500円	23,500円
	平等割	21,600円	21,600円	21,600円	16,600円	16,600円
	課税限度額	52万円	54万円	54万円	58万円	61万円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.6%	2.6%	2.6%	3.0%	3.0%
	均等割	7,900円	7,900円	7,900円	9,200円	9,200円
	平等割	5,900円	5,900円	5,900円	6,500円	6,500円
	課税限度額	17万円	19万円	19万円	19万円	19万円
介護納付金分	所得割	2.7%	2.7%	2.7%	2.3%	2.3%
	均等割	10,300円	10,300円	10,300円	9,300円	9,300円
	平等割	5,500円	5,500円	5,500円	4,800円	4,800円
	課税限度額	16万円	16万円	16万円	16万円	16万円

#### (3) 保険税軽減措置(平成31年度)

世帯の総所得金額が各区分を超えない場合は、均等割、平等割がそれぞれ7割・5割・2割軽減される。

- ①7割軽減 基礎控除額(33万円)を超えない世帯
  - ②5割軽減 基礎控除額(33万円)+28万円×被保険者数を超えない世帯
  - ③2割軽減 基礎控除額(33万円)+51万円×被保険者数を超えない世帯
- ※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定のとき、15万円の特別控除がある。  
 ※被保険者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人を含む。  
 ※平成30年度の5割軽減、2割軽減判定所得は以下のとおり。

5割(基礎控除額(33万円)+27.5万円×(被保険者数)、2割(基礎控除額(33万円)+50万円×被保険者数)

#### (4) 賦課割合(賦課確定時)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
医療分	所得割	48.4%	48.9%	49.3%	48.8%	49.2%
	均等割	35.8%	35.4%	35.0%	35.9%	35.5%
	平等割	15.8%	15.7%	15.7%	15.3%	15.3%
後期高齢者 支援金分	所得割	48.3%	49.2%	49.6%	48.7%	48.9%
	均等割	36.0%	35.3%	34.9%	36.0%	35.7%
	平等割	15.7%	15.5%	15.5%	15.4%	15.4%
介護納付金分	所得割	47.7%	49.7%	50.0%	49.1%	49.0%
	均等割	36.5%	35.0%	34.7%	35.5%	35.6%
	平等割	15.8%	15.3%	15.3%	15.4%	15.4%

※一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。  
 ※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

#### (5) 被保険者(加入者)一人あたり所得額と調定額(賦課確定時)

(単位:円、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
一人あたり平均所得額	630,730	597,784	611,222	601,813	604,185
一人あたり平均調定額	85,181	87,422	87,687	76,079	76,815
保険税負担率	13.5%	14.6%	14.3%	12.6%	12.7%

※一人あたり平均所得額は、所得総額を被保険者総数で除したものの。

※一人あたり平均調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)で、介護納付金分を除く。

## 2 保険税賦課状況(賦課確定時)

### (1) 医療給付費分

(単位:円、世帯、人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
所得総額	66,407,644,105	61,530,486,633	59,668,126,113	57,194,513,438	55,973,550,525
所得割課税対象額	49,523,863,614	50,760,826,974	48,818,615,700	47,200,463,961	45,710,187,935
保険税算定額	9,241,123,843	9,276,622,637	8,881,081,037	6,680,102,583	6,500,615,280
所得割	4,902,845,643	5,025,304,837	4,833,026,437	3,492,818,233	3,382,537,930
均等割	3,011,179,600	2,943,826,600	2,791,960,600	2,233,369,500	2,177,110,500
平等割	1,327,098,600	1,307,491,200	1,256,094,000	953,914,850	940,966,850
法令に基づく減税額	2,206,765,143	2,231,111,537	2,180,254,937	1,479,420,783	1,378,200,280
均等割軽減額	932,311,380	864,926,920	864,063,200	705,018,800	688,989,450
平等割軽減額	434,204,820	415,438,740	417,119,760	320,875,925	316,196,800
課税限度超過額	868,856,705	948,134,762	896,534,913	451,135,065	370,635,268
税額の端数整理	△ 28,607,762	2,611,115	2,537,064	2,390,993	2,378,762
調定額	7,034,358,700	7,045,511,100	6,700,826,100	5,200,681,800	5,122,415,000
一般被保険者	6,687,166,000	6,810,099,752	6,577,582,380	5,158,240,370	5,114,982,195
退職被保険者等	347,192,700	235,411,348	123,243,720	42,441,430	7,432,805
世帯数	63,781	62,715	60,323	59,620	58,863
保険税軽減	37,486	35,932	35,903	36,016	35,738
(割合)	58.8%	57.3%	59.5%	60.4%	60.7%
7割軽減	21,116	19,959	20,268	20,231	19,822
(割合)	33.1%	31.8%	33.6%	33.9%	33.7%
5割軽減	9,442	9,158	9,027	9,165	9,145
(割合)	14.8%	14.6%	15.0%	15.4%	15.5%
2割軽減	6,928	6,815	6,608	6,620	6,771
(割合)	10.9%	10.9%	11.0%	11.1%	11.5%
限度額超過	1,889	1,852	1,835	901	728
被保険者	105,287	102,931	97,621	95,037	92,643
保険税軽減	61,607	57,747	57,157	56,614	55,712
(割合)	58.5%	56.1%	58.5%	59.6%	60.1%
7割軽減	29,492	26,870	27,438	27,150	26,341
(割合)	28.0%	26.1%	28.1%	28.6%	28.4%
5割軽減	18,437	17,526	16,872	17,010	16,686
(割合)	17.5%	17.0%	17.3%	17.9%	18.0%
2割軽減	13,678	13,351	12,847	12,454	12,685
(割合)	13.0%	13.0%	13.2%	13.1%	13.7%
限度額超過	5,567	5,298	5,263	2,658	2,062
一世帯あたり所得額	1,041,182	981,113	989,144	959,318	950,912
一人あたり所得額	630,730	597,784	611,222	601,813	604,185
一世帯あたり調定額	110,289	112,342	111,082	87,230	87,023
一人あたり調定額	66,811	68,449	68,641	54,723	55,292

※調定額を除き、一般被保険者と退職被保険者等を合算したものの。

※表示単位未満四捨五入。

※一世帯あたり所得額・一人あたり所得額は、所得総額をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したものの。

※一世帯あたり調定額・一人あたり調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したものの。

※平成29年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象を拡大した。

※平成30年度に税額(率)改定を行った。

※平成30年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(54万円→58万円)を行った。

※平成31年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(58万円→61万円)を行った。

## (2) 後期高齢者支援金分

(単位:円、世帯、人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
所得総額	66,407,644,105	61,530,486,633	59,668,126,113	57,194,513,438	55,973,550,525
所得割課税対象額	49,523,863,614	50,760,826,974	48,818,615,700	47,200,463,961	45,710,187,935
保険税算定額	2,481,857,527	2,490,058,130	2,383,573,276	2,663,861,330	2,592,058,315
所得割	1,287,603,602	1,319,764,430	1,269,267,626	1,416,000,055	1,371,291,840
均等割	831,759,400	813,154,900	771,205,900	874,340,400	852,315,600
平等割	362,494,525	357,138,800	343,099,750	373,520,875	368,450,875
法令に基づく減税額	547,712,527	537,132,230	524,298,176	634,211,430	598,115,115
均等割軽減額	257,526,570	238,913,380	283,674,800	276,007,360	269,732,040
平等割軽減額	118,602,742	113,476,506	113,935,688	125,644,385	123,812,191
課税限度超過額	177,689,662	182,246,859	169,254,084	230,449,660	202,483,307
税額の端数整理	△ 6,106,447	2,495,485	2,433,604	2,110,025	2,087,577
調定額	1,934,145,000	1,952,925,900	1,859,275,100	2,029,649,900	1,993,943,200
一般被保険者	1,839,506,600	1,888,151,451	1,825,322,886	2,013,023,361	1,990,981,221
退職被保険者等	94,638,400	64,774,449	33,952,214	16,626,539	2,961,979
世帯数	63,781	62,715	60,323	59,620	58,863
保険税軽減	37,486	35,932	35,903	36,016	35,738
(割合)	58.8%	57.3%	59.5%	60.4%	60.7%
7割軽減	21,116	19,959	20,268	20,231	19,822
(割合)	33.1%	31.8%	33.6%	33.9%	33.7%
5割軽減	9,442	9,158	9,027	9,165	9,145
(割合)	14.8%	14.6%	15.0%	15.4%	15.5%
2割軽減	6,928	6,815	6,608	6,620	6,771
(割合)	10.9%	10.9%	11.0%	11.1%	11.5%
限度額超過	1,301	1,082	1,081	1,297	1,184
被保険者総数	105,287	102,931	97,621	95,037	92,643
保険税軽減	61,607	57,747	57,157	56,614	55,712
(割合)	58.5%	56.1%	58.5%	59.6%	60.1%
7割軽減	29,492	26,870	27,438	27,150	26,341
(割合)	28.0%	26.1%	28.1%	28.6%	28.4%
5割軽減	18,437	17,526	16,872	17,010	16,686
(割合)	17.5%	17.0%	17.3%	17.9%	18.0%
2割軽減	13,678	13,351	12,847	12,454	12,685
(割合)	13.0%	13.0%	13.2%	13.1%	13.7%
限度額超過	3,904	3,160	3,189	3,730	3,306
一世帯あたり所得額	1,041,182	981,113	989,144	959,318	950,912
一人あたり所得額	630,730	597,784	611,222	601,813	604,185
一世帯あたり調定額	30,325	31,140	30,822	34,043	33,874
一人あたり調定額	18,370	18,973	19,046	21,356	21,523

※調定額を除き、一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。

※表示単位未満四捨五入。

※一世帯あたり所得額・一人あたり所得額は、所得総額をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※一世帯あたり調定額・一人あたり調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※平成29年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成30年度に税額(率)改定を行った。

※平成30年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成31年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

## (3) 介護納付金分

(単位:円、世帯、人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
所得総額	29,954,641,985	27,899,428,228	26,495,387,512	24,612,194,827	23,403,398,640
所得割課税対象額	23,288,487,753	22,877,827,184	21,760,205,841	20,125,138,013	19,286,159,075
保険税算定額	1,180,162,026	1,140,892,446	1,072,121,786	878,302,737	841,438,996
所得割	628,782,426	617,694,846	587,519,486	462,872,337	443,575,996
均等割	384,828,600	363,868,100	335,893,300	290,308,800	277,493,400
平等割	166,551,000	159,329,500	148,709,000	125,121,600	120,369,600
法令に基づく減税額	289,219,426	244,043,646	243,608,386	188,611,537	180,292,296
均等割軽減額	111,588,140	97,125,910	95,230,710	84,389,130	80,871,870
平等割軽減額	51,092,800	45,390,400	44,782,650	38,364,000	36,899,520
課税限度超過額	89,332,272	100,497,086	102,615,802	64,929,345	61,618,999
税額の端数整理	37,206,214	1,030,250	979,224	929,062	901,907
調定額	890,942,600	896,848,800	828,513,400	689,691,200	661,146,700
一般被保険者	806,599,100	825,988,276	791,070,058	675,279,415	658,545,064
退職被保険者等	84,343,500	70,860,524	37,443,342	14,411,785	2,601,636
世帯数	30,282	28,969	27,038	26,067	25,077
保険税軽減	16,966	15,165	14,818	14,453	13,922
(割合)	56.0%	52.3%	54.8%	55.4%	55.5%
7割軽減	9,094	8,018	8,069	7,916	7,625
(割合)	30.0%	27.7%	29.8%	30.4%	30.4%
5割軽減	4,498	4,036	3,814	3,813	3,635
(割合)	14.9%	13.9%	14.1%	14.6%	14.5%
2割軽減	3,374	3,111	2,935	2,724	2,662
(割合)	11.1%	10.7%	10.9%	10.4%	10.6%
限度額超過	791	831	809	525	475
被保険者総数	37,363	35,327	32,611	31,216	29,838
保険税軽減	20,303	17,776	17,233	16,754	16,092
(割合)	54.3%	50.3%	52.8%	53.7%	53.9%
7割軽減	10,112	8,731	8,771	8,623	8,303
(割合)	27.1%	24.7%	26.9%	27.6%	27.8%
5割軽減	5,724	5,030	4,712	4,706	4,420
(割合)	15.3%	14.2%	14.4%	15.1%	14.8%
2割軽減	4,467	4,015	3,750	3,425	3,369
(割合)	12.0%	11.4%	11.5%	11.0%	11.3%
限度額超過	1,390	1,478	1,411	911	818
一世帯あたり所得額	989,190	963,079	979,931	944,190	933,262
一人あたり所得額	801,719	789,748	812,468	788,448	784,349
一世帯あたり調定額	29,422	30,959	30,643	26,458	26,365
一人あたり調定額	23,846	25,387	25,406	22,094	22,158

※調定額を除き、一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。

※表示単位未満四捨五入。

※一世帯あたり所得額・一人あたり所得額は、所得総額をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※一世帯あたり調定額・一人あたり調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※平成29年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成30年度に税額(率)改定を行った。

※平成30年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成31年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

### 3 保険税の収納状況

(1) 年度別決算状況

【全体(一般被保険者分+退職被保険者等分)】

(単位:円、世帯、人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
現年課税分	調定額	10,414,164,100	9,940,225,200	9,589,246,800	9,241,280,100	7,881,752,100	
	収入済額	9,362,440,358	8,962,292,307	8,765,566,930	8,476,475,389	7,305,488,347	
	還付未済額	14,711,319	17,040,840	13,750,639	11,483,735	10,714,200	
	不納欠損額	1,414,700	1,059,720	2,091,500	1,525,753	896,500	
	収入未済額	1,050,309,042	976,873,173	821,588,370	763,278,958	575,367,253	
	居所不明調定額	4,005,900	995,400	2,480,300	2,606,800	532,500	
	収納率①	90.04%	90.33%	91.55%	91.85%	92.82%	
	収納率②	89.94%	90.17%	91.43%	91.75%	92.69%	
	医療給付費分	調定額	7,438,822,493	7,089,459,412	6,840,862,578	6,607,245,818	5,186,688,118
		収入済額	6,693,400,953	6,405,443,401	6,266,223,320	6,072,142,647	4,817,833,510
		還付未済額	10,658,421	14,777,816	11,848,018	9,793,753	8,504,334
		不納欠損額	1,037,779	810,371	1,509,500	1,132,909	602,051
	後期高齢者支援金分	収入未済額	744,383,761	683,205,640	573,129,758	533,970,262	368,252,557
		居所不明調定額	2,761,000	695,700	1,772,900	1,852,100	343,900
調定額		2,024,793,152	1,946,041,781	1,894,594,602	1,831,468,242	2,016,942,875	
収入済額		1,828,151,701	1,761,340,733	1,738,926,064	1,686,666,667	1,873,841,994	
介護納付金分	還付未済額	2,882,081	1,538,952	1,239,381	1,202,698	1,525,865	
	不納欠損額	283,070	216,409	400,084	301,089	231,027	
	収入未済額	196,358,381	184,484,639	155,268,454	144,500,486	142,869,854	
	居所不明調定額	748,600	188,800	480,000	498,500	134,500	
滞納繰越分	調定額	950,548,455	904,724,007	853,789,620	802,566,040	678,121,107	
	収入済額	840,887,704	795,508,173	760,417,546	717,666,075	613,812,843	
	還付未済額	1,170,817	724,072	663,240	487,284	684,001	
	不納欠損額	93,851	32,940	181,916	91,755	63,422	
	収入未済額	109,566,900	109,182,894	93,190,158	84,808,210	64,244,842	
	居所不明調定額	496,300	110,900	227,400	256,200	54,100	
	滞納繰越分	調定額	4,099,605,515	4,115,376,516	4,045,577,344	3,693,496,652	3,211,434,205
		収入済額	452,670,293	474,810,021	492,505,692	513,260,324	543,404,243
		還付未済額	619,369	1,197,800	529,555	633,628	213,400
		不納欠損額	501,291,958	453,832,375	635,448,193	698,174,856	314,378,421
		収入未済額	3,145,643,264	3,186,734,120	2,917,623,459	2,482,061,472	2,353,651,541
		居所不明調定額	8,999,800	796,200	1,216,100	1,812,400	999,500
		収納率①	11.06%	11.57%	12.19%	13.91%	16.93%
		収納率②	11.07%	11.54%	12.18%	13.90%	16.93%
医療給付費分		調定額	2,987,407,803	2,966,191,643	2,888,150,620	2,613,006,481	2,256,656,935
		収入済額	334,753,978	345,299,261	353,759,622	365,438,196	384,052,241
		還付未済額	458,545	1,086,958	479,028	610,987	196,375
		不納欠損額	369,193,780	332,121,456	462,437,880	501,143,572	226,581,160
後期高齢者支援金分		収入未済額	2,283,460,045	2,288,770,926	2,071,953,118	1,746,424,713	1,646,023,534
		居所不明調定額	6,061,200	516,400	857,100	1,233,900	708,200
	調定額	696,903,364	715,027,374	719,947,048	669,987,473	591,958,526	
	収入済額	75,742,605	83,195,454	89,362,682	94,929,262	101,810,493	
介護納付金分	還付未済額	111,588	91,800	40,790	18,762	15,525	
	不納欠損額	80,568,367	74,106,754	107,165,965	121,198,566	55,129,276	
	収入未済額	540,592,392	557,725,166	523,418,401	453,859,645	435,018,757	
	居所不明調定額	1,590,500	139,500	234,400	333,900	192,400	
計	調定額	415,294,348	434,157,499	437,479,676	410,502,698	362,818,744	
	収入済額	42,173,710	46,315,306	49,383,388	52,892,866	57,541,509	
	還付未済額	49,236	19,042	9,737	3,879	1,500	
	不納欠損額	51,529,811	47,604,165	65,844,348	75,832,718	32,667,985	
	収入未済額	321,590,827	340,238,028	322,251,940	281,777,114	272,609,250	
	居所不明調定額	1,348,100	140,300	124,600	244,600	98,900	
	計	調定額	14,513,769,615	14,055,601,716	13,634,824,144	12,934,776,752	11,093,186,305
		収入済額	9,815,110,651	9,437,102,328	9,258,072,622	8,989,735,713	7,848,892,590
		還付未済額	15,330,688	18,238,640	14,280,194	12,117,363	10,927,600
		不納欠損額	502,706,658	454,892,095	637,539,693	699,700,609	315,274,921
		収入未済額	4,195,952,306	4,163,607,293	3,739,211,829	3,245,340,430	2,929,018,794
		居所不明調定額	13,005,700	1,791,600	3,696,400	4,419,200	1,532,000
		収納率①	67.73%	67.27%	68.00%	69.59%	70.85%
		収納率②	67.69%	67.15%	67.92%	69.52%	70.76%

※収納率①=(収入済額+還付未済額)÷調定額、収納率②=収入済額÷(調定額-居所不明調定額)。

## 【一般被保険者分】

(単位:円、世帯、人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
現年課税分	調定額	9,762,944,687	9,460,144,342	9,293,567,222	9,097,878,814	7,834,106,060		
	収入済額	8,733,904,981	8,504,393,271	8,481,648,792	8,340,289,652	7,260,721,425		
	還付未済額	14,198,409	16,957,086	13,715,009	11,467,490	10,714,200		
	不納欠損額	1,412,908	1,052,120	2,084,000	1,508,253	868,500		
	収入未済額	1,027,626,798	954,698,951	809,834,430	756,080,909	572,516,135		
	居所不明調定額	4,005,900	995,400	2,480,300	2,606,800	532,500		
	収納率①	89.61%	90.08%	91.41%	91.80%	92.82%		
	収納率②	89.50%	89.91%	91.29%	91.70%	92.69%		
	医療給付費分	調定額	7,021,566,370	6,781,362,069	6,652,268,601	6,515,354,724	5,158,661,384	
		収入済額	6,290,743,792	6,111,894,155	6,085,255,991	5,984,956,786	4,791,495,950	
		還付未済額	10,332,318	14,712,950	11,820,123	9,781,178	8,504,334	
		不納欠損額	1,036,577	805,475	1,504,800	1,121,609	585,851	
		収入未済額	729,786,001	668,662,439	565,507,810	529,276,329	366,579,583	
		居所不明調定額	2,761,000	695,700	1,772,900	1,852,100	343,900	
		後期高齢者支援金分	調定額	1,911,512,690	1,862,046,852	1,842,534,588	1,806,227,164	2,005,995,057
			収入済額	1,718,808,329	1,681,261,103	1,688,950,578	1,662,681,797	1,863,560,170
			還付未済額	2,792,990	1,521,909	1,232,253	1,199,371	1,525,865
			不納欠損額	282,783	215,067	398,894	298,089	224,727
	収入未済額		192,421,578	180,570,682	153,185,116	143,247,278	142,210,160	
	居所不明調定額		748,600	188,800	480,000	498,500	134,500	
	介護納付金分		調定額	829,865,627	816,735,421	798,764,033	776,296,926	669,449,619
収入済額			724,352,860	711,238,013	707,442,223	692,651,069	605,665,305	
還付未済額			1,073,101	722,227	662,633	486,941	684,001	
不納欠損額			93,548	31,578	180,306	88,555	57,922	
収入未済額		105,419,219	105,465,830	91,141,504	83,557,302	63,726,392		
居所不明調定額		496,300	110,900	227,400	256,200	54,100		
滞納繰越分	調定額	4,006,903,546	4,013,963,702	3,946,972,874	3,616,622,089	3,152,324,347		
	収入済額	438,763,082	458,039,114	476,788,189	501,818,670	532,711,255		
	還付未済額	560,869	1,197,100	525,655	633,628	213,400		
	不納欠損額	492,693,557	444,898,300	616,067,715	683,965,858	304,541,195		
	収入未済額	3,075,446,907	3,111,026,288	2,854,116,970	2,430,837,561	2,315,071,897		
	居所不明調定額	8,999,800	796,200	1,216,100	1,812,400	999,500		
	収納率①	10.96%	11.44%	12.09%	13.89%	16.91%		
	収納率②	10.97%	11.41%	12.08%	13.88%	16.90%		
	医療給付費分	調定額	2,925,700,733	2,898,566,291	2,822,305,585	2,562,084,695	2,217,602,736	
		収入済額	325,464,710	334,341,388	343,393,663	357,905,161	377,134,825	
		還付未済額	419,943	1,086,411	475,906	610,987	196,375	
		不納欠損額	363,224,466	326,258,904	449,161,114	491,680,463	220,011,029	
		収入未済額	2,237,011,557	2,237,965,999	2,029,750,808	1,712,499,071	1,620,456,882	
		居所不明調定額	6,061,200	516,400	857,100	1,233,900	708,200	
		後期高齢者支援金分	調定額	682,332,306	698,188,694	703,392,137	656,762,665	581,735,561
			収入済額	73,590,444	80,370,636	86,664,611	92,965,117	99,937,480
			還付未済額	101,565	91,647	40,012	18,762	15,525
			不納欠損額	79,346,503	72,616,555	104,157,558	118,790,077	53,546,916
	収入未済額		529,395,359	545,201,503	512,569,968	445,007,471	428,251,165	
	居所不明調定額		1,590,500	139,500	234,400	333,900	192,400	
	介護納付金分	調定額	398,870,507	417,208,717	421,275,152	397,774,729	352,986,050	
収入済額		39,707,928	43,327,090	46,729,915	50,948,392	55,638,950		
還付未済額		39,361	19,042	9,737	3,879	1,500		
不納欠損額		50,122,588	46,022,841	62,749,043	73,495,318	30,983,250		
収入未済額		309,039,991	327,858,786	311,796,194	273,331,019	266,363,850		
居所不明調定額		1,348,100	140,300	124,600	244,600	98,900		
計	調定額	13,769,848,233	13,474,108,044	13,240,540,096	12,714,500,903	10,986,430,407		
	収入済額	9,172,668,063	8,962,432,385	8,958,436,981	8,842,108,322	7,793,432,680		
	還付未済額	14,759,278	18,154,186	14,240,664	12,101,118	10,927,600		
	不納欠損額	494,106,465	445,950,420	618,151,715	685,474,111	305,409,695		
	収入未済額	4,103,073,705	4,065,725,239	3,663,951,400	3,186,918,470	2,887,588,032		
	居所不明調定額	13,005,700	1,791,600	3,696,400	4,419,200	1,532,000		
	収納率①	66.72%	66.65%	67.77%	69.64%	71.04%		
収納率②	66.68%	66.52%	67.68%	69.57%	70.95%			

※収納率①=(収入済額+還付未済額)÷調定額、収納率②=収入済額÷(調定額-居所不明調定額)。

## 【退職被保険者等分】

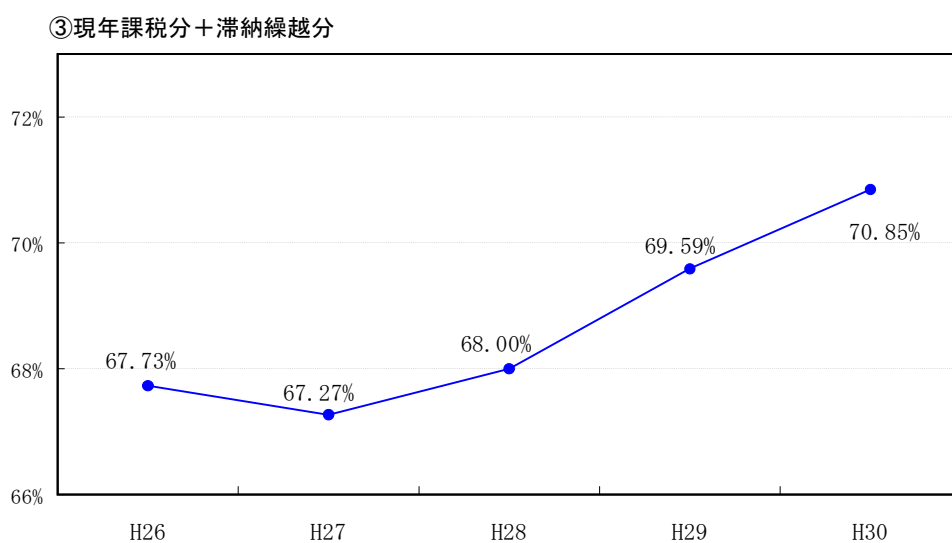
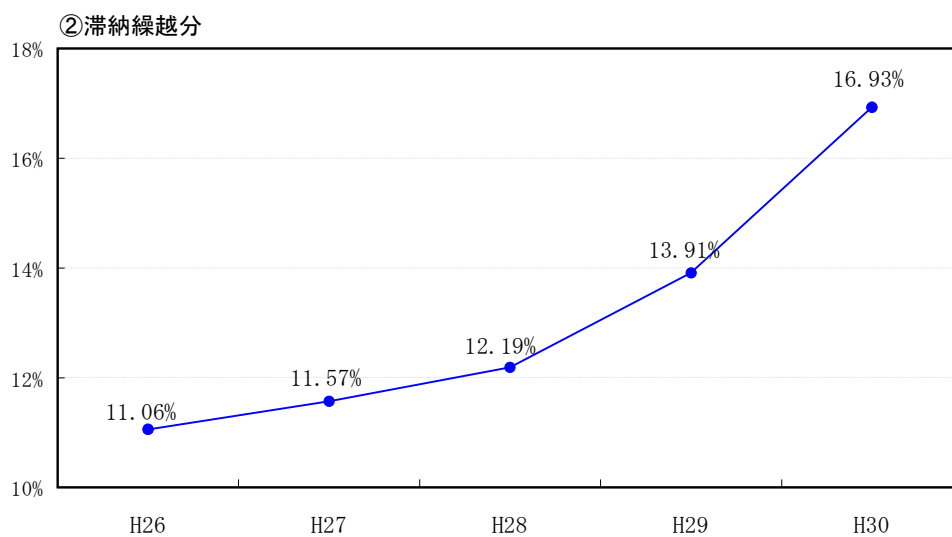
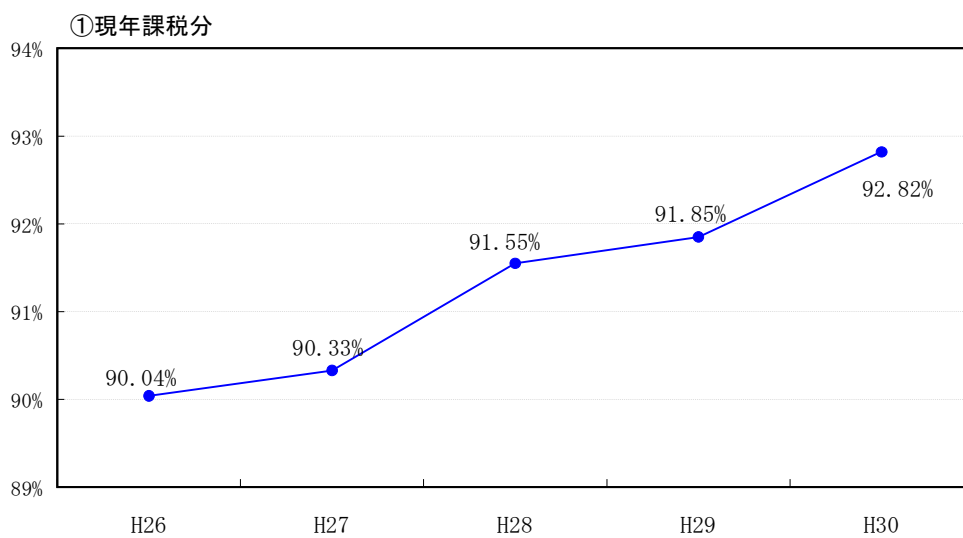
(単位:円、世帯、人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現年課税分	調定額	651,219,413	480,080,858	295,679,578	143,401,286	47,646,040
	収入済額	628,535,377	457,899,036	283,918,138	136,185,737	44,766,922
	還付未済額	512,910	83,754	35,630	16,245	0
	不納欠損額	1,792	7,600	7,500	17,500	28,000
	収入未済額	22,682,244	22,174,222	11,753,940	7,198,049	2,851,118
	居所不明調定額	0	0	0	0	0
	収納率①	96.60%	95.40%	96.03%	94.98%	93.96%
	収納率②	96.52%	95.38%	96.02%	94.97%	93.96%
	医療給付費分					
	調定額	417,256,123	308,097,343	188,593,977	91,891,094	28,026,734
	収入済額	402,657,161	293,549,246	180,967,329	87,185,861	26,337,560
	還付未済額	326,103	64,866	27,895	12,575	0
	不納欠損額	1,202	4,896	4,700	11,300	16,200
	収入未済額	14,597,760	14,543,201	7,621,948	4,693,933	1,672,974
	居所不明調定額	0	0	0	0	0
	後期高齢者支援金分					
	調定額	113,280,462	83,994,929	52,060,014	25,241,078	10,947,818
	収入済額	109,343,372	80,079,630	49,975,486	23,984,870	10,281,824
	還付未済額	89,091	17,043	7,128	3,327	0
不納欠損額	287	1,342	1,190	3,000	6,300	
収入未済額	3,936,803	3,913,957	2,083,338	1,253,208	659,694	
居所不明調定額	0	0	0	0	0	
介護納付金分						
調定額	120,682,828	87,988,586	55,025,587	26,269,114	8,671,488	
収入済額	116,534,844	84,270,160	52,975,323	25,015,006	8,147,538	
還付未済額	97,716	1,845	607	343	0	
不納欠損額	303	1,362	1,610	3,200	5,500	
収入未済額	4,147,681	3,717,064	2,048,654	1,250,908	518,450	
居所不明調定額	0	0	0	0	0	
滞納繰越分	調定額	92,701,969	101,412,814	98,604,470	76,874,563	59,109,858
	収入済額	13,907,211	16,770,907	15,717,503	11,441,654	10,692,988
	還付未済額	58,500	700	3,900	0	0
	不納欠損額	8,598,401	8,934,075	19,380,478	14,208,998	9,837,226
	収入未済額	70,196,357	75,707,832	63,506,489	51,223,911	38,579,644
	居所不明調定額	0	0	0	0	0
	収納率①	15.07%	16.54%	15.94%	14.88%	18.09%
	収納率②	15.00%	16.54%	15.94%	14.88%	18.09%
	医療給付費分					
	調定額	61,707,070	67,625,352	65,845,035	50,921,786	39,054,199
	収入済額	9,289,268	10,957,873	10,365,959	7,533,035	6,917,416
	還付未済額	38,602	547	3,122	0	0
	不納欠損額	5,969,314	5,862,552	13,276,766	9,463,109	6,570,131
	収入未済額	46,448,488	50,804,927	42,202,310	33,925,642	25,566,652
	居所不明調定額	0	0	0	0	0
	後期高齢者支援金分					
	調定額	14,571,058	16,838,680	16,554,911	13,224,808	10,222,965
	収入済額	2,152,161	2,824,818	2,698,071	1,964,145	1,873,013
	還付未済額	10,023	153	778	0	0
	不納欠損額	1,221,864	1,490,199	3,008,407	2,408,489	1,582,360
	収入未済額	11,197,033	12,523,663	10,848,433	8,852,174	6,767,592
	居所不明調定額	0	0	0	0	0
	介護納付金分					
	調定額	16,423,841	16,948,782	16,204,524	12,727,969	9,832,694
収入済額	2,465,782	2,988,216	2,653,473	1,944,474	1,902,559	
還付未済額	9,875	0	0	0	0	
不納欠損額	1,407,223	1,581,324	3,095,305	2,337,400	1,684,735	
収入未済額	12,550,836	12,379,242	10,455,746	8,446,095	6,245,400	
居所不明調定額	0	0	0	0	0	
計	調定額	743,921,382	581,493,672	394,284,048	220,275,849	106,755,898
	収入済額	642,442,588	474,669,943	299,635,641	147,627,391	55,459,910
	還付未済額	571,410	84,454	39,530	16,245	0
	不納欠損額	8,600,193	8,941,675	19,387,978	14,226,498	9,865,226
	収入未済額	92,878,601	97,882,054	75,260,429	58,421,960	41,430,762
	居所不明調定額	0	0	0	0	0
収納率①	86.44%	81.64%	76.00%	67.03%	51.95%	
収納率②	86.36%	81.63%	75.99%	67.02%	51.95%	

※収納率①=(収入済額+還付未済額)÷調定額、収納率②=収入済額÷(調定額-居所不明調定額)。



(2) 収納率の推移



※収納率は、(収入済額＋還付未済額)÷調定額。

## (3) 収納状況

## ① 納付方法別収納額(現年課税分)

(単位:円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
口座振替		4,236,702,100	4,064,759,800	3,855,907,600	3,613,138,500	3,056,142,600
	(割合)	45.25%	45.35%	43.99%	42.63%	41.83%
自主納付	銀行・窓口納付	2,742,625,754	2,394,671,220	1,963,734,786	1,822,197,283	1,480,416,737
	(割合)	29.29%	26.72%	22.40%	21.50%	20.26%
	コンビニ納付	1,211,599,700	1,452,075,090	1,777,562,139	1,848,867,978	1,665,744,088
	(割合)	12.94%	16.20%	20.28%	21.81%	22.80%
	ペイジー					25,225,300
	(割合)					0.35%
PayB(ペイビー)					375,500	
(割合)					0.01%	
特別徴収		729,195,400	695,085,400	851,510,200	962,147,300	934,132,700
(割合)		7.79%	7.76%	9.71%	11.35%	12.79%
徴収嘱託員		442,317,404	355,700,797	316,852,205	230,124,328	143,451,422
(割合)		4.73%	3.97%	3.62%	2.71%	1.96%
合計		9,362,440,358	8,962,292,307	8,765,566,930	8,476,475,389	7,305,488,347
(割合)		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したものの。

## ② 口座振替利用状況

(単位:世帯、円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用状況	国保加入世帯数	63,918	62,750	60,369	58,758	57,969
	利用世帯数	21,243	20,392	18,571	17,744	16,906
	利用率	33.23%	32.50%	30.76%	30.20%	29.16%
収納率	口座振替調定額	4,569,337,300	4,362,581,900	4,125,583,900	3,859,220,200	3,241,050,900
	口座振替収納額	4,236,702,100	4,064,759,800	3,855,907,600	3,613,138,500	3,056,142,600
	収納率	92.72%	93.17%	93.46%	93.62%	94.29%

※利用状況は各年度末(3月末)時点。

## ③ コンビニ納付件数と納付額の推移

(単位:件、円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
納付件数		83,802	116,472	146,868	154,824	159,292
	(前年比)	+3.85	+38.98%	+26.10%	+5.42%	+2.89%
納付金額		1,211,599,700	1,471,930,524	1,883,139,348	1,964,978,442	1,798,402,419
	(前年比)	+15.03%	+21.49%	+27.94%	+4.35%	△8.48%

※H27年9月よりコンビニ利用可能納付拡大(滞納繰越分もコンビニ納付可能)

## (4) 不納欠損の状況

## ① 不納欠損の推移

(単位:人、件、円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数		7,486	7,489	12,307	11,857	6,024
件(期)数		37,341	38,309	51,649	52,882	22,515
不納欠損額		502,706,658	454,892,095	637,539,693	699,700,609	315,274,921

※人数は不納欠損を行った年度分合算しており、同一の納税者で複数年度ある場合は該当年度分計上している。

## ② 平成30年度不納欠損事由別状況

(単位:人、件、円)

	執行停止				時効	執行停止中 時効	計
	法第15条の7 第1項第1号	法第15条の7 第1項第2号	法第15条の7 第1項第3号	法第15条の7 第5項	法第18条 第1項		
人数	858	166	15	602	82	4,301	6,024
件(期)数	3,080	739	85	2,795	324	15,492	22,515
不納欠損額	50,999,059	9,577,332	953,100	32,538,534	4,837,750	216,369,146	315,274,921

※人数については、同一の納税者で複数の事由により不納欠損を行っているため、事由毎に計上している。

## (5) 督促、滞納処分、執行停止

## ① 督促状発送状況

(単位:件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
発送件数	143,533	133,809	122,006	113,421	104,516

## ② 滞納処分状況

(単位:件、円)

差押	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預金	1,198	399,657,122	985	276,418,085	2,003	445,861,382	3,594	808,306,354	3,613	745,224,308
給与	4	5,292,200	12	13,106,827	3	3,222,000	60	39,651,826	96	58,075,551
不動産	3	3,925,353	11	26,409,087	0	0	13	35,744,914	35	29,525,012
生命保険	12	13,903,715	18	20,415,230	175	71,040,552	161	74,889,067	184	68,902,170
その他	1	505,700	1	3,078,700	3	4,491,900	26	18,961,960	26	19,672,925
国税還付金	138	47,106,104	151	56,672,592	232	66,382,419	26	14,794,730	181	51,972,353
小計	1,356	470,390,194	1,178	396,100,521	2,416	590,998,253	3,880	992,348,851	4,135	973,372,319
交付要求	27	11,484,198	58	35,434,239	45	8,661,090	81	18,731,472	73	22,489,951
合計	1,383	481,874,392	1,236	431,534,760	2,461	599,659,343	3,961	1,011,080,323	4,208	995,862,270

換価	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預金	1,184	85,485,032	913	50,305,053	2,003	67,633,008	3,577	137,359,988	3,627	132,709,359
給与	223	4,719,300	130	3,963,600	159	8,348,900	301	16,644,853	846	24,076,330
不動産	0	0	1	1,083,800	0	0	0	0	0	0
生命保険	2	388,900	2	608,647	61	8,559,620	54	8,154,161	51	9,511,781
その他	7	1,025,000	20	1,071,263	13	4,125,282	91	5,367,745	135	6,189,216
国税還付金	89	4,865,992	128	8,093,517	180	9,207,786	178	9,363,973	148	13,585,438
小計	1,505	96,484,224	1,194	65,125,880	2,416	97,874,596	4,201	176,890,720	4,807	186,072,124
交付要求	14	2,768,373	27	4,060,471	9	2,261,703	11	2,354,519	22	4,989,815
合計	1,519	99,252,597	1,221	69,186,351	2,425	100,136,299	4,212	179,245,239	4,829	191,061,939

## ③ 執行停止状況

(単位:人、件、円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法第15条の7 第1項第1号	人数	5,246	6,790	7,958	8,723	8,895
	件(期)数	126,101	123,997	142,091	161,269	173,201
	金額	1,536,364,524	1,561,244,981	1,763,218,784	2,021,101,273	2,173,213,655
法第15条の7 第1項第2号	人数	920	709	1,084	1,333	1,632
	件(期)数	10,273	7,488	7,958	12,300	16,787
	金額	114,913,332	84,478,032	131,773,055	170,911,056	249,034,120
法第15条の7 第1項第3号	人数	295	210	415	479	515
	件(期)数	8,250	5,296	8,344	9,243	9,954
	金額	65,392,455	42,509,505	79,232,397	96,650,022	105,562,606
法第15条の7 第5項	人数	386	729	840	1,176	1,434
	件(期)数	4,936	3,263	9,958	12,255	15,041
	金額	65,504,616	36,752,177	97,701,999	160,643,508	193,619,442
合計	人数	6,847	8,438	10,297	11,711	12,476
	件(期)数	149,560	140,044	168,351	195,067	214,983
	金額	1,782,174,927	1,724,984,695	2,071,926,235	2,449,305,859	2,721,429,823

※各年度末に執行停止中であった人数、件(期)数、金額の合計。

## VI 関係資料

### 1 宮崎市国民健康保険事業の沿革

年月日	内 容
昭和 19. 8	国民健康保険組合設立の準備に着手
20. 3. 31	国民健康保険組合の発足
9. 1	国民健康保険組合の事業開始
23. 9. 24	国民健康保険条例制定
10. 1	国民健康保険事業開始(公営) 衛生課保険係設置(職員 27 人、保健婦 3 人)、国民健康保険運営協議会設置(定員 7 人) (世帯数)21,240 世帯、(被保険者数)82,410 人、(助産費)150 円 (給付期間)一般疾病 1 年、結核・精神病 2 年(世帯主・世帯員とも 5 割給付)
24. 2. 1	助産費 300 円に引上げ
7. 1	一部負担金の事後徴収を窓口徴収に改める
8. 10	国民健康保険運営協議会委員の定数を 7→10 人に改正 使用人一人につき割増金 30 円を加算
9. 1	国民健康保険料徴収員を徴収課に統合
10. 1	健康保険・共済組合・その他の保険の被扶養者を除外
25. 6. 1	保険課の設置(職員 35 人、保健婦 4 人)
26. 4. 1	木花村と合併、木花診療所を市直営の直診勘定として発足
27. 10. 1	休止していた農業会運営の倉岡地区、国保組合廃止中の瓜生野地区国保事業を公営として開始
28. 10. 1	国保組合休止中の青島地区の国保事業を公営として開始
11. 1	給付期間を結核・精神病 3 年、一般疾病を転帰までに変更
30. 8. 1	初診料の給付制限徹底
31. 4. 1	往診・患者移送の給付制限撤廃、課税限度額 50,000 円に引上げ
33. 4. 1	住吉支所管内国民健康保険を開始
34. 3. 16	国民健康保険運営協議会委員の定数を 10→12 人に改正
4. 1	助産費 500 円に引上げ、給付資格取得後の待期間及び看護の給付制限撤廃
35. 3. 31	木花診療所の直営を休止
4. 1	保険税に改める
36. 1. 1	医師への支払を国保連合会へ委託
4. 1	国民健康保険が全体に普及し、国民皆保険の達成
10. 1	世帯主の結核性疾患、精神障害に対する 7 割給付実施
37. 4. 1	給食、歯科補てつ、寝具設備の給付制限撤廃、葬祭費 1,000 円の給付開始
12. 1	助産費 1,000 円に引上げ
38. 3. 22	木花診療所の廃止
4. 1	助産費・葬祭費とも 2,000 円に引上げ、生目村と合併
10. 1	世帯主 7 割給付の実施
39. 7. 1	はり・きゅう施術料の一部負担金給付の実施(1 施術料 45 円、2 施術料 60 円)
42. 6. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 80 円に引上げ
7. 1	機構改革により収税係を収納課へ移管(人件費 15 名分負担)※移管前収税係職員数 24 名
10. 1	薬価基準の改正により、医科 3.97%、歯科 0.21%引下げ
12. 1	診療報酬引上げ(医科 7.68%、歯科 12.65%)
43. 1. 1	世帯員数 7 割給付の実施
7. 1	歯科材料費引上げ 1.99%
44. 6. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 100 円に引上げ
45. 2. 1	診療報酬引上げ(医科 8.77%、歯科 9.73%)
4. 1	助産費 10,000 円、葬祭費 5,000 円に引上げ、診療報酬引上げ(医科 0.97%)

年月日	内 容
昭和 45. 7. 1	課税限度額 80,000 円に引上げ
46. 4. 1	高齢者(85 歳以上) 給付付加金の開始
10. 1	高齢者(70 歳以上) 給付付加金の開始
47. 2. 1	診療報酬引上げ(医科及び歯科 13.70%、調剤 6.54%)
3.31	高齢者(70 歳以上) 給付付加金の廃止
4. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 150 円に引上げ
48. 1. 1	老人医療無料制度実施
12. 1	高額療養費支給の開始(自己負担限度額 30,000 円)
49. 2. 1	診療報酬引上げ(医科 19.0%、歯科 19.9%、調剤 8.5%)
4. 1	助産費 20,000 円、課税限度額 120,000 円に引上げ
10. 1	診療報酬引上げ(医科 16.0%、歯科 16.2%、調剤 6.6%)
50. 4. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 200 円に引上げ
7. 1	助産費 40,000 円に引上げ
10. 1	高額療養費法定給付、診療報酬全国決済制度発足
51. 4. 1	診療報酬引上げ(医科 9.0%、歯科 4.9%)、課税限度額 150,000 円に引上げ 保険税の納期を 4→5 期に改正
8. 1	診療報酬引上げ(歯科 9.6%)、高額療養費の自己負担限度額 39,000 円に引上げ はり・きゅう施術料負担金を一律 300 円に引上げ
52. 4. 1	葬祭費 10,000 円、課税限度額 170,000 円に引上げ、擬制世帯主の所得割課税廃止
10. 1	助産費 60,000 円に引上げ
53. 2. 1	診療報酬引上げ(医科 9.3%、歯科 12.5%)
4. 1	葬祭費 20,000 円、課税限度額 190,000 円、はり・きゅう施術料負担金を一律 500 円に引上げ はり・きゅう施術料負担金の点字による申請書採用、高額療養費委託払い制度開始
11. 6	宮崎市国保 30 周年記念行事として健康優良家庭を表彰 (5 人世帯 2 世帯、4 人世帯 5 世帯、3 人世帯 25 世帯、2 人世帯 168 世帯、単身世帯 655 世帯)
54. 4. 1	課税限度額 220,000 円に引上げ 保健婦(9 名)を市民部衛生課へ移管、高額療養費委任払い制度を国立赤江療養所と協定
55. 3. 1	医療用 X 線フィルム価格、歯科材料価格基準引上げ
4. 1	助産費 80,000 円、課税限度額 240,000 円に引上げ
56. 4. 1	課税限度額 260,000 円に引上げ、はり・きゅう施術に「あんま」を追加 はり・きゅう・あんま施術料補助として、一般会計より 1,000 万円繰り入れ
6. 1	高額療養費委任払い制度を宮崎県立病院と協定 診療報酬引上げ 8.1%(医科 8.4%、歯科 5.9%、調剤 3.8%) 薬価基準引下げ 18.6%(医科 6.7%、歯科 0.7%、調剤 13.2%)
6.30	すべての外国人を被保険者とする
11. 1	機構改革により収納係を納税課から移管(13 名)
57. 3. 1	助産費 100,000 円に引上げ
4. 1	課税限度額 270,000 円、はり・きゅう・あんま施術料負担金を一律 600 円に引上げ
4.12	職員 1 名増員(収納係)
9. 1	高額療養費自己負担限度額改正(S57. 9.1 から 45,000 円、S58. 1.1 から 51,000 円、ただし市民 税非課税世帯、70 歳以上は 39,000 円に据置)
58. 1. 1	薬価基準改定 4.9%引下げ
2. 1	老人保健制度施行(老人保健法公布 S57. 8. 17)
4. 1	課税限度額 280,000 円、はり・きゅう・あんま施術料負担金 2 術 800 円に引上げ 徴収嘱託員制度採用(基本給)
8. 1	助産費支給事務を保険課にて取扱(市民課取扱分のみ)
59. 3. 1	診療報酬引上げ 2.79%(医科 3.0%、歯科 1.1%、調剤 1.0%)、薬価基準引下げ 16.6%
4. 1	課税限度額 350,000 円に引上げ

年月日	内 容
昭和 59. 7. 18 7. 30 10. 1	高額療養費共同事業の実施(7月診療分から適用) 高額療養費委任払い制度を宮崎医科大学病院と協定 退職者医療制度施行(S59. 8. 14 公布) 一部負担金 退職者本人…医療費の2割、扶養家族…外来は医療費の3割、入院は医療費の2割 高額療養費自己負担限度額改正 (一般)51,000円(据置)、(低所得者)30,000円 一世帯で30,000円(低所得者は21,000円)以上の負担が複数を生じた場合は合算して適用 年間4回以上高額療養費が支給される場合は、4回目以降は30,000円(低所得者21,000円) 長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析について1ヶ月の限度額が10,000円) 高額療養費委任払い制度を宮崎県富養園と協定
60. 4. 1 8. 1 11. 11	保険税の納期を5→9期に改正 はり・きゅう・あんま施術料負担金 1術700円、2術900円に引上げ 国民健康保険運営協議会委員に新たに被用者保険等保険者代表委員3名増員 保険税徴収嘱託員8→11名に増員
61. 4. 1 5. 1	課税限度額370,000円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料負担金 (1術)はり又はきゅう800円、あんま1,000円、(2術) はり・きゅう1,000円、はり・あんま1,300円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料補助として、一般会計より2,000万円繰り入れ 保険税徴収嘱託員11→25名に増員、宮崎県内国保事業共同電算事業開始 診療報酬引上げ2.3%(医科2.5%、歯科1.5%)、薬価基準引下げ5.1% 高額療養費自己負担限度額(市民税課税世帯)54,000円に引上げ(5月診療分から)
62. 1. 1 4. 1 10. 1	老人保健法一部改正 (1)一部負担金引上げ 外来(1ヶ月)400→800円、入院(1日)300→400円※低所得者は据置 (2)老人保健拠出金加入者按分率の引上げ 昭和62年度から90%(61年度80%)、平成2年度から100% 国民健康保険法一部改正(資格証明書の発行) 課税限度額390,000円に引上げ 保険税徴収嘱託員25→28名に増員
63. 4. 1 6. 1	診療報酬引上げ3.4%(医科3.8%、調剤1.7%)、薬価基準引下げ2.9% 国民健康保険法一部改正(保険基盤安定制度創設等)
平成元. 3. 1 4. 1 6. 1	助産費130,000円に引上げ 課税限度額420,000円に引上げ、診療報酬引上げ0.11%、薬価基準引上げ0.65% 高額療養費自己負担限度額の引上げ(6月診療分から適用) (市民税課税世帯)57,000円、(非課税世帯)31,800円に引上げ 1年間に4回以上高額療養費が支給される場合は4回目以降、(市民税課税世帯)33,000円、 (非課税世帯)22,000円に引上げ 診療報酬引上げ1.0%(歯科)
2. 4. 1	国民健康保険法一部改正(保険基盤安定制度化) はり・きゅう・あんま施術利用限度回数の変更(60回→84回)、保険税の納期を9→12期に変更、 診療報酬引上げ3.7%(医科4.0%、歯科1.4%、調剤1.9%)、薬価基準引下げ2.7%
3. 4. 1 5. 1 6. 1	はり・きゅう・あんま施術料負担金 (1術)はり又はきゅう900円、あんま1,100円、(2術) はり・きゅう1,100円、はり・あんま1,400円に引上げ 高額療養費自己負担限度額の引上げ(5月診療分から適用) (市民税課税世帯)60,000円、(非課税世帯)33,600円に引上げ 1年間に4回以上高額療養費が支給される場合は4回目以降、(市民税課税世帯)34,800円、 (非課税世帯)23,400円に引上げ 半日人間ドック健診費助成〔対象30歳以上、助成額14,000円(費用の7割)〕

年月日	内 容
平成 4. 1. 1	老人保健法一部改正(一部負担金他) 保険税改定(所得割 7.55%に引下げ、課税限度額 460,000 円に引上げ) 助産費 240,000 円に引上げ 人件費等一般財源化(普通交付税算入)…一般会計からの繰入金 診療報酬引上げ 5.0%(医科 5.4%、歯科 2.7%、調剤 1.9%)、薬価基準引下げ 2.4%、材料等 0.1%引下げ
6. 1	泊り人間ドック健診費助成〔対象 30 歳以上、助成額 35,000 円(費用の 7 割)〕
5. 4. 1	はり・きゅう・あんま施術料負担金 (1 術)はり又はきゅう 1,000 円、あんま 1,200 円、(2 術)はり・きゅう 1,200 円、はり・あんま 1,500 円)引上げ
5. 1	高額療養費自己負担限度額の引上げ(5 月診療分から適用) (市民税課税世帯)63,000 円、(非課税世帯)35,400 円に引上げ 1 年間に 4 回以上高額療養費が支給される場合は 4 回目以降、(市民税課税世帯)37,200 円、(非課税世帯)24,600 円に引上げ
7. 15	歯科検診補助開始(費用 2,300 円全額市負担)
6. 4. 1	課税限度額 500,000 円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料負担金 1 術 1,200 円、2 術 1,500 円に統一 診療報酬引上げ 3.3%(医科 3.5%、歯科 2.1%、調剤 2.0%)、薬価基準引下げ 2.1%
7. 1	脳ドック検診費助成〔対象 30 歳以上、助成額 35,000 円(費用の 7 割)〕
10. 1	国民健康保険法一部改正(出産育児一時金の創設等) 出産育児一時金 1 件 300,000 円 入院時食事療養費の創設 (市民税課税世帯)600 円/日、(非課税世帯)450 円/日、(非課税世帯で、4 ヶ月以上入院の場合)300 円/日、(非課税世帯の老齢福祉年金受給権者)200 円/日
7. 4. 1	課税限度額 520,000 円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料負担金 1 術 1,300 円、2 術 1,600 円に引上げ 診療報酬引上げ 1.5%(医科 1.7%、歯科 0.2%、調剤 0.1%)
8. 4. 1	保険税改定(所得割 7.55→8.55%、均等割 18,630→30,000 円、平等割 20,280→29,000 円) 診療報酬引上げ 3.4%(医科 3.6%、歯科 2.2%、調剤 1.3%)、薬価基準引下げ 2.6% 老人保健法一部改正 (1)一部負担金 外来(1 月)1,010→1,020 円、入院(1 日)700→710 円に引上げ※低所得者は据置 (2)老人保健拠出金加入者按分率 22→24%に引上げ
6. 1	高額療養費自己負担限度額の引上げ(市民税課税世帯)63,600 円(6 月診療分から適用)
10. 1	入院時食事療養費の改定 (市民税課税世帯)760 円/日、(非課税世帯)650 円/日、(非課税世帯で、4 ヶ月以上入院の場合)500 円/日
9. 4. 1	課税限度額 530,000 円に引上げ
9. 1	老人保健法一部改正 (1)一部負担金 外来(1 月)1,020 円→(1 回)500 円(同一保険医療機関等ごとに 1 ヶ月 4 回を限度)、入院(1 日)700→1,000 円に引上げ※低所得者は 300→500 円に引上げ (2)薬剤の一部負担金導入
10. 4. 1	診療報酬引上げ 1.5%(医科 1.5%、歯科 1.5%、調剤 0.7%)、薬価基準引下げ 2.8% 国民健康保険事務費負担金の一般財源化 老人保健法一部改正(一部負担金 入院(1 日)1,000→1,100 円に引上げ)
6. 17	老人保健法一部改正(老人保健拠出金加入者按分率 25→30%に引上げ)
7. 1	国民健康保険法一部改正(退職者に係る老人医療費拠出金の負担見直し)
11. 4. 1	老人保健法一部改正 一部負担金 外来(1 回)500→530 円(同一保険医療機関等ごとに 1 ヶ月 4 回を限度)、入院(1 日)1,100→1,200 円に引上げ

年月日	内 容
平成 12. 4. 1	介護保険制度の施行 保険税改定 (医療分)所得割 8.55→8.20%、均等割 30,000→29,000 円、平等割 29,000→28,000 円 (介護分)所得割 1.00%、均等割 5,600 円、平等割 3,300 円、課税限度額 7 万円 保険税納期の変更 12→10 期 診療報酬引上げ 1.9%(医科 2.0%、歯科 2.0%、調剤 0.8%)、薬価基準引下げ 1.6%、材料価格引下げ 0.1% 国民健康保険の保険者事務が、団体委任事務から自治事務へ 老人医療係が高齢福祉課より移管、収納係を収納第一係と収納第二係に分割
13. 1. 1	国民健康保険法一部改正 (1)高額療養費制度 ①上位所得世帯を設定 自己負担限度額 121,800 円、(多数該当)70,800 円 ②一定の療養費を超えた部分について限度額へ 1%の加算 (一般) 63,600 円 + (医療費 - 318,000 円) × 1% (上位所得)121,800 円 + (医療費 - 609,000 円) × 1% (2)入院時食事療養費標準負担額 760→780 円に引上げ (3)海外療養費制度の創設 老人保健法一部改正 (1)老人医療の一部負担金変更(原則定率 1 割制度の導入) ①外来 (院外)病院1,500 円・薬局1,500 円(200床以上の病院の場合それぞれ2,500 円) (院内)病院3,000 円(200床以上の病院の場合5,000 円) ②入院 (一般)37,200 円、(市民税非課税世帯)24,600 円、 (高齢福祉年金受給者)15,000 円 (2)老人に係る薬剤一部負担金の廃止 (3)入院時食事療養費標準負担額を、760→780 円に引上げ (4)高額医療費支給制度の創設(同一世帯に属する複数の老人が、同一の月に入院した場合) (課税世帯) 30,000 円以上を合算して 37,200 円を越える額 (非課税世帯)21,000 円以上を合算して 24,600 円を越える額
4. 1	保険税改定 (医療分)所得割 8.2→7.9%、均等割 29,000→25,000 円、平等割 28,000→26,000 円
14. 1. 1	出産育児一時金貸付金開始
4. 1	宮崎市国民健康保険税の減免に関する取扱要綱施行 老人医療の外来一部負担金改定 (定額制)850 円/日 (院外)病院 1,600 円・薬局 1,600 円(200 床以上の病院の場合各 2,650 円) (院内)病院 3,200 円(200 床以上の病院の場合 5,300 円)
10. 1	国民健康保険法一部改正 (1)一部負担金見直し (3 歳未満)2 割、(70 歳以上)1 割(一定以上所得者 2 割) (2)高額療養費制度 ①70 歳未満の自己負担限度額 (一般) 72,300 円 + (医療費 - 361,500 円) × 1% (上位所得)139,800 円 + (医療費 - 699,000 円) × 1% 世帯合算対象基準額 21,000 円 多数該当 4 回目以降(一般)40,200 円、(上位所得)77,700 円



年月日	内 容
平成 14. 10. 1	国民健康保険法一部改正 (2)高額療養費制度(続き) ②70 歳以上の自己負担限度額 (一定以上所得) 外来 40,200 円、入院時限度額 72,300 円 + (医療費 - 361,500 円) × 1% (多数該当の場合 4 回目以降 40,200 円) (一般) 外来 12,000 円、入院時限度額 40,200 円 (低所得者Ⅱ) 外来 8,000 円、入院時限度額 24,600 円 (低所得者Ⅰ) 外来 8,000 円、入院時限度額 15,000 円 老人保健法一部改正 (1)老人医療受給対象年齢を 75 歳以上に引き上げ(S7.9.30 以前生まれは引き続き対象) (2)一部負担金の見直し(完全定率 1 割(一定以上所得者 2 割)) ※外来・入院の月額上限、外来の診療所での定額制廃止 (3)高額療養費制度(国民健康保険の 70 歳以上の場合と同様)
15. 4. 1	国民健康保険法一部改正 (1)退職被保険者と被扶養者の一部負担金の見直し (3 歳以上 70 歳未満) 3 割、退職被保険者の特例療養費の廃止 (2)高額療養費制度(70 歳未満の自己負担限度額) (一般) 72,300 円 + (医療費 - 241,000 円) × 1% (上位所得) 139,800 円 + (医療費 - 466,000 円) × 1% 保険税改定 (医療分) 所得割 7.9 → 7.7%、均等割 25,000 → 24,000 円、平等割 26,000 → 23,000 円 (介護分) 所得割 1.0 → 1.3%、均等割 5,600 → 6,300 円、平等割 3,300 → 3,800 円、 課税限度額 7 → 8 万円 地方税法改正(保険税算定方法の見直し) 公的年金等特別控除(17 万円)の廃止、給与所得特別控除(2 万円)の廃止、青色専従者給与等 控除の適用、長期譲渡所得等特別控除の適用
10. 1	国民健康保険被保険者証の個人カード化
16. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正(H17 課税から長期譲渡所得等の特別控除(100 万円)を廃止) はり・きゅう・あんま施術規則の一部改正 施術回数加算廃止(年間 84 回を限度)、滞納世帯への施設利用者証の交付制限の設定
8. 1	国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化
17. 4. 1	保険税改定 (医療分) 所得割 7.7 → 9.2%、均等割 24,000 → 27,000 円、平等割 23,000 → 28,400 円 (介護分) 所得割 1.3 → 1.9%、均等割 6,300 → 7,500 円、平等割 3,800 → 5,700 円 はり・きゅう・あんま施術料負担金改定 1 術 1,300 → 1,200 円、2 術 1,600 → 1,500 円に引下げ
18. 1. 1	佐土原町、田野町、高岡町と合併
4. 1	保険税改定 (介護分) 課税限度額 8 → 9 万円
8. 1	国民健康保険制度「一定以上所得者」、及び老人保健医療制度「現役並み所得者」の判定収入 基準引下げ (70 歳以上が 1 人) 年収 484 → 383 万円、(70 歳以上が 2 人以上) 年収 621 → 520 万円未満
10. 1	国民健康保険法及び老人保健法一部改正 (1)自己負担割合の変更 国民健康保険制度「一定以上所得者」、及び老人保健医療制度「現役並み所得者」の自己 負担割合が、2 → 3 割に引上げ

年月日	内 容
平成 18. 10. 1	<p>国民健康保険法及び老人保健法一部改正(続き)</p> <p>(2)高額療養費及び高額医療費の自己負担限度額の変更  (一定以上所得) 70 歳未満 139,800→150,000 円、70 歳以上 72,300→80,100 円  (一般) 70 歳未満 72,300→80,100 円、70 歳以上 40,200→44,400 円  (住民税非課税) 70 歳未満 35,400 円、70～75 歳未満 24,600 円、75 歳以上 15,000 円</p> <p>(3)特定疾病のうち人工透析を要する一定以上所得者の自己負担額が、月 10,000→20,000 円に引上げ</p> <p>(4)出産育児一時金が 1 子につき、30→35 万円に引き上げ</p>
19. 4. 1	<p>保険税改定  (医療分)課税限度額 53→56 万円</p> <p>はり・きゅう・あんま施術規則一部改正(限度回数を年間 84→60 回へ変更)  「宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則」施行</p>
20. 4. 1	<p>国民健康保険制度一部改正及び後期高齢者医療制度施行  後期高齢者支援金分新設による保険税改定  (医療分)所得割 9.2→7.3%、均等割 27,000→21,500 円、平等割 28,400→22,600 円、  課税限度額 56→45 万円</p> <p>(後期分)所得割 1.9%、均等割 5,500 円、平等割 5,800 円、課税限度額 11 万円</p> <p>高額医療・高額介護合算制度の施行  限度額は、年額 56 万円を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額をふまえ設定</p> <p>特定健康診査・特定保健指導の開始  「高齢者の医療の確保に関する法律」により各医療保険者に対し、40 歳から 74 歳の被保険者を対象とする内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査及び保健指導の実施が義務付け</p> <p>3 歳以上義務教育就学前の自己負担割合が 3→2 割に引下げ</p>
6. 1	<p>コンビニエンスストア収納開始</p>
7. 1	<p>旧国保加入者で後期高齢者医療制度に移行した被保険者について、はり・きゅう・あんま施術助成開始(激変緩和措置)  1 日 1 回の施術につき 1,000 円助成、H20 36 回、H21 24 回、H22 12 回上限</p>
21. 1. 1	<p>産科医療補償制度が実施され、出産育児一時金に 3 万円を加算  (産科医療保障制度下)38 万円、(その他)35 万円</p> <p>資格者証及び短期被保険者証の世帯に属する中学生以下の子どもに対し、6 ヶ月期間の保険証を交付(以後、継続して 6 ヶ月証を交付)</p> <p>資格者証の除外要件に、「当該資格者証の世帯の所得が、世帯員の数に応じた一定所得以下の所得である場合」を追加</p>
10. 1	<p>出産育児一時金の引上げ(産科医療保障制度下)38→42 万円、(その他)35→39 万円</p>
22. 3. 23	<p>清武町との合併</p>
4. 1	<p>保険税改定  (医療分)所得割 7.3→8.7%、均等割 21,500→23,400 円、平等割 22,600→23,000 円、  課税限度額 45→50 万円</p> <p>(後期分)所得割 1.9→2.1%、均等割 5,500→6,100 円、平等割 5,800→6,500 円、  課税限度額 11→13 万円</p> <p>(介護分)所得割 1.9→2.1%、均等割 7,500→9,000 円、平等割 5,700→6,200 円、  課税限度額 9→10 万円</p>
平成 23. 3	<p>第一期特定健康診査・特定保健指導実施計画の中間評価及び見直し</p>
4. 1	<p>はり・きゅう・あんま施術規則一部改正  (1)施術料負担金の変更(1 術 1,200→1,100 円、2 術 1,500→1,400 円に引下げ)  (2)団体に所属せず、施術所を有し、はり師免許等を有する者も、施術担当者として指定</p>

年月日	内 容
平成 24. 4. 1	保険税改定 (医療分)課税限度額 50→51 万円 (後期分)課税限度額 13→14 万円 (介護分)課税限度額 10→12 万円 機構改革により国保収納課を新設
10. 1	2 ヶ月証以下の短期保険証の廃止
25. 3	第二期特定健康診査・特定保健指導実施計画策定
4. 1	国民健康保険制度の改正 国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯のうち、国民健康保険の加入者が一人になった世帯(特定世帯)の世帯別平等割の配慮として、最初の 5 年間 2 分の 1 軽減する現行措置に加え、その後 3 年間「特定継続世帯」として 4 分の 1 軽減
26. 4. 1	保険税改定 (医療分)所得割 8.7→9.9%、均等割 23,400→28,600 円、平等割 23,000→21,600 円、 (後期分)所得割 2.1→2.6%、均等割 6,100→7,900 円、平等割 6,500→5,900 円、 課税限度額 14→16 万円 (介護分)所得割 2.1→2.7%、均等割 9,000→10,300 円、平等割 6,200→5,500 円、 課税限度額 12→14 万円 70～74 歳(一般分)一部負担金特例措置の終了(S19.4.1 までに生まれた人は特例措置継続) 保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×24.5 万円)以下 (2 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×45 万円)以下
6. 1	国保税徴収嘱託員 30→26 名に減員
27. 1. 1	70～74 歳(現役並み所得者)一部負担金割合判定方法の追加 H27 年 1 月以降、新たに 70 歳となる人が同一世帯にいる 70～74 歳の人で、合計所得金額(基礎控除後)が 210 万円以下の場合、1 割又は 2 割負担 出産育児一時金制度の見直し※総支給額は変更なし 出産育児一時金の引上げ 39→40.4 万円、加算額の引下げ 3→1.6 万円 70 歳未満の高額療養費自己負担限度額の改正 (上位所得)所得 901 万円超 252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%(多数回:140,100 円) 所得 600～901 万円 167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%(多数回:93,000 円) (一般)所得 210～600 万円以下 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%(多数回:44,400 円) 所得 210 万円以下 57,600 円(多数回:44,400 円) 70 歳未満の高額介護合算療養費自己負担限度額の改正 平成 26 年 8 月分～ (上位所得)所得 901 万円超 176 万円、所得 600～901 万円 135 万円 (一般)所得 210～600 万円以下 67 万円、所得 210 万円以下 63 万円 平成 27 年 8 月分～ (上位所得)所得 901 万円超 212 万円、所得 600～901 万円 141 万円 (一般)所得 210～600 万円以下 67 万円、所得 210 万円以下 60 万円 国民健康保険税の減免に関する規則の一部改正(前年中所得からの減少割合 5/10→7/10)
27. 3	宮崎市保健事業実施計画(データヘルス計画)策定
27. 4. 1	保険税改定 (医療分)課税限度額 51→52 万円 (後期分)課税限度額 16→17 万円 (介護分)課税限度額 14→16 万円 保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×26 万円)以下 (2 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×47 万円)以下
6. 1	国保税徴収嘱託員 26→20 名に減員

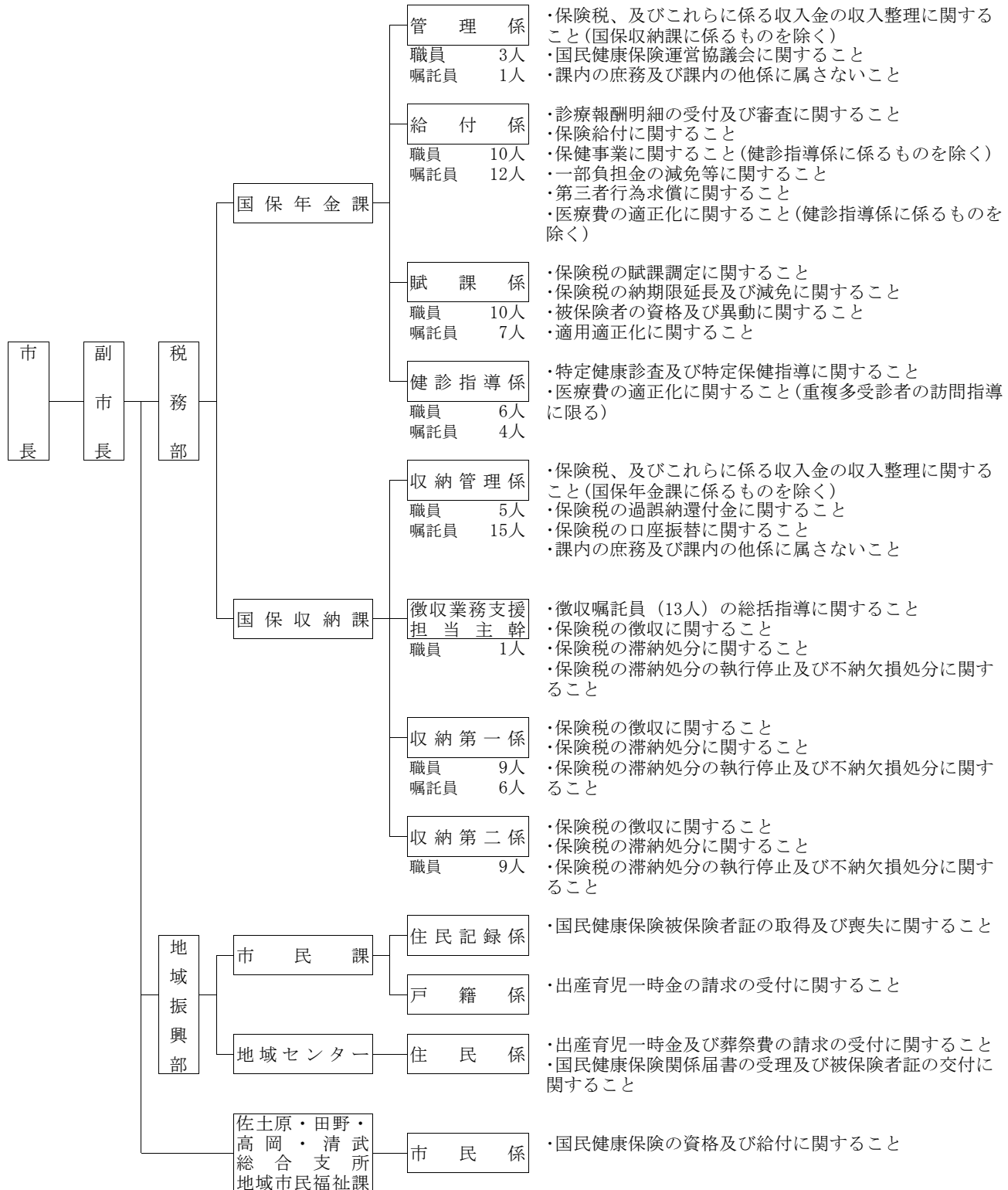
年月日	内 容
平成 27. 9. 24	新システム導入によりコンビニエンスストア利用可能納付書拡大
28. 4. 1	<p>保険税改定</p> <p>(医療分)課税限度額 52→54 万円</p> <p>(後期分)課税限度額 17→19 万円</p> <p>保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大</p> <p>(5割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×26.5万円)以下)</p> <p>(2割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×48万円)以下)</p> <p>入院時食事療養費標準負担額の改定</p> <p>(市民税課税世帯)260→360円/食に引上げ</p> <p>※指定難病患者、小児慢性特定疾病患者及び精神病床に1年以上継続して入院している人は据え置き</p>
6. 1	国保税徴収嘱託員 20→18 名に減員
29. 4. 1	<p>保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大</p> <p>(5割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×27万円)以下)</p> <p>(2割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×49万円)以下)</p> <p>国保税徴収嘱託員 18→17 名に減員</p>
8. 1	<p>国民健康保険法一部改正</p> <p>(1)高額療養費制度</p> <p>70～75歳未満の自己負担限度額の引上げ</p> <p>平成 29 年 8 月診療分～平成 30 年 7 月診療分</p> <p>(現役並み所得者)</p> <p>限度額 ・ 外来 57,000 円</p> <p>・ 外来+入院 80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% (多数回該当 44,000 円)</p> <p>(一般)</p> <p>限度額 ・ 外来 14,000 円 (年間 14 万 4 千円上限)</p> <p>・ 外来+入院 57,600 円 (多数回該当 44,400 円)</p> <p>(低所得者Ⅱ)</p> <p>限度額 ・ 外来 8,000 円 ・ 外来+入院 24,000 円</p> <p>(低所得者Ⅰ)</p> <p>限度額 ・ 外来 8,000 円 ・ 外来+入院 15,000 円</p>
30. 1. 4	ペイジー収納開始
4. 1	<p>国民健康保険法施行令の一部を改正する政令</p> <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令</p> <p>国民健康保険法施行令</p> <p>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令</p> <p>前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令</p> <p>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令</p> <p>国保都道府県単位化施行</p> <p>国民健康保険税条例一部改正 (口座振替の原則化)</p> <p>保険税改定</p> <p>(医療分)所得割 9.9→7.4%、均等割 28,600→23,500 円、平等割 21,600→16,600 円、課税限度額 54→58 万円</p> <p>(後期分)所得割 2.6→3.0%、均等割 7,900→9,200 円、平等割 5,900→6,500 円</p> <p>(介護分)所得割 2.7→2.3%、均等割 10,300→9,300 円、平等割 5,500→4,800 円</p> <p>保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大</p> <p>(5割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く))×27.5万円)以下</p> <p>(2割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×50万円)以下</p>



## 2 宮崎市国民健康保険事業の事務機構

(平成31年4月1日時点)

(所掌事務)



### 3 宮崎市国民健康保険運営協議会

#### (1) 国民健康保険運営協議会委員

任期 令和4年5月31日まで

区 分	委員氏名 (敬称略)	役 職 等	備 考
被保険者代表 (1号委員)	開 地 敏 子	宮崎市地域婦人会連絡協議会 副会長	
	日 高 栄 子	JA 宮崎中央女性部 南宮崎支店女性部長	
	山 口 和 明	宮崎市消防団 副団長	
	熊 本 桂 三	宮崎市商店街振興組合連合会 理事	
保険医又は保険 薬剤師代表 (2号委員)	濟 陽 英 道	宮崎市郡医師会 副会長	
	原 田 雄 一	宮崎市郡医師会 理事	
	野 村 賢 介	宮崎市郡歯科医師会 副会長	
	清 藤 誠	宮崎市郡薬剤師会 専務理事	
公益代表 (3号委員)	倉 真 一	宮崎公立大学 准教授	会 長
	中 村 千穂子	宮崎県立看護大学 准教授	会長代理
	山 崎 真一朗	宮崎県弁護士会 弁護士	
	金 丸 義 郎	宮崎市社会福祉協議会 常務理事	

令和元年8月9日時点

#### (2) 平成30年度運営協議会等の開催実績

##### ① 第1回運営協議会

開催日 平成30年9月19日

議 題 平成29年度宮崎市国民健康保険特別会計決算について  
はり・きゅう施術助成の改定(案)  
特定健康診査費用の自己負担金無料化(案)  
その他

##### ② 第2回運営協議会

開催日 平成31年2月7日

議 題 平成30年度宮崎市国民健康保険特別会計3月補正予算案について  
平成31年度宮崎市国民健康保険特別会計当初予算案について  
その他

様式 1 3

国民健康保険事業状況報告書（事業年報） A 表  
（平成 3 0 年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

事業開始年月日	
---------	--

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	そ の 他
	999,999,999,999 円	20,000 円	0 円	0 円	0 円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世 帯 数	57,969					
被 保 険 者 数	総 数	91,363	3,170	38,632	18,653	1,006
	退職被保険者等	219	1			
	一 般 被 保 険 者	91,144	3,169	38,632	18,653	1,006

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世 帯 数	58,868					
被 保 険 者 数	総 数	93,274	3,043	38,855	17,907	962
	退職被保険者等	602	1			
	一 般 被 保 険 者	92,672	3,042	38,855	17,907	962

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	29,044	30,139
介護保険第2号世帯数	24,627	25,436

	年度平均
標準負担額の減額状況	4,126

	本年度末現在	年度平均
特 定 世 帯 数	4,303	4,161
特 定 継 続 世 帯 数	553	644

	本 年 度 中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	15

被 保 険 者 増 減 内 訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	そ の 他	計
		2,437	1,781	11,947	262	382	8	1,985	17,021
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	そ の 他	計
		2,419	1,678	10,110	521	531	3,588	2,176	19,345

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計
	39	16	55

一部負担割合	法定割合	そ の 他
	1	0



様式 14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)  
 (平成 30 年度)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

収 入				支 出					
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
		円	円	円			円	円	円
保険料 △税 ▽	一般被保 険者分	医療給付費分	5,177,331,484		保 険 給 付 費	総 務 費 655,557,954			
		後期高齢者支援金分	1,965,039,040	1,965,039,040		療養給付費	24,992,138,531		
		介護納付金分	661,989,756			療 養 費	216,386,874		
		一般被保険者分計	7,804,360,280	1,965,039,040		小 計	25,208,525,405		
						高額療養費	3,754,476,322		
	退職被保 険者分	医療給付費分	33,254,976		高額介護合算療養費	2,727,134			
		後期高齢者支援金分	12,154,837	12,154,837	移 送 費	109,578			
		介護納付金分	10,050,097		出産育児諸費	149,432,616			
		退職被保険者等分計	55,459,910	12,154,837	葬 祭 諸 費	9,620,000			
		計	7,859,820,190	1,977,193,877	育 児 諸 費	0			
都道府県支出金 △交付金 ▽	国 庫 支 出 金 462,000			保 険 給 付 費	一般被保険者分計	29,124,891,055			
	保険給付費等交付金(普通交付金)		29,155,335,425			療養給付費	173,925,075		
	保険者努力支援分		204,690,000			療 養 費	1,723,509		
	特別調整交付金分		436,727,000			小 計	175,648,584		
	都道府県繰入金(2号分)		117,280,000			高額療養費	34,642,987		
	特定健康診査等負担金		69,896,000			高額介護合算療養費	287,411		
	保険給付費等交付金(特別交付金)計		828,593,000			移 送 費	0		
	財政安定化基金交付金		0			退職被保険者等分計	210,578,982		
	そ の 他		0			審査支払手数料	81,555,664		
	計		29,983,928,425			計	29,417,025,701		
一般会計繰入金	連 合 会 支 出 金 0			事 業 費	国民健康保険				
	保険基盤安定(保険税軽減分)		1,595,997,820		408,349,910	医療給付費分	7,751,840,534		
	保険基盤安定(保険者支援分)		829,785,381		215,038,091	後期高齢者支援金等分	51,455,397		
	職員給与費等		655,297,285			一般被保険者分	7,803,295,931		
	出産育児一時金等		99,621,744			退職被保険者等分	2,404,801,980	2,404,801,980	
	財政安定化支援事業		633,421,000			後期高齢者支援金等分計	20,751,474	20,751,474	
そ の 他		247,305,000		介護納付金分	2,425,553,454	2,425,553,454			
計		4,061,428,230	623,388,001	計	862,828,808		862,828,808		
直 診 勘 定 繰 入 金 0				財政安定化基金拠出金	0				
そ の 他 の 収 入 199,462,921				保 健 事 業 費	79,986,070				
				特定健康診査等事業費	147,551,653				
				健康管理センター事業費	0				
				計	227,537,723				
				保険給付費等交付金償還金	0				
				直 診 勘 定 繰 出 金	41,000				
				そ の 他 の 支 出	640,776,918	0	0		
小 計 ( 単 年 度 収 入 ) A		42,105,101,766	2,600,581,878	861,271,662	小 計 ( 単 年 度 支 出 ) B	42,032,617,489	2,425,553,454	862,828,808	
					単 年 度 収 支 差 (A-B)	72,484,277	175,028,424	-1,557,146	

基金繰入金 C	0			基金積立金 F	202,520		
繰越金 D	1,117,690,803			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計 (A+C+D+E)	43,222,792,569			支出合計 (B+F+G+H)	42,032,820,009		
				収支差引残(収入合計-支出合計)	1,189,972,560		
				うち次年度への繰越金 I	589,972,560		
				うち基金積立金 J	600,000,000		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	1,620,000,000	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	202,520		
収支差引残のうち基金積立金 J	600,000,000		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	2,220,202,520		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
基金保有額 a	2,220,202,520	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	589,972,560	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計 (a+b+c+d)	2,810,175,080	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	2,810,175,080

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村)  
(平成30年度)

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

○経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	7,834,106,060	7,260,721,425	10,714,200	868,500	572,516,135	532,500
	滞納繰越分	3,152,324,347	532,711,255	213,400	304,541,195	2,315,071,897	999,500
	計	10,986,430,407	7,793,432,680	10,927,600	305,409,695	2,887,588,032	1,532,000

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
一般被保険者分	療養給付費	計	24,927,705,970	24,992,138,531	58,198,968	6,233,593	0
		現年度分(再掲)	24,927,705,970	24,992,138,531	58,198,968	6,233,593	0
	療養費	計	215,754,158	216,386,874	614,600	18,116	0
		現年度分(再掲)	215,754,158	216,386,874	614,600	18,116	0
	高額療養費	3,742,998,635	3,754,476,322	10,895,823	581,864	0	
	高額介護合算療養費	2,727,134	2,727,134	0	0	0	
	移送費	109,578	109,578	0	0	0	
	その他の保険給付費	159,052,616	159,052,616	0	0	0	

4. 市町村標準保険料(税)率

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.66	0.00	31,672	22,593

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
1.95	0.00	10,450	5,336

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.62	0.00	10,760	7,675

5. 備考

収 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
92.69%	16.90%	70.95%

様式 14-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）  
（平成30年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税	賦課方式	4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 6,622,737	千円 1,057,131	千円 37	千円 9,301	千円 446,007	①増・2減	千円 48,400	千円 5,158,661		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 3,463,255	千円 0	千円 2,213,112	千円 946,370	% 7.40	% 0.00	円 23,500	円 16,600		
52.29%	0.00%	33.42%	14.29%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 46,800,746	千円 0	59,162	36,336	2	462	897	94,175	千円 580	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他			

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料(税)	(1)	②	(3)	(4)	保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税	賦課方式	4方式	3方式	2方式	その他		
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額		
千円 2,640,991	千円 1,057,131	千円 14	千円 3,453	千円 228,050	①増・2減	千円 653,652	千円 2,005,995		
保険料(税)算定額内訳				料(税)率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,404,015	千円 0	千円 866,410	千円 370,566	% 3.00	% 0.00	円 9,200	円 6,500		
53.16%	0.00%	32.81%	14.03%						
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 46,800,505	千円 0	59,162	36,336	2	462	1,292	94,175	千円 190	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 878,301	千円 128,673	千円 7	千円 247	千円 64,929	1増・②減	千円 6,324	千円 678,121		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 462,872	千円 0	千円 290,308	千円 125,121	% 2.30	% 0.00	円 9,300	円 4,800		
52.70%	0.00%	33.05%	14.25%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 20,124,884	千円 0	26,067	15,073	1	61	525	31,216	千円 160	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）  
（平成30年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,563,970	34,205,477,701	24,927,501,890	8,316,173,472	961,802,339
食事療養・生活療養（再掲）	23,439	704,284,256	422,638,919	277,421,352	4,223,985
食事療養・生活療養	86		204,080	-204,080	0
療養費等					
診療費	993	14,538,620	10,446,975	4,102,154	-10,509
補装具	1,186	36,710,390	27,046,790	9,538,980	124,620
柔道整復師	32,474	208,866,741	151,813,453	56,159,170	894,118
アンマ・マッサージ	605	20,065,745	14,660,650	5,322,724	82,371
ハリ・キウウ	1,827	16,075,280	11,799,126	4,245,023	31,131
その他	0	0	-12,836	10,672	2,164
小計	37,085	296,256,776	215,754,158	79,378,723	1,123,895
海外療養費（再掲）	34	686,070	507,782	178,288	0
移送費	2	149,616	109,578	40,038	0
計	1,601,143	34,501,884,093	25,143,569,706	8,395,388,153	962,926,234

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	913,875	19,712,397,148	14,737,833,333	4,684,142,149	290,421,666
食事療養・生活療養（再掲）	13,051	364,903,999	207,965,516	156,366,258	572,225
食事療養・生活療養	37		95,440	-95,440	0
療養費	17,616	145,299,291	109,605,855	34,569,541	1,123,895
海外療養費（再掲）	21	364,640	281,992	82,648	0
移送費	0	0	0	0	0
計	931,528	19,857,696,439	14,847,534,628	4,718,616,250	291,545,561

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	473,243	10,042,954,798	7,995,447,143	1,917,812,763	129,694,892
食事療養・生活療養（再掲）	6,678	182,597,040	107,128,460	75,093,740	374,840
食事療養・生活療養	14		44,530	-44,530	0
療養費	9,072	78,915,925	63,130,763	14,661,267	1,123,895
海外療養費（再掲）	20	245,800	188,132	57,668	0
移送費	0	0	0	0	0
計	482,329	10,121,870,723	8,058,622,436	1,932,429,500	130,818,787

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	26,003	485,052,654	337,467,362	144,741,210	2,844,082
食事療養・生活療養（再掲）	273	6,040,304	2,158,784	3,881,520	0
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	625	5,383,501	3,558,353	1,825,148	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	26,628	490,436,155	341,025,715	146,566,358	2,844,082

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	58,297	659,272,997	526,076,067	24,427,440	108,769,490
食事療養（再掲）	292	3,270,037	1,273,697	1,363,060	633,280
食事療養	0		0	0	0
療養費	129	4,968,461	3,964,857	1,003,604	0
海外療養費（再掲）	1	7,890	6,312	1,578	0
移送費	1	48,476	38,780	9,696	0
計	58,427	664,289,934	530,079,704	25,440,740	108,769,490

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）  
（平成30年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	件数	5,626	28,467	8,191	5,954	11,486	6,855	5,139	71,718	34,296
	高額療養費(円)	94,850,752	201,104,484	766,656,504	561,198,341	1,432,633,022	191,224,441	495,331,091	3,742,998,635	3,261,896,464
(再掲) 前期 高齢者分	件数	3,695	27,394	3,453	2,823	7,545	6,316	2,901	54,127	
	高額療養費(円)	53,582,262	163,895,088	318,910,266	256,511,935	891,109,074	161,319,313	190,916,474	2,036,244,412	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数	1,904	26,324	383	946	4,530	5,677	2,169	41,933	
	高額療養費(円)	10,630,982	132,592,029	26,531,434	66,802,654	427,066,207	127,578,768	83,920,822	875,122,896	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数	75	211	27	41	128	44	38	564	
	高額療養費(円)	1,743,011	4,376,238	3,281,367	3,446,094	21,134,164	4,857,827	2,356,640	41,195,341	
(再掲) 未就学児分	件数	40	89	16	0	94	5	93	337	
	高額療養費(円)	1,042,457	3,477,579	253,306	0	6,931,277	35,806	21,030,902	32,771,327	
長期高額特定疾病該当者数								496人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	129
給付額(円)	2,727,134

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	357	480	0	0	0	837
給付額(円)	149,492,000	9,600,000	0	0	0	159,092,000

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）  
（平成30年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	24,645 <sup>件</sup>	403,082 <sup>日</sup>	13,013,289,156 <sup>円</sup>
	入院外	809,739	1,343,082	12,038,101,732
	歯科	159,795	320,347	2,213,656,412
	小計	994,179	2,066,511	27,265,047,300
調剤		563,856	( 684,697枚)	5,838,727,805
食事療養・生活療養		( 23,439)	( 1,066,947回)	704,284,256
訪問看護		5,935	35,149	397,418,340
合計		1,563,970	2,101,660	34,205,477,701

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	13,682 <sup>件</sup>	208,121 <sup>日</sup>	7,427,613,156 <sup>円</sup>
	入院外	477,656	794,507	7,040,500,560
	歯科	86,590	176,794	1,215,184,810
	小計	577,928	1,179,422	15,683,298,526
調剤		334,339	( 397,821枚)	3,544,855,553
食事療養・生活療養		( 13,051)	( 546,637回)	364,903,999
訪問看護		1,608	10,263	119,339,070
合計		913,875	1,189,685	19,712,397,148

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	6,975 <sup>件</sup>	104,429 <sup>日</sup>	3,779,983,178 <sup>円</sup>
	入院外	248,548	426,139	3,559,599,157
	歯科	42,990	88,170	611,787,320
	小計	298,513	618,738	7,951,369,655
調剤		173,962	( 207,788枚)	1,855,180,413
食事療養・生活療養		( 6,678)	( 273,282回)	182,597,040
訪問看護		768	4,638	53,807,690
合計		473,243	623,376	10,042,954,798

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	279 <sup>件</sup>	3,521 <sup>日</sup>	151,464,830 <sup>円</sup>
	入院外	13,857	20,960	193,668,340
	歯科	2,373	4,822	33,352,030
	小計	16,509	29,303	378,485,200
調剤		9,489	( 11,011枚)	99,881,970
食事療養・生活療養		( 273)	( 9,328回)	6,040,304
訪問看護		5	56	645,180
合計		26,003	29,359	485,052,654

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	402 <sup>件</sup>	2,893 <sup>日</sup>	201,527,400 <sup>円</sup>
	入院外	30,079	45,822	276,453,330
	歯科	3,708	5,295	40,490,690
	小計	34,189	54,010	518,471,420
調剤		24,018	( 35,200枚)	131,581,880
食事療養		( 292)	( 5,094回)	3,270,037
訪問看護		90	462	5,949,660
合計		58,297	54,472	659,272,997



様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(平成30年度)

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	117	
	混合世帯	83	
退職被保険者等数	退職被保険者	200	
	被扶養者	19	1
	計	219	1

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	326	
	混合世帯	172	
退職被保険者等数	退職被保険者	503	
	被扶養者	99	1
	計	602	1

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)
保険料(税) 医療給付費分	33,254,976	医 療 給 付 費	療養給付費 173,925,075
保険給付費等交付金(普通交付金)	204,968,633		療養費 1,723,509
その他の収入	1,067,265		小計 175,648,584
合 計	239,290,874		高額療養費 34,642,987
			高額介護合算療養費 287,411
			移送費 0
			計 210,578,982
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分) 51,455,397	
		その他の支出 130,410	
		前年度繰上充用金 0	
		合 計 262,164,789	

2. 保険料(税) 収納状況

	調 定 額	収 納 額	還付未済額(別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現年分	47,646,040	44,766,922	0	28,000	2,851,118	0
滞納繰越分	59,109,858	10,692,988	0	9,837,226	38,579,644	0
計	106,755,898	55,459,910	0	9,865,226	41,430,762	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未 払 額
療養給付費	計	173,432,582	173,925,075	492,493	0	0
	現年度分(再掲)	173,432,582	173,925,075	492,493	0	0
療 養 費	計	1,723,509	1,723,509	0	0	0
	現年度分(再掲)	1,723,509	1,723,509	0	0	0
高 額 療 養 費		34,642,987	34,642,987	0	0	0
高額介護合算療養費		287,411	287,411	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率	現 年 分	滞 納 繰 越 分	計
	93.96%	18.09%	51.95%

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（平成30年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 57,363	千円 9,992	千円 0	千円 0	千円 5,128	1増・(2)減	千円 14,217	千円 28,026
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 29,562	千円 0	千円 20,257	千円 7,544				
51.54 %	0.00 %	35.31 %	13.15 %				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 399,499	千円 0	458	340	0	0	4	862

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（平成30年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [     ]
----------------	-------------	----------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 22,868	千円 9,992	千円 0	千円 0	千円 2,398	(1) 増・2減	千円 469	千円 10,947
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 11,984	千円 0	千円 7,930	千円 2,954				
52.40 %	0.00 %	34.68 %	12.92 %				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 399,496	千円 0	458	340	0	0	5	862

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（平成30年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	10,565	248,505,582	173,432,582	70,996,674	4,076,326
食事療養（再掲）	151	4,481,946	2,610,616	1,871,330	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
診療費	1	10,846	7,592	3,254	0
補装具	13	509,400	356,574	152,826	0
柔道整復師	188	1,459,685	1,021,744	437,941	0
アンマ・マッサージ	4	183,495	128,446	55,049	0
ハリ・キュウ	18	298,790	209,153	89,637	0
その他	0	0	0	0	0
小計	224	2,462,216	1,723,509	738,707	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	10,789	250,967,798	175,156,091	71,735,381	4,076,326

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	9	54,310	43,448	0	10,862
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	9	54,310	43,448	0	10,862

2. 高額療養費の状況

	件数	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数		73	28	72	91	93	12	22	391	254
	高額療養費(円)	797,785	967,557	6,804,078	9,607,685	12,566,191	962,274	2,937,417	34,642,987	30,786,597
(再掲)	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未就学児分	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								8人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	4
給付額(円)	287,411

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）  
 退職者医療にかかる医療給付状況  
 （平成30年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	退職被保険者分			被扶養者分		
	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	128	2,038	25	447	11,811,360
	入院外	4,471	7,899	1,020	1,744	24,179,540
	歯科	889	1,683	281	626	4,283,250
	小計	5,488	11,620	160,532,946	1,326	2,817
調剤	3,068	( 3,675 枚)	30,638,190	651	( 778 枚)	7,555,190
食事療養	( 126)	( 5,389 回)	3,630,688	( 25)	( 1,259 回)	851,258
訪問看護	11	284	3,369,710	21	141	1,653,450
合計	8,567	11,904	198,171,534	1,998	2,958	50,334,048

(2) 未就学児分再掲

	被扶養者分		
	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0
	入院外	4	5
	歯科	0	0
	小計	4	5
調剤	5	( 6 枚)	13,800
食事療養	( 0)	( 0 回)	0
訪問看護	0	0	0
合計	9	5	54,310

## 5 関係条例規則等

### 宮崎市国民健康保険条例

昭和34年3月16日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、宮崎市が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づいて行う国民健康保険について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び委員の定数)

第2条 国民健康保険法第11条第2項の規定により市に置かれる国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、宮崎市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の委員の定数は、次に定めるとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人

(被保険者とししない者)

第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

(出産育児一時金)

第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると市長が認めるときは、これに1万6,000円を加算した額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第5条 被保険者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対して葬祭費として2万円を支給する。

(保健事業)

第6条 市は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業、被保険者の療養環境の向上のために必要な事業及び病院の設置その他の保険給付のために必要な事業を行う。

(国民健康保険税)

第7条 市は、世帯主に対して別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

(罰則)

第8条 世帯主が、国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第9条 世帯主又は世帯主であった者が、正当の理由なしに国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第10条 偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（過料にあつては、当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

第11条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(その他の事項)

第12条 この条例に規定するもののほか、国民健康保険の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。ただし被保険者の資格に関しては国民健康保険法第5条及び第6条の規定にかかわらず昭和34年3月31日まではなお従前の例による。  
(条例の廃止)
- 2 宮崎市国民健康保険条例(昭和23年条例第59号)は廃止する。  
(佐土原町等の編入に伴う経過措置)
- 3 佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に、給付事由の生じた3町の被保険者に係る保険給付については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ佐土原町国民健康保険条例(昭和35年佐土原町条例第8号)、田野町国民健康保険条例(昭和34年田野町条例第7号)及び高岡町国民健康保険条例(昭和34年高岡町条例第6号)(以下「3町条例」という。)の例による。
- 4 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ3町条例の例による。  
(清武町の編入に伴う経過措置)
- 5 清武町の編入の前日に、給付事由の生じた同町の被保険者に係る保険給付については、この条例の規定にかかわらず、清武町国民健康保険条例(昭和39年清武町条例第36号)の例による。
- 6 清武町の編入の前日にした行為に対する罰則の適用については、清武町国民健康保険条例の例による。

附 則(昭和35年4月1日条例第9号)

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和36年3月24日条例第6号)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年3月20日条例第7号)

- この条例は、昭和37年4月1日から施行する。ただし、第4条を改正する規定は、昭和37年12月1日から適用する。

附 則(昭和38年3月18日条例第7号)

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年1月6日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年3月23日条例第13号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月30日条例第18号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月19日条例第13号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年9月29日条例第30号)

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年12月25日条例第55号)

- 1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。
- 2 改正前の宮崎市国民健康保険条例の規定に基づく昭和47年12月31日までの医療受診に係る高齢者給付付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年3月30日条例第18号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第5条の2の改正規定は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日以後の診療分から適用する。

附 則(昭和50年7月14日条例第34号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

2 改正前の条例に基づいて、すでに支給された昭和50年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払とみなす。

附 則（昭和50年12月25日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月29日条例第9号）

1 この条例は、昭和52年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の宮崎市国民健康保険条例第5条の規定は、施行日以後に生じた死亡に係る保険給付から適用し、同日前に生じた死亡に係る保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年10月19日条例第52号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

2 改正前の条例に基づいて、すでに支給された昭和52年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払とみなす。

附 則（昭和53年3月31日条例第4号）

1 この条例は、昭和53年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の宮崎市国民健康保険条例第5条の規定は、施行日以後に生じた死亡に係る保険給付から適用し、同日前に生じた死亡に係る保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年6月27日条例第27号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の宮崎市国民健康保険条例第4条第2項の規定は、この条例の施行の日から6月を経過した日以降の出産から適用する。

附 則（昭和55年3月27日条例第13号）

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前の出産に係る助産費の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年6月30日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日条例第14号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第4条の規定は、昭和57年3月1日から適用する。

2 改正前の条例に基づいて、既に支給された昭和57年3月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払とみなす。

附 則（昭和57年12月21日条例第44号）

1 この条例は、昭和58年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第8条及び第9条の規定は、施行日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年12月19日条例第35号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年7月4日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年7月24日条例第25号）

1 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。

2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年12月16日条例第37号）

1 この条例は、昭和64年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第4条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る助産費の支給について適用し、施行日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月17日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）



2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る助産費の支給について適用し、同日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月30日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月20日条例第160号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第71号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月22日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日条例第17号）

この条例中第3条の2第2項の改正規定は平成21年4月1日から、第2条第4号を削る改正規定は同年6月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日条例第45号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第101号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成26年12月25日条例第112号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日条例第24号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項を削り、同条第2項を同条とする改正規定は、公布の日から施行する。

## 宮崎市国民健康保険規則

昭和57年3月23日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。）及び宮崎市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項について、審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項

(委員の任命)

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、その諮問又は請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、条例第2条各号に掲げる委員の各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第6条 議長は、会議録を作成し、会議に出席した2人の委員とともに署名しなければならない。

(報告)

第7条 会長は、会議を開いたときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第8条 第4条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

(被保険者の資格等に係る添付書類等)

第9条 法施行規則第3条の届書には、当該被保険者の資格取得の事実が確認できる場合を除き、法第6条各号のいずれにも該当しなくなった旨を証する書類を添付しなければならない。

第10条 法施行規則第5条第1項の届書には、当該被保険者の修学する学校の在学又は入学を確認できる書類を添付しなければならない。

第11条 法施行規則第5条の2第1項の届書には、当該被保険者に係る施設入所等を証する書類を添付しなければならない。

第12条 法施行規則第7条第1項の規定により再交付するときは、被保険者証の表面上部に、再交付の押印を行うものとする。

第13条 法施行規則第13条の届書には、法第6条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付し、又は提示しなければならない。

(被保険者証の更新)

第14条 法施行規則第7条の2第1項の規定による被保険者証の更新は、毎年8月1日に行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。  
(宮崎市国民健康保険運営協議会規則の廃止)
- 2 宮崎市国民健康保険運営協議会規則(昭和36年規則第1号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に協議会の委員である者は、この規則の規定により協議会の委員に委嘱されたものとみなす。  
(佐土原町等の編入に伴う経過措置)
- 4 佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日前に、佐土原町国民健康保険給付規則(昭和47年佐土原町規則第13号)、田野町国民健康保険の給付に関する規則(昭和53年田野町規則第14号)及び高岡町国民健康保険の給付に関する規則(昭和49年高岡町規則第22号)の規定によりされた申請、通知その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成2年3月29日規則第5号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月26日規則第16号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則(平成13年12月18日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある被保険者証の更新については、改正後の宮崎市国民健康保険規則第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成15年9月4日規則第53号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条、第13条、第17条及び様式第4号の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある被保険者証の更新については、改正後の宮崎市国民健康保険規則第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月31日規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則(平成17年3月31日規則第18号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成17年12月28日規則第119号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第25号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 宮崎市国民健康保険税条例

昭和35年4月1日条例第4号

(納税義務者)

第1条 国民健康保険税（以下「保険税」という。）は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 被保険者である資格がない世帯主であつて、その世帯内に国民健康保険の被保険者である者があつた場合には当該世帯主を被保険者である世帯主とみなして保険税を課する。

(課税額)

第2条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、宮崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（宮崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（宮崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.4を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について2万3,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)以外の世帯 1万6,600円

(2) 特定世帯 8,300円

(3) 特定継続世帯 1万2,450円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,500円

(2) 特定世帯 3,250円

(3) 特定継続世帯 4,875円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,800円とする。

(賦課期日)

第12条 保険税の賦課期日は、当該年度の4月1日とする。

(徴収の方法)

第13条 保険税は、第16条、第20条及び第21条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 普通徴収に係る保険税の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(納期)

第14条 普通徴収の方法によって徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月5日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

- 2 次条の規定によって課する保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。
- 4 市長は特別の事情がある場合において、第1項の納期により難いと認めるときは、別に納期を定めることができる。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

- 第15条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。
- 2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。
  - 3 第1項の賦課期日後に2項世帯主である保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主（以下次項までにおいて「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
  - 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の保険税の額から減額する。
  - 5 第1項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する国民健康保険の被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
  - 6 第1項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する国民健康保険の被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより国民健康保険の被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の保険税の額から減額する。
  - 7 第1項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
  - 8 第1項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の保険税の額から減額する。

(特別徴収)

第16条 当該年度の初日において、保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する保険税を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定)

第17条 前条の規定による特別徴収に係る保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第18条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第19条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険税の徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第20条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税の額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税の額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第21条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る保険税の額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第16条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入)



第22条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険税の額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第14条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当するものとする。

（保険税の減額）

第23条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超えるときは、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超えるときは、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超えるときは、16万円）の合算額とする。

（1）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者

イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について1万6,450円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（イ）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,620円

（ロ）特定世帯 5,810円

（ハ）特定継続世帯 8,715円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について6,440円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（イ）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,550円

（ロ）特定世帯 2,275円

（ハ）特定継続世帯 3,413円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について6,510円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,360円

（2）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について1万1,750円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（イ）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,300円

（ロ）特定世帯 4,150円

（ハ）特定継続世帯 6,225円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について4,600円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,250円

(ロ) 特定世帯 1,625円

(ハ) 特定継続世帯 2,438円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について4,650円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,400円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について4,700円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,320円

(ロ) 特定世帯 1,660円

(ハ) 特定継続世帯 2,490円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について1,840円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,300円

(ロ) 特定世帯 650円

(ハ) 特定継続世帯 975円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について1,860円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について960円

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第23条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

(保険税の申告)

第24条 保険税の納税義務者は、4月15日まで（保険税の賦課期日後に納税義務が生じた者は、当該納税義務が生じた日から15日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者が同項ただし書に規定する者（法第317条の2第1項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

（保険税の減免）

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認めるものに対しては、保険税を減免する。

- (1) 貧困のため公私の生活扶助を受ける者
- (2) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 被保険者の資格を取得した日（以下この号において「資格取得日」という。）において65歳以上である者であって、資格取得日の前日において高齢者の医療の確保に関する法律第7条第4項第1号、第2号、第4号、第5号又は第7号に該当する者（資格取得日において、同法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であったもの（資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者に限る。）
- (4) 前3号に掲げる者を除くほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 年度、納期の別及び税額
- (2) 減免を受けようとする事由

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に掲げる者については、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条又は第3条の規定による届書の提出をもって、前項の規定による申請書の提出があったものとみなす。

4 第1項の規定によって保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（宮崎市行政手続条例の適用除外）

第26条 宮崎市行政手続条例（平成8年条例第33号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、宮崎市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 宮崎市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

（その他）

第27条 この条例に定めるほか、保険税の賦課徴収については、法令及び宮崎市税条例（昭和30年条例第23号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和35年4月1日から施行し、昭和35年度分の保険税から適用する。

（公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあ

るのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（佐土原町等の編入に伴う経過措置）

14 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に、3町において被保険者の属する世帯の世帯主であった者で、編入日以後も引き続きこの条例の規定により保険税を課されるべき者に対する保険税の賦課徴収については、平成17年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、それぞれ国民健康保険税条例（昭和41年佐土原町条例第6号）、田野町国民健康保険税条例（昭和26年田野町条例第19号）及び高岡町国民健康保険税条例（昭和35年高岡町条例第18号）（以下「3町条例」という。）の例による。

15 編入日以後に、3町であった区域において、新たに被保険者の属する世帯の世帯主となった者に対する保険税の賦課徴収については、平成17年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、それぞれ3町条例の例による。

（清武町の編入に伴う経過措置）

16 清武町の編入の前日に、同町において被保険者の属する世帯の世帯主であった者で、同日以後も引き続きこの条例の規定により保険税を課されるべき者に対する保険税の賦課徴収については、平成21年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、清武町国民健康保険税条例（昭和38年清武町条例第20号）の例による。

17 清武町の編入の日以後に、同町であった区域において、新たに被保険者の属する世帯の世帯主となった者に対する保険税の賦課徴収については、平成21年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、清武町国民健康保険税条例の例による。

（平成22年度以後の保険税の減免の特例）

18 当分の間、平成22年度以後の第25条第1項第3号の規定による保険税の減免については、同号中「もの（資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者に限る。）」とあるのは、「もの」とする。

附 則（昭和35年12月26日条例第31号）

この条例は、昭和36年1月1日から施行する。

附 則（昭和36年12月23日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年度分の保険税から適用する。

附 則（昭和38年10月10日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和38年10月31日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年度分の保険税から適用する。

附 則（昭和39年7月10日条例第62号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年度の保険税から適用する。

附 則（昭和40年7月24日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年度の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和41年7月7日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和42年6月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和43年3月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和43年 6 月24日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和44年 6 月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和44年10月 8 日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和45年 6 月22日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和45年度分の国民健康保険税から適用し、昭和44年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用）

3 新条例附則第3項及び第4項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について地方税法等の一部を改正する法律（昭和44年法律第16号）附則第15条又は地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第19条の規定により適用される法附則第34条又は第35条の規定の適用がある場合には、昭和45年度分の国民健康保険税についても適用する。この場合において、新条例附則第3項中「昭和46年度から」とあるのは、「昭和45年度から」とする。

附 則（昭和46年 7 月15日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和47年 6 月27日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和48年 7 月19日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和49年 6 月12日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和50年 7 月14日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和50年度分の国民健康保険税から適用し、昭和49年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年 3 月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年 7 月13日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和51年度分の国民健康保険税から適用し、昭和50年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年 3 月29日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年 7 月13日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和52年度分の保険税から適用し、昭和51年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年 6 月27日条例第28号）





附 則（昭和60年7月4日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和60年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和59年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例（以下「旧条例」という。）附則第6項の規定により読み替えて適用される旧条例第3条第1項及び第9条第1項の規定による昭和59年度分の国民健康保険税の算定については、なお従前の例による。

4 旧条例附則第7項の規定により読み替えて適用される旧条例第11条の規定による昭和59年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年6月17日条例第17号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和61年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和60年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年7月24日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第2条、第4条及び第11条の規定は、昭和62年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和61年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例（以下「旧条例」という。）附則第6項の規定により読み替えて適用される旧条例第11条の規定による昭和61年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月30日条例第14号）

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和62年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年7月1日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和62年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第11条の2の規定は、昭和64年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第7項の規定により読み替えて適用される同条例第11条の規定による昭和62年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年6月22日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の次に1項を加える改正規定及び附則第3項の規定は、平成2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第2条、第4条、第11条及び附則第2項の規定は、平成元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第5項の規定は、平成2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月29日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第7条第1項の規定は、平成2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年6月24日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条第2号の規定は、平成3年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則 (平成4年6月26日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする改正規定及び附則第3項の規定は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第2条、第4条及び第11条の規定は、平成4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、平成5年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則 (平成5年6月24日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第2号の規定は、平成5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年6月23日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条及び第11条の規定は、平成6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年6月21日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条、第11条及び附則第2項の規定は、平成7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年6月28日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条から第4条の2まで、第8条及び第11条並びに附則第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年6月25日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第2条及び第11条の規定は、平成9年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成8年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年12月25日条例第64号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月26日条例第7号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、（中略）第2条の規定は、平成10年4月1日から施行する。
- 3 第2条の規定による改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附 則（平成10年6月26日条例第24号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第8項を削る改正規定は、平成11年4月1日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の第11条の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるものを除き、平成10年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附 則（平成11年12月27日条例第38号）  
この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則（平成12年3月28日条例第31号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附 則（平成12年3月31日条例第48号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附 則（平成13年3月29日条例第13号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成13年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成12年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附 則（平成13年3月30日条例第22号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第7項の規定は、平成14年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成13年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附 則（平成14年7月5日条例第24号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附 則（平成14年12月13日条例第40号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月20日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第2条及び第13条の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第8項及び第9項の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4 改正前の宮崎市国民健康保険税条例第14条の規定は、平成16年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則（平成16年3月31日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第3項及び第4項の規定は、平成17年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月22日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成17年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月20日条例第161号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第49号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から附則第10項までの改正規定（附則第7項の改正規定（「第5項」を「附則第9項」に改める部分に限る。）を除く。）は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月27日条例第41号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(宮崎市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の宮崎市国民健康保険税条例第11条第1項の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年12月27日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の宮崎市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第18条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。
- 4 平成19年10月1日において、平成19年度分の国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付(国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成19年政令第324号。以下「改正令」という。))第2条の規定による改正後の地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。)の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(平成20年4月1日までの間において、年齢65歳に達するものを含み、災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他改正令附則第3条第1項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)について、平成20年4月1日から同年9月30日までの間において健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第16条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付(以下「特別徴収対象年金給付」という。)が支払われる場合においては、それぞれの支払に係る国民健康保険税の額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収することができる。
- 5 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成19年度分の国民健康保険税の額に相当する額として改正令附則第3条第2項の規定により算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成20年度における支払の回数で除して得た額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)とする。

附 則 (平成20年4月30日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年12月25日条例第102号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第2項の次に1項を加える改正規定、附則第3項の改正規定(同項を附則第4項とする部分に限る。)、附則第4項の改正規定(同項を附則第5項とする部分に限る。)、附則第5項の改正規定(同項を附則第6項とする部分に限る。)、附則第6項の次に見出し及び1項を加える改正規定、附則第6項の改正規定(「とあるのは」を「とあるのは、」に改める部分を除く。)、附則第7項の改正規定(「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に改める部分及び「とあるのは」を「とあるのは、」に改める部分を除く。)、附則第8項の改正規定(同項を附則第10項とする部分に限る。)、附則第9項の改正規定、附則第10項の改正規定(同項を附則第12項とする部分に限る。)、附則第11項の改正規定(同項を附則第13項とする部分に限る。)、附則第12項の改正規定(同項を附則第14項とする部分に限る。)並びに附則第13項及び第14項の改正規定 平成22年1月1日

- (2) 附則に見出し及び2項を加える改正規定 平成22年3月23日
- (3) 附則第3項の改正規定（「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。）及び附則第4項の改正規定（同項を附則第5項とする部分を除く。） 平成22年4月1日
- (4) 附則第8項の改正規定（「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。） 平成23年1月1日
- (5) 前各号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項の規定 公布の日  
(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第23条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日条例第23号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定については、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月6日条例第33号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項の改正規定及び附則第4条の規定 平成25年1月1日

(2) (略)

附 則（平成25年3月30日条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月18日条例第41号）

改正

平成27年3月20日条例第2号

平成27年12月21日条例第69号

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第14項の改正規定 平成28年1月1日

(2) 附則第3項、第6項及び第7項の改正規定、附則第8項及び第9項を削り、附則第10項を附則第8項とする改正規定、附則第11項を削り、附則第12項を附則第9項とし、附則第13項を

附則第10項とする改正規定、附則第14項を附則第11項とする改正規定、附則第15項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しを付し、附則第16項を附則第13項とする改正規定並びに附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しを付し、附則第18項を附則第15項とし、附則第19項を附則第16項とする改正規定 平成29年1月1日

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日条例第80号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月20日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第43号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第32号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月27日条例第53号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(宮崎市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

附 則（平成29年3月31日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月30日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第25条第 1 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条から第11条まで及び第23条の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月31日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月30日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則

平成19年3月30日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市国民健康保険税条例（昭和35年条例第4号。以下「条例」という。）第25条第1項の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 市長は、納税義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を減免するものとする。

(1) 災害（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第27号に規定する災害をいう。以下同じ。）により特に著しい被害を受け、保険税の納付が困難であると認められるとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 災害により地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第10号に規定する障害者となった場合 災害が発生した日の属する月から起算して1年を経過するまでの間の保険税の額（以下「税額」という。）（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額）に10分の9を乗じて得た額

ロ 災害により納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の所有に係る住宅（その者の居住に係るものをいう。）又は家財（以下「住宅等」という。）につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）がその住宅等の評価額の合計額の10分の3以上であるもので、世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の前年中の法第292条第1項第13号の合計所得金額の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である場合 災害が発生した日の属する月から起算して1年を経過するまでの間の税額（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額）に、次の表に定める割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額による区分	住宅等が受けた損害の割合	減免の割合
500万円以下のもの	10分の3以上10分の5未満	2分の1
	10分の5以上	10分の10
750万円以下のもの	10分の3以上10分の5未満	4分の1
	10分の5以上	2分の1
1,000万円以下のもの	10分の3以上10分の5未満	8分の1
	10分の5以上	4分の1

ハ 災害による農作物の減収損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である場合で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるとき（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。） 当該年度分の保険税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額に、前年中の合計所得金額に占める農業所得の割合及び次の表に定める割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額による区分	減免の割合
300万円以下のもの	10分の10
400万円以下のもの	10分の8
550万円以下のもの	10分の6
750万円以下のもの	10分の4
1,000万円以下のもの	10分の2

- (2) その世帯に属する被保険者が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により療養の給付等の制限を受けているとき 療養の給付等が制限されている期間の当該被保険者に係る税額に相当する額
- (3) 被保険者の所得が失業（定年退職、早期退職及び優遇退職制度によるもの並びに自発的都合退職及び自己の責めに帰すべき事由による解雇を除く。）、休業、廃業、疾病、負傷等予期することのできない理由により激減し、世帯主等の当該年中の合計所得金額の見積額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第2項第1号に規定する基本手当が給付された場合その他の非課税所得を含む。以下同じ。）が前年中の合計所得金額の10分の5以下に減少すると認められる場合で、前年中の合計所得金額が400万円以下であり、納税が著しく困難であると認められるとき 当該年度分の保険税のうち、申請日以後の保険税に係る所得割額に、次の表に定める割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額による区分	当該年中の合計所得金額の見積額	減免の割合
200万円以下のもの	前年中の合計所得金額の10分の3以上10分の5以下	2分の1
	前年中の合計所得金額の10分の3未満	10分の10
300万円以下のもの	前年中の合計所得金額の10分の3以上10分の5以下	4分の1
	前年中の合計所得金額の10分の3未満	2分の1
400万円以下のもの	前年中の合計所得金額の10分の3以上10分の5以下	8分の1
	前年中の合計所得金額の10分の3未満	4分の1

- (4) その世帯に属する被保険者が条例第25条第1項第3号に該当する者であるとき 次に掲げる額の合計額
- イ 当該被保険者に係る所得割額
- ロ 資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間の当該被保険者に係る被保険者均等割額（条例第23条各号の規定により被保険者均等割額が減額されているときは、減額前の額とする。）に、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該世帯が同条第1号又は第2号に該当する場合を除く。）

世帯の区分	減免の割合
条例第23条各号のいずれにも該当しない世帯	10分の5
条例第23条第3号に該当する世帯	10分の3

- ハ 資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間の当該世帯に係る世帯別平等割額（条例第23条各号の規定により世帯別平等割額が減額されているときは、減額前の額とする。）に、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該世帯が条例第25条第1項第3号に該当する者のみで構成される世帯に限り、当該世帯が条例第5条第1号の特定世帯又は条例第23条第1号若しくは第2号に該当する場合を除く。）

世帯の区分	減免の割合
条例第23条各号のいずれにも該当しない世帯	10分の5
条例第23条第3号に該当する世帯	10分の3
条例第5条第1号の特定継続世帯であって、条例第23条各号のいずれにも該当しないもの	10分の2.5
条例第5条第1号の特定継続世帯であって、条例第23条第3号に該当するもの	10分の1

- 2 納税義務者が前項各号の2以上の号に該当するときは、減免の額が最も高いものを適用する。
- 3 第1項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者については、その者の実情に応じて減免することができる。

(減免の取消し)

第3条 市長は、虚偽その他の不正の行為により保険税の減免を受けた者がある場合においては、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度以後の年度分の保険税から適用する。  
(清武町の編入に伴う経過措置)
- 2 清武町の編入の日前に、清武町国民健康保険税減免に関する規則(平成14年清武町規則第11号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 清武町であった区域における保険税の減免の基準については、平成21年度分までに限り、この規則の規定にかかわらず、清武町国民健康保険税減免に関する規則の例による。

附 則(平成20年4月30日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則(平成22年3月19日規則第20号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月26日規則第111号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則(平成30年3月30日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税の減免について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

附 則(平成30年12月28日規則第72号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税の減免について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

## 宮崎市国民健康保険運営基金条例

昭和42年3月14日条例第4号

(設置)

第1条 国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、宮崎市国民健康保険運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、前年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算剰余金の2分の1を下らない額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、特別会計又は一般会計において財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて（国民健康保険特別会計事業勘定については、利子不要とする。）基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 市長は、第1条に規定する目的のために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 昭和41年度に限り積み立てる額は、予算に定める額とする。

附 則（昭和46年7月15日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月28日条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月5日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 宮崎市国民健康保険はり・きゅう・あんま施術規則

昭和39年6月30日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、宮崎市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第6条の規定に基づく保健事業として行うはり・きゅう・あんまの施術（以下「施術」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(施術の範囲)

第2条 国民健康保険指定はり・きゅう・あんま施術担当者（以下「施術担当者」という。）が行う施術の範囲は、末しょう神経疾患又は運動器疾患（現に当該疾患により国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第36条の規定による療養の給付又は同法第54条の規定による療養費の支給を受けているものを除く。）とする。

(施術の制限)

第3条 施術は、同一被保険者について1日1回とし、年間（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）60回を限度とする。

(施術担当者の指定)

第4条 施術担当者は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が指定する。

- (1) はり師免許、きゅう師免許又はあん摩マッサージ指圧師免許を有する者
- (2) 宮崎市又は東諸県郡内に施術所を有する者
- (3) 次に掲げる施術団体（以下「団体」という。）のいずれかに所属する者又は団体に所属しない者で別に定める誓約書を提出し、市長が適当と認めたもの
  - ア 宮崎市保険鍼灸マッサージ師会
  - イ 宮崎市郡鍼灸師会
  - ウ 一般社団法人宮崎県マッサージ師会
- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でない者

2 前項の指定を受けようとする者は、別に定める申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) はり師免許証、きゅう師免許証又はあん摩マッサージ指圧師免許証の写し
- (2) 施術所開設届出済証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、施術担当者を指定したときは、施術担当者として指定する旨の証（以下「施術担当者の証」という。）及び標示板を交付する。

4 施術担当者は、第2項に規定する申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(施術担当者の表示)

第5条 施術担当者は、施術所内に施術担当者の証を掲示するとともに、公衆の見やすい所に標示板を掲出しなければならない。

(施術録の備付け等)

第6条 施術担当者は、施術の内容を明らかにするため別に定める施術録を備え必要な事項を記載するとともに、当該施術録を2年間保存しなければならない。

(報告徴収等)

第7条 市長は、施術料負担金の支給に関し、施術担当者及び団体に対し報告を徴し、関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。

(施術担当者の辞退)

第8条 施術担当者を辞退しようとするときは、施術担当者の証及び標示板を添えて別に定める書面により市長に届け出なければならない。

(施術担当者の指定取消し又は停止)

第9条 市長は、施術担当者が次の各号のいずれかに該当する場合は、施術担当者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定を停止することができる。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
  - (2) この規則の規定に違反したとき。
  - (3) その他市長が施術担当者として不相当と認めたとき。
- (施設利用者証の請求等)

第10条 被保険者が施術を受けようとするときは、その被保険者の属する世帯の世帯主は、別に定める申請書により施設利用者証の交付を受けなければならない。この場合において、市長は、当該世帯に属する者が国民健康保険税を滞納しているときは、施設利用者証の交付をしないことができる。

- 2 施設利用者証の有効期限は、毎年3月31日とする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、国民健康保険税を滞納している世帯主及び当該世帯主と同一の世帯に属する被保険者に係る施設利用者証について、市長は、前項に規定する期限より前の期限を定めることができる。
  - 4 被保険者は、施術を受けるときは被保険者証及び施設利用者証を施術担当者に提出しなければ施術を受けることができない。
  - 5 施術担当者が被保険者から施術を求められたときは、被保険者証及び施設利用者証によりその者が施術を受ける資格があることを確かめたのち施術を行わなければならない。
- (施術料金)

第11条 施術担当者は、施術料金を施術所の見やすい所に掲示しておかなければならない。

- 2 施術を受けた被保険者は、施術料金から次条第1項に規定する施術料負担金の額を差し引いた額を施術担当者に支払わなければならない。
- (施術料負担金の支給)

第12条 被保険者が施術を受けたときは、施術料負担金として施術1回につき1,200円(当該施術料金が1,200円を下回る場合にあつては、当該施術料金)を支給する。

- 2 前項に規定する施術料負担金の支給は、施術担当者に支払うことによつて行う。
- (施術料負担金の請求等)

第13条 前条第2項の規定により施術料負担金の支払を受けようとする施術担当者は、別に定める請求書に明細書を添付して、当該施術担当者の所属する団体を経由して市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、当該団体を経由して施術料負担金を当該施術担当者に支払うものとする。
- 3 前2項の規定は、団体に所属しない施術担当者で第4条第1項の規定による指定を受けたものについて準用する。この場合において、第1項中「当該施術担当者の所属する団体を経由して市長」とあるのは「市長」と、前項中「当該団体を経由して施術料負担金」とあるのは「施術料負担金」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和39年7月1日から施行する。
- (佐土原町等の編入に伴う経過措置)
- 2 佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日前に、佐土原町国民健康保険はり、きゅう、あんま、マッサージ施術規則(昭和47年佐土原町規則第14号)、田野町国民健康保険はり、きゅう施術規則(昭和48年田野町規則第3号)及び高岡町国民健康保険はり、きゅう又はあんま施術規則(平成6年高岡町規則第15号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。
- (清武町の編入に伴う経過措置)
- 3 清武町の編入の日前に、清武町国民健康保険はり、きゅう又はあんま施術規則(昭和47年清武町規則第13号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（昭和42年6月1日規則第8号）

この規則は、昭和42年6月1日から施行する。

附 則（昭和44年5月30日規則第11号）

この規則は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日規則第15号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年5月27日規則第13号）

この規則は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日規則第7号）

1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に存するこの規則による改正前の宮崎市国民健康保険はり・きゅう施術規則（昭和39年規則第14号）に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取りつくり使用することができる。

附 則（昭和51年7月14日規則第18号）

この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日規則第8号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年5月29日規則第20号）

この規則は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月26日規則第2号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日規則第9号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月23日規則第8号）

1 この規則は、昭和57年4月1日（以下「施行日」という。）から公布する。

2 この規則による改正後の規則の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月24日規則第14号）

1 この規則は、昭和58年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月29日規則第10号）

1 この規則は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日規則第5号）

1 この規則は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月29日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第3条の規定は、平成2年4月1日（以下「施行日」という。）以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月20日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月23日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月28日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月30日規則第34号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月18日規則第30号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月26日規則第11号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月25日規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月28日規則第120号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年2月27日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第21号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成22年6月29日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 改正後の第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年9月18日規則第73号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年9月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成30年3月30日規則第48号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成31年2月1日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則（以下「新規則」という。）第12条の規定は、この規則の施行の日以後の施術に係る施術料負担金について適用し、同日前の施術に係る施術料負担金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第4条第1項の規定による指定を受けている施術担当者は、新規則第4条第1項の規定による指定を受けた施術担当者とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則の相当規定により使用されている書類とみなす。
- 5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。





宮崎国保イメージキャラクター

オレンジ君



宮崎市観光イメージキャラクター

ミッシちゃん

宮崎市国民健康保険の概要

令和元年度版(平成30年度実績)

発行 令和元年9月

編集 宮崎市税務部国保年金課  
国保収納課

〒880-8505

宮崎市橘通西一丁目1番1号